

第五次中井町総合計画 後期基本計画 進捗状況一覧表

計画期間 平成23年度～平成27年度

調査基準日 平成25年度末現在

中 井 町

○第五次中井町総合計画後期基本計画 進捗状況評価結果

5つの基本目標		基本計画	大施策	小施策	施策内容	施策番号	所管課	具体的な取組状況	進捗評価		継続評価		進捗状況に対する企画課評価・意見												
1	環境と共生するまち	1	次世代に継承する環境づくり	1	環境基本計画の推進	1	環境	●各事業について、担当課による1次評価及び、推進委員による2次評価を実施。 ●推進委員会での評価を基に、年1回の環境審議会にて総合的な点検を行い、町へ報告する。	3	拡大・拡充	計画の期間は平成21年度から30年度の10年間であり、25年度末にて前半の5年が経過した。 年1回の環境審議会において、事業の進捗状況や必要性、今後の方向性等審議してきた中で、必要性が高く実施すべきとの評価を受けている事業においても、課題が多く未実施のものが多くあることから、今後に向けた課題の抽出及び事業の見直しが必要である。	環境基本計画における各事業の推進については、これまでも総合計画などに位置付けられ、様々な取り組みを実施してきたところだが、計画期間の平成30年度に向けてより一層の推進を図っていく必要がある。 特に、ごみ処理の効率化・適正化については1市5町の広域により準備が進められており、調整を図っていく必要がある。	3	引き続き着実な計画推進に当たりたい。											
						2	環境教育・環境学習の推進	学校教育や生涯学習などを通して、体験的環境学習を推進し、学校や家庭、地域での環境に対する理解の充実に努めます。							2-1	環境	●出前講座の開催（H25.12ごみの分別・減量化、生ごみ処理機の活用、野焼きについて） ●ごみ減量化モデル地区への説明会の開催（H25.12）	出前講座にはごみの分別についてメニューの登録があるが、実績が上がっていない。 環境保全への取り組みについてはこれまでも再三、町広報誌等で啓発をしてきたところではあるが、町民の認知度は高いとは言えず、ごみの分別の徹底や自然に触れ合う機会の創造等、取り組むべき課題は多い。	町環境基本条例第11条に教育及び学習の充実を図るとの記載があり、環境に対する理解を深める機会を設ける事は大変重要であると考え。そのためには、学校や家庭、地域の協力が不可欠であり、各機関と調整を図りながら事業を推進していく必要がある。 とりわけ、南部地区メガソーラー建設地については、再生可能エネルギー施設の建設に合わせて、環境学習の場としての活用を検討していく必要がある。	各課の取組状況・進捗評価からは、体験的環境学習が充分に行われているとは言いがたい。 施策93、103と内容的に重複している。整理・統合を要検討。 【施策93】 環境教育や稲作体験、福祉体験などを通して、地域のもつ教育力の活用を推進します。					
						2-2	地域	●町民に対して出前講座メニューでの提供を行っている。							利用実績がなく、メニュー内容、周知方法等についての検討が必要である。	地域全体で環境問題に取り組んでいくことが必要となっており、そのための学習機会の整備・充実を推進していくことが望まれている。	2	【施策103】 地域を知るふるさと学習や環境学習などにおいては、自然体験や稲作体験など、子どもと大人が体験学習できる場を提供し、交流を深めます。また、学習ボランティアの活用や、地域を語る人材の発掘・育成に努めます。							
						2-3	教育	●牛乳パックのリサイクル活動 給食後の牛乳パックを開き、洗浄・乾燥後、リサイクル業者に引き渡す。							学校での授業を通して環境学習を実践している（施策番号93に関連）。	学校での授業や活動を通じて、引き続き、学校や家庭、地域での環境に対する理解の充実に努める。			4		維持・継続				
						3	自然学習事業の推進	自然の中での遊び、体験などを通じて、自然とのふれあいを深めることができるよう、自然学習やふれあい事業を推進します。また、町民が自主的に学習できるよう、指導者育成や活動の組織化支援に努めます。							3-1	環境						指導者の育成や活動の組織化が出来ていないため、事業を実施していない。 平成25年度環境基本計画推進委員会にて、槐委員が人材の育成を行う旨発言しており、今後の活動の足掛かりとして指導者の育成を図っていく。	町環境基本条例第11条に教育及び学習の充実を図るとの記載があり、環境に対する理解を深める機会を設ける事は大変重要であると考え。とりわけ、自然学習については、先ず専門的な知識・技能を有する指導者の育成及び発掘が必要となり、これを足掛かりに事業の推進を図っていく必要があると考える。	維持・継続	事業は実施されているが、少子高齢化などの影響により人材育成には至っておらず、事業としては硬直化しつつある。 施策12と内容的に重複している。整理・統合を要検討。 【施策12】 自然環境の保全や再生に向けた、自主的な取り組みを行う組織等の育成を図るとともに、組織等への支援を図ります。また、地域住民等との協働により、自然体験や地域資源を活かした自然環境保全の取り組みを促進します。
						3-2	地域	●自然・環境活動団体（かさすげの会）へまちづくり活動支援補助制度により、支援を行っており、一般町民も対象とした観察会、講演会が開催されている。 ●生涯学習情報誌により、サークル・団体の紹介を行っている。							地域活動団体による観察会等が行われているものの、会員以外での参加者が少ない。 事業内容自体の硬直化、団体（会員）の固定化等の状況にある。	今後においても、引き続き、関係団体の育成、開拓の必要がある。						維持・継続			
						3-3	教育	●「ききょうの会」への活動支援							万年橋付近の花壇等を整備している「ききょうの会」へ活動支援を行っている。 以前は、カサスゲの会への活動支援や自然観察指導員養成講座を行っていた。現在は所管課が地域支援課に移り、講座等実施されていないと認識している。本事業の評価については、地域支援課の意見を重視する必要がある。	万年橋付近の花壇整備等への活動支援は、今後も継続する。しかし、本事業だけの活動内容で計画に位置付ける必要はない。他課の状況により計画への位置づけを検討されたし。							見直し・廃止		

5つの基本目標				基本計画		大施策		小施策		施策内容		施策番号		所管課		具体的な取組状況		進捗評価		継続評価		進捗状況に対する企画課評価・意見																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

5つの基本目標		基本計画		大施策	小施策	施策内容	施策番号	所管課	具体的な取組状況	進捗評価		継続評価		進捗状況に対する企画課評価・意見		
							8-2	上下	●水質検査計画の策定及び計画に基づく水質検査の実施。（強化検査項目有り） ●安定供給を図るために、定期的に施設巡回点検を実施。 ●災害に強い施設整備を進めるため、計画的に配水池の耐震診断実施。	3	毎年、水質検査計画を策定し、この計画に基づき水質検査も年間計画が組まれているため、確実に実施出来ており、水質の監視には万全を期しています。しかし、施設の維持管理に関しては老朽化対策、耐震化対策など様々な課題が山積しています。	維持・継続	豊かでおいしい水を安定的に供給するため、水質の監視について継続的に実施するとともに、老朽化対策や耐震化対策を進めるべく、経営の効率化や適正な料金水準の検討が必要。また、地下水確保のため「中井町地下水採取に関する指導要綱」にて規制をしていますが、今後、強制力のある条例化の検討が必要。	1	施策内容を満たすだけの事業や取り組みが行われているとは言い難い。 次期計画にも位置付けるかは検討の余地あり。 ペットボトル水の製造販売を行うのであれば、民間事業者との連携が欠かせない。	
					3	おいしい水の活用	安全でおいしい中井の水を地域資源として活用に努めます。	9-1	環境		0	上水道を100%町内の水源で賄ってはいるが、現状において上水道以外へ活用はしていない。 町の良質な地下水についての認知度は高いとは言えず、活用や周知の方法について検討していく必要がある。	新施策へ展開			おいしい水を安定的に供給することに加え地域資源として活用することは、豊かな自然環境を有する町のPRにも繋がり必要性は高いと考える。 地下水の現状把握や活用の方法について検討したうえで、事業を展開していく必要がある。
								9-2	上下		3	中井町の水道水源は、豊富な地下水を水源とし、100%自己水源により供給を行っているため、地下水の確保について「中井町地下水採取に関する指導要綱」により必要な制限を行うとともに、良好な水質を維持しています。	見直し・廃止			中井の水のおいしさを町民の皆様をはじめ多くの方々にPRするためには、ペットボトル水の製造販売等が考えられますが、安定的な事業運営を維持するため、経営の効率化や職員数の削減を実施しており、また施設の耐震化等には多くの事業費が掛かると見込まれるため困難と思われる。
					4	河川改修と水辺空間づくり	藤沢川の河川改修を促進するとともに、中村川や厳島湿生公園などについては、水辺とのふれあいを楽しむことのできる水辺空間づくりに努めます。	10	まち	●「厳島ホテルの会」による、ホテルの再生への取組み ●「竹灯籠のタベ」あかりの祭典」の開催 ●「厳島フォトコンテスト」の実施 ●藤沢川未改修箇所の護岸整備要望 ●中村川、藤沢川の定期的な河床整理の実施要望	3	・厳島ホテルの会によるホテルの再生に取組み、毎年2月に放流し5月～6月末にかけホテルを公園内に飛翔させ、町の広報や一般広報紙等でホテル情報を発信し、町外からも多くの来園者があり、町の観光スポットとしての位置付けが定着してきた。 ・「竹灯籠のタベ」や「あかりの祭典」の開催により、水辺に映る光の光景が幻想的で、町内外より来園されている。 ・藤沢川については自然環境に配慮した護岸整備が実施されてはいるものの、一部を除き暫定的な整備に止まって進捗は芳しくない。 ・中村川については定期的な河床整理を継続して実施	維持・継続	・厳島湿生公園においては、水辺空間を利用したイベントの開催や希少な水生動植物が生息しており、四季を通じて様々な情景が見られます。 ホテルの飛翔や彼岸花の観賞、水辺にはカワセミや渡り鳥の観察など年間を通じて様々な情景が見られることから、来園者には大変喜ばれている状況であるので、町の観光的なスポットとしての価値も高くなっていることから継続的な取組みを行っていく必要がある。 ・藤沢川については護岸整備が終了しておらず、河川内に民地が残っているなど底地の整理も課題であり、流域の自然環境に配慮した河川整備計画の明確化とともに、沿線住環境の向上のため狭小な沿線町道の整備についても取組みが必要である。 ・中村川については一定の整備は終了しているとの県の見解だが、護岸整備が終了していない箇所や、内水面で道路冠水等が生じていることから、定期的な河床整理と護岸の整備ならびに河川全体の流下能力の向上が必要である。また、役場周辺の土地利用計画に合わせた親水型の護岸の配置などにより、親しみやすい河川と周辺環境の向上を図る。	3	藤沢川の改修については、一部区間が未改修のままであり、例年、町村会を通じて県へ要望活動を行っていることから、継続した取り組みが必要である。 【H26要望（抜粋）】 藤沢川については、一部区間で未改修であり、地元地域からも県に対し幾度となく河川改修の要望を行ってきたが、早期の事業着手に向けた特段のはからいを要望する。
					5	自然生態系の維持・管理	貴重な動植物の生息地を有する地域について、生物多様性調査等を実施するとともに、自然生態系の維持・管理と保全に努めます。	11	環境	●生物多様性調査（H23～27） 専門知識を有する6名で構成される生物多様性調査会により町内全域での現地調査及び文献調査を実施。 25年度までに、ほ乳類2種、鳥類92種、両生は虫類11種、魚類7種、昆虫類761種、甲殻類6種、貝類1種、植物1,099種、合計で動物880種、植物1,099種、そのうち神奈川県内の絶滅危惧種88種が記録された。	3	生物多様性調査は5か年の継続事業であり、順調に進捗している。27年度の調査終了、28年度の成果物作成に合わせて、標本の保管や公表の時期や内容について検討が必要となる。	拡大・拡充	町の豊かな自然環境を維持していくためには、希少種をはじめとした生態系を保護していくことが必要である。今後は、調査の結果を基に自然環境の維持保全を図るとともに、成果物を環境学習や観光資源として役立てることが必要となる。	3	継続的な調査を実施するとともに、標本の保管等については、早めに検討されたい。
						6	自然環境保全への取り組み支援	自然環境の保全や再生に向けた、自主的な取り組みを行う組織等の育成を図るとともに、組織等への支援を図ります。また、地域住民等との協働により、自然体験や地域資源を活かした自然環境保全の取り組みを促進します。	12	環境		0	里山や地下水などの豊かな自然環境を後世に引き継いでいく必要がある。これらを地域の財産として維持していくためには町民・団体との協働による仕組みづくりが必要となる。	維持・継続	豊かな自然環境を有する本町においては、自然体験や自然環境保全の取り組みの必要性は高いと考える。実施にあたっては、里山や動植物の生態系などの知識を有する人材の発掘・育成が必要であり、指導者を養成することで活動の機会を拡げ、より多くの人材を取り込み事業の推進を図っていく必要がある。	0
			2	里山の再生と環境整備	1	ふれあいと交流の里づくり事業の推進	13-1	環境	●農業体験事業	5	ふれあいと交流の里づくり事業は、県補助金の交付を受け実施してきたが事業は終了し、現在は町単独で実施している農業体験事業を実施しているのみである。	見直し・廃止	農業体験事業においては、総合計画でも他の施策に組み込まれているため、予算を農林水産業費に移行し、本事業は廃止すべきである。	5	施策としての役割は終わっている。 農業体験事業の位置付けを整理した上で、廃止することが適当。	

○第五次中井町総合計画後期基本計画 進捗状況評価結果

5つの基本目標		基本計画	大施策	小施策	施策内容	施策番号	所管課	具体的な取組状況	進捗評価		継続評価	進捗状況に対する企画課評価・意見	
						13-2	地域	●里山の景観等を利用し、里山俳句大会を年2回実施している。	3	町俳句協会を中心として大会が開催されており、町内外から参加者も多い。	見直し・廃止		
				2	里山の景観づくり	14	環境	ふれあいと交流の里づくり事業や竹林再生事業の活動を支援するとともに、町民の景観づくりへの関心を高め、地域の特性を生かした景観形成の基本方針づくりに努めます。	0	景観形成の基本方針づくりには着手していない。	見直し・廃止	0	景観形成の基本方針づくり（景観条例等）が必要かどうか、町民などの意見を踏まえた上で、一から施策内容を見直す必要がある。
		3	生活環境の保全	1	生活・産業における環境対策	15-1	環境	●水質汚濁防止法に則った環境基準について、下水道に未接続の事業所のうち、鉱油類、プラント、コーティング業、食品業の事業所について排水の水質検査を実施。 ●グリーンテクなかい環境安全連絡会（4社）から近隣自治会長及び町へ、毎年、環境保全に係わる資料等が送付される。	4	・これまで、事業所が原因となる水質事故や大気汚染、騒音の発生及び苦情は寄せられていない。 ・現在、工場排水の検査は年3事業所のペースで実施しているが、調査対象となる事業所は複数あるため、約5年に1回の割合でしか検査が出来ていない状態である。 ・環境安全対策に係る連絡調整の機会は現在ないが、町と事業所が共通の認識をもって環境保全に取り組む上で必要と思われる。	拡大・拡充	3	生活環境の保全については、住民生活に直結する問題であり看過できないが、総合計画に記載し施策の進捗状況を評価する事業には馴染まないのではないか。
						15-2	企画	●グリーンテクなかい環境安全連絡会との接点が無かった。 ●搬入、搬出待ちの大型トラックに対する排ガス、アイドリングストップ、路肩待機などについてはグリーンテク協議会を通じて改善のお願いをした。 ●地元住民等からの苦情等に対しては協議会を通じて即時対応を図ってきた。	3	企画課の所管としては、グリーンテクなかい企業連絡会に係る部分であるが、グリーンテク内に立地する企業に対する苦情や要請については、協議会を通じて即座に解決を図ってきており概ね順調であると判断した。	縮小		
				2	有害化学物質による被害の防止	16	環境	●広報や出前講座による野焼きの原則禁止の啓発。 ●パトロールや町民からの通報に基づく野焼きの原則禁止の直接指導。 ●光化学スモッグ、PM2.5等基準値を超えた場合の防災行政無線による注意喚起。	3	ダイオキシンの有害物質が発生しないように、野焼きの原則禁止等広報による啓発やパトロールを実施し、発見した場合直接指導を行ったことで、野焼きが減少している。今後は、定期的なパトロールの実施等による更なる監視及び啓発をしていく必要がある。	維持・継続	3	有害物質の監視やパトロールを継続して実施されたい。
				3	砂利採取事業に関する環境の保全	17	まち	●販売組合・砂利採取事業者との定期的な協議の実施（平成25年） ●砂利採取地埋め戻し土のPH測定 ●公共残土処分場への搬入土の土質検査	2	・復元に向けての検討を行うため関係機関及び地権者を含む「砂利採取地対策協議会」を立ち上げ進めているが、諸法令での許可条件での復元が必要であるなどの課題がある。	維持・継続	2	施策128の整理・統合を検討されたい。
				4	環境美化活動の促進	18	環境	●春・秋町内一斉清掃の実施 ●クリーンウォーキングによる町民・事業者との協働による環境美化の実施 ●平成25年度から公募による清掃ボランティアによる、ポイ捨てごみの回収やパトロールを実施	3	・春・秋の2回町から各自治会及びグリーンテクなかい企業連絡協議会による一斉清掃を実施、町からはごみ袋の支給と発生したごみの回収を行っている。なお、一斉清掃時に発生した刈草等は自治会で処分しているところが多く、処分方法や処分先においては今後自治会等と調整しながら検討していく必要がある。 ・クリーンウォーキングについては、年1回、事業所、町民との協働によりグリーンテクなかい周辺の道路等のごみ拾いを実施しているが、今後はグリーンテクなかい以外の地域への拡大を検討させる必要がある。 ・清掃ボランティアへごみ袋の支給及び腕章とトンゴの貸与を行っており、今後、町のパトロールを補完するため、町内全域へ活動が広がるよう展開していく必要がある。	維持・継続	3	継続して事業の推進に当たられたい。

○第五次中井町総合計画後期基本計画 進捗状況評価結果

5つの基本目標			基本計画		大施策	小施策	施策内容	施策番号	所管課	具体的な取組状況	進捗評価		継続評価		進捗状況に対する企画課評価・意見					
						5	不法投棄の防止	地域住民や県とも連携しながら、監視パトロールの強化や投棄防止の監視カメラの設置など、不法投棄の未然防止に努めます。	19	環境	●昼間・夜間の不法投棄パトロールの実施（H22～現在） ●啓発看板の設置 ●ダミーカメラ・センサーライトの設置（H22, H23） ●監視カメラの設置（H24） ●清掃ボランティアの募集・活動開始 ●年4回、県町合同パトロールの実施	3	維持・継続	不法投棄を未然に防止するためには、パトロールの実施や、監視カメラの活用、清掃ボランティアの追加募集等、現状の対策を継続・強化することは必要と考える。	3	継続して事業の推進に当たられたい。				
						6	環境にやさしい農業の推進	農業生産において、有機栽培など環境への負荷をできるだけ軽減した環境にやさしい農業を推進するとともに、家畜糞尿などを堆肥として利用するなど自然循環利用に努めます。	20	環境	●農業振興補助金（有機農法等補助） ●環境保全型農業支援対策事業補助金	2	見直し・廃止	有機農法を拡大するためには、有機農法の作業量（手間がかかること）や有機野菜の販路の確保等、検討すべき課題がある。町として有機農法の拡大を図るのであれば、見直しの必要があると考える。	2	ニーズを精査の上、見直しを図られたい。				
						2	生活排水対策の推進	1	公共下水道事業の推進	下水道事業計画の見直しを図り、計画的に、効率的かつ経済的な公共下水道の整備を進めるとともに、下水道への接続率の向上に努めます。また、下水道ビジョンに基づき効果的に事業を推進します。	21	上下	●平成22年度全体計画について、財政状況、投資効果等を考慮し計画区域の見直しを実施。 （404.2ha→314.0ha） ●接続率向上のため、平成22年度より切替接続工事をする際の奨励金制度内容を一部拡大。 （平成27年度まで）	5	維持・継続	豊かな自然環境の保全と快適な生活環境の構築のため、下水道計画区域における未普及地域の整備を推進します。未整備区域約68haの内、約48haは開発構想区域となっています。下水道事業としての整備は残り20haが対象となり、公債費への影響を考慮した計画的な整備と接続率の向上に努めます。	5	財政状況を勘案しながら、下水道ビジョンに基づき事業の推進に当たられたい。		
								2	合併処理浄化槽の設置促進	生活排水処理基本計画の推進を図るとともに、合併処理浄化槽の設置及び維持管理の適正化の促進を図ります。	22	上下	●合併処理浄化槽設置整備補助事業の実施	3	維持・継続	近年、工場や事業所等からの排水は、公害防止対策により厳しく規制され水質保全が達成されてきたが、公共下水道未整備地域においてはその多くが未処理のまま流されるため、公共用水域の水質汚濁の主要な原因となっている。このことから、今後、単独浄化槽では水質保全に対する浄化能力が限界に達することから、公共下水道計画区域外においては、合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。	3	国交付金を活用し、引き続き施策の推進に当たられたい。		
						4	資源循環型社会の形成	1	ごみ減量化の推進	1	ごみ減量化に向けた啓発の推進	環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築を図るため、地域が協力して、ごみの減量化、資源の有効利用に取り組んでいけるよう、啓発活動を進めます。	23	環境	●年間を通じて広報紙による啓発 ●出前講座の実施 ●自治会長会議で回覧用のチラシ・ポスターを配布 ●リサイクル掲示版制度	4	維持・継続	ごみの減量化、資源の有効活用は、焼却量の減少による大気汚染の防止や、焼却施設の延命等の効果があるため、啓発を継続していく必要がある。特に、ごみ減量化モデル地区は平成26年度から活動が開始されたため、今後活動内容の検証及び活用を図っていく。	4	施策番号23～28は、「ごみの減量化」及び「ごみの資源化」を細分化しているに過ぎない。 6本の施策を1つに整理・統合し、大きな柱として「資源循環型社会」を唱え、その下に具体的方策を列挙すれば足りるのではない。 （統合叩き案） ○資源循環型社会の構築 環境への負荷が少ない循環型社会の構築を図るため、町民、行政、地域団体などが協力して、ごみの減量化、資源の有効利用への取組を推進します。 ・啓発活動 ・3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進 ・収集・処理体制の強化 ・生ごみ処理機の普及促進 ・剪定枝のチップ化 など
								2	ごみ減量化の推進	町民、事業者、行政が各々の立場で、ごみの3R（リデュース・リユース・リサイクル）に取り組み、地域全体でごみの減量化を推進します。	24	環境	●【リユース】リサイクル掲示版 ●【リサイクル】ごみの分別収集	2	新施策へ展開	リサイクル掲示板については十分な活用がされておらず、更なる周知が必要である。ごみの分別収集についても、東部清掃組合でのごみの組成分析の結果から、更なる徹底が必要であることからごみの減量化に向けて啓発の強化を図る必要がある。また、中井の環境をよくする会などを活用し、特に発生抑制（リデュース）について事業者と連携した取り組みを検討していく必要がある。	2			
								2	資源の再生と有効利用	1	細分別収集の徹底	ごみの細分別の項目を増やし、ごみの減量化及び資源化を推進するとともに、資源ごみの量や品目の増加に対応できるよう、収集・処理体制を強化します。	25	環境	●ごみカレンダー印刷 ●英語・ポルトガル・スペイン語ごみカレンダー印刷 ●ごみと資源の出し方ガイド印刷 ●英語版出し方ガイド印刷 ●広報紙による周知 ●出前講座の実施 ●剪定枝の戸別回収	2	拡大・拡充	分別品目等の周知は実施しているが、分別の徹底は不十分である。今後、広報紙に加えて出前講座等を通じて、分別の方法、必要性などの更なる周知が必要である。また、大型生ごみ処理機を町内各所に設置し生ごみを回収することで、地域を取り込み、町全域でごみの減量化への仕組みづくりの構築を図っていく。	2	

5つの基本目標		基本計画		大施策	小施策	施策内容	施策番号	所管課	具体的な取組状況	進捗評価		継続評価		進捗状況に対する企画課評価・意見			
					2	資源回収の推進	26	環境	●集団回収奨励金の交付（23年度まで） ●広報紙等での周知	3	PTAへの集団回収奨励金の交付が23年度に終了したところではあるが、事業は引き続き実施されており、資源の有効利用及びごみ減量化への意識の高揚が図られることから、引き続き推進していく。	維持・継続	資源の有効利用やごみの減量化のために有効だけでなく、ごみの分別や資源の活用に対する理解を深めるためにも事業の継続は必要であると考える。	3			
					3	生ごみの資源化	27	環境	●コンポスター購入補助 ●手動式生ごみ処理機購入補助 ●年間を通じて広報紙による啓発 ●出前講座の実施 ●自治会長会議で回覧用のチラシ・ポスターを配布 ●生ごみ減量検証モデル地区を募集	4	平成25年度末現在で、コンポスター設置数が946基となっている。また、生ごみ減量検証モデル地区の申し込みがあり、生ごみの資源化及び減量化に対する関心が高まってきている。	拡大・拡充	広報紙や出前講座等で生ごみ処理機の有効性について周知するとともに、モデル地区から生ごみ処理機を身近なものとして発信していくとともに、生ごみ処理機の使用者拡大のため、購入補助の対象機種種の追加を検討する。	4			
					4	剪定枝の資源化	28	環境	●戸別回収及び直接搬入により集められた剪定枝を破碎処理しチップ化を行う。また、チップ化した資源は、町民に無料配布する他公共施設等に散布し活用する。	3	剪定枝の回収量やチップの無料配布数量は事業開始時より年々増加傾向にある。今後は広報等により周知を図り、ごみの減量化、資源化を図っていく。	維持・継続	選定枝の回収やチップの利用のニーズは増加傾向にあり、ごみの資源化・減量化を図っていく上で、継続実施する必要がある。なお、継続していくうえで、回収・配布にの有料化についての検討も必要となる。	3			
				3	ごみ処理の効率化・適正化	1	ごみ処理の効率化・適正化	ごみ処理の広域化について、関係市町での協議検討を進めます。	29	環境	●東部清掃組合を構成する3町で指定ごみ袋の統一化 ●あしがら上地区資源循環型処理施設整備調整会議事務局を設置（25年度）	3	平成25年度より1市5町による「ごみ処理広域化準備室」を立ち上げ、効率的で適正な広域ごみ処理施設整備について検討を開始した。処理場の建設地の選定等が検討課題となっている。	維持・継続	大井美化センターは稼働から30年が経過しており、また、岩倉最終処分場は平成32年度に計画埋立量に達する見込みであることから、広域による新たなごみ処理施設整備の必要性は高く、「ごみ処理広域化準備室」において検討していく。	3	計画埋立量に達する前に、早めの方向性を検討されたい。
2	安心して暮らせるまち	1	安全な暮らしの確保	1	災害の未然防止	1	治山・治水対策の促進	治山・治水事業として整備すべき箇所を精査し、優先順位付けをしたうえで、国や県、関係機関に整備を要望し、河川改修や土砂災害対策の促進を図ります。	30	まち	●県道平塚松田線へ土砂流出した藤沢地区の山林を保安林指定に向け現地確認を要請	2	土砂流出等の個別対応にとどまっている。	維持・継続	治山治水整備すべき箇所の精査に至っておらず、既存の治山施設についても現状確認を行っていないことから、現状把握と点検調査を実施し、機能の保全に努める必要がある。砂防指定以外の藤沢川流域の未整備箇所についても、災害の未然防止のため現状把握や対策に取り組む必要がある。	2	近年、多発するゲリラ豪雨などを踏まえると、土砂災害に対する備えは継続的な重要課題ではあるが、施策30と31は統合できるのではないかと。
					2	宅地災害対策の促進	31	まち	●比奈窪地区（L=380m）の急傾斜地崩壊対策事業 ●北田地区（L=200m）の急傾斜地崩壊危険区域指定及び崩壊対策事業の実施 ●土砂災害警戒区域の指定（県事業）を踏まえた土砂災害ハザードマップの作成及び周知（総務課）	2	急傾斜地崩壊対策については、県営事業に向けた地元との調整・同意作業などに取り組み、北田地区が県営事業化され、平成23年度から開始された対策工事に工事費の一部を負担。 平成23年度から調査が実施され平成25年度に土砂災害警戒区域が平成25年度に指定、県主催の地元説明会等に協力	維持・継続	新たに警戒区域が指定され、土砂災害の恐れがある住宅地や道路が点在することから、引き続き安全確保に向けて県の事業化基準の緩和等を要望していく必要がある。	2			
					3	雨水排水対策の推進	32	上下	●公共下水道事業計画「雨水計画」に基づき浸水・冠水箇所の整備の実施。（井ノ口坂本地区）	3	雨水対策を実施する重点区域についての整備はほぼ完了し、その他の計画区域については道路側溝、農業用水路を利用しているため、計画的な事業推進を図る必要があるが、現時点では雨水整備の緊急性が無いことから污水整備を優先とする。	維持・継続	浸水被害のない安全で安心できるまちづくりのため、洪水ハザードマップにおける浸水危険度などを考慮しながら、道路排水事業や河川整備事業などの事業と協働して効率的な整備を推進する必要がある。また住民と協働して雨水貯留施設や雨水浸透施設の整備をするなど、雨天時に流出する雨水量の削減を検討する必要がある。。	3	雨水対策と污水対策との優先順位を明確にした上で、計画的に遂行されたい。		

5つの基本目標		基本計画		大施策	小施策	施策内容	施策番号	所管課	具体的な取組状況	進捗評価		継続評価		進捗状況に対する企画課評価・意見						
					4 開発への適正指導	開発指導要綱のあり方を再検討するとともに、県機関との連絡調整を密にし、安全で秩序ある開発を指導することにより、地域住民の良好な生活環境の維持向上に努めます。	33	まち	●開発指導要綱に基づき、道路、水路、緑化、消防施設等の指導を行った。	3	・未秩序な開発を防止し良好な住宅環境を整備するため、開発事業について要綱に基づき必要な指導を許可機関である神奈川県とともに指導を行ってきた。	維持・継続	・開発指導要綱に基づく開発指導は、良好な住環境の維持向上を図るためにも重要なことであり、無秩序な開発防止を行うことにより、災害防止にもつながることから継続的に取り組む必要がある。 また、開発指導要綱のあり方については条例化も含め検討する必要がある。	3	ここに位置付ける施策なのか検討の余地があるのではないかな。					
					5 地震対策の推進	公共施設の耐震改修を推進するとともに、民間住宅の耐震化の促進に努めます。また、橋梁の長寿命化修繕計画を策定し、計画的に橋梁の維持補修に努めます。	34	まち	●「中井町耐震改修促進計画」平成22年3月制定 ●「中井町木造住宅耐震診断費補助金」を活用した耐震診断促進の広報活動（年3回町広報誌へ掲載） ●「中井町木造住宅耐震改修工事等補助金要綱」を制定し、改修工事の補助制度を制定した。（平成20年4月制定） ●町内業者で施工の場合、上限70万に補助金額を引き上げ、町内業者の活性化も含め改修工事促進に努めるとともに、一部屋耐震での補助金要綱を追加(平成24年4月)した。（平成23年4月要綱改正） ●町が管理橋梁の点検実施 ●平成23年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定し平成24年度から橋梁補修に着手	2	・耐震改修工事の実施には多額の費用がかかるため、改修率が伸びないのが現状であったことから、住宅リフォームとの併用での活用の広報活動を行った。 ・耐震改修工事の補助率の改定 町内業者・・・上限70万円 町外業者・・・上限50万円 一部屋耐震・・・上限25万円 ・耐震診断：9件 耐震改修：5件 ・町道の橋りょうについては、平成20年度から22年度の3箇年において点検を実施し、平成23年度に長寿命化修繕計画を策定、これに基づき第三者被害の予防や経費軽減のため、事後修繕から予防型修繕へ転換を図り平成24・25年度において2橋の修繕を実施した。	維持・継続	平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災で約9割の住宅が倒壊し尊い命が失われたことを受け、耐震改修促進法が制定された。その後、平成16年には新潟県中越地震、平成23年3月には東日本大震災と大地震が連続して発生していることから、町民の生命と財産を守るためにも継続して地震対策に取り組む必要がある。 また、町民の地震対策に対する認識を高めるためにも、定期的な広報活動も必要であり、今後も継続して町として取り組むべき施策である。 橋梁については、補修の必要があるものが多数あり、重大な損傷となる前の補修と定期的な点検を実施による劣化状況の変化などを見極め、財政状況を勘案しながら優先順位を見直しつつ、安全確保や延命化を図る必要がある。	2	財政状況を勘案し、優先順位に留意しながら計画的に施策の推進に当たられたい。					
				2 防災体制の充実	1 地域防災計画等の推進	中井町地域防災計画に基づき、総合的かつ計画的な防災対策を推進します。また、大規模な広域災害に対応するため、関係機関との連携・応援体制の整備・充実を図ります。	35	総務	●平成25年3月に中井町防災会議の開催、地域防災計画の修正 ●平成25年10月職員行動マニュアルの修正 ●平成24年3月「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」締結	3	平成15年以来の計画修正は行ったが、毎年修正の必要が出てきている。	維持・継続	この計画は、地域に係る災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するもので、災害対策基本法の規定に基づき毎年検討を重ねる必要があり、また、神奈川県地域防災計画等の他の計画との整合性を図る必要があることから、施策を維持、継続する必要がある。	3	必要に応じて計画の見直しを行いながら、計画的な対策を講じられたい。					
					2 自主防災組織活動の支援	災害時に町民、行政が一体となった対応が図れるよう、自主防災組織の充実と防災リーダーの育成に努めるとともに、町民一人ひとりの防災意識のさらなる向上をめざし、地域ぐるみの防災訓練の実施、地域の事業所との連携・協力など、多様化する災害への対応力を備えた自主防災組織活動の支援を推進します。	36	総務	●自主防災組織を中心とした防災訓練の実施（毎年） ●自主防災会防災資機材購入補助事業（購入費の8割補助） ●防災リーダー養成事業の実施 ●防災講演会の実施 ●防災関連出前講座の実施	4	自主防災会活動については、防災訓練や資機材購入等の支援は充実してきているものの、事業所との連携や協力体制の構築などに課題が残る。	維持・継続	災害時における被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動が必要不可欠であり、更なる充実に向けて施策を維持、継続することが望まれる。	4	引き続き自主防災組織活動への支援を継続されたい。					
					3 防災基盤の整備・充実	災害時の正確な情報伝達のため、防災行政無線、J-ALERT（全国瞬時警報システム）を含めた総合的な情報伝達機能の充実を図ります。また、地域防災活動に必要な資機材の充実や耐震性防火水槽への切り替え等を推進します。	37	総務	●Jアラートを利用した町内全域への受伝達放送訓練の実施 ●防災行政無線戸別受信機の全戸対象普及（平成26年4月現在2,549基） ●登録制メール（安心・安全メール）の開始（平成25年1月） ●エリアメールの開始（平成26年1月） ●防火水槽の改修（平成26年度実施予定）	3	新たに情報伝達手段を確保することが出来た。	拡大・拡充	防災行政無線のデジタル化への移行（平成34年期限）が必要である。	3	継続した取り組みを図られたい。 また、防災行政無線のデジタル化については、財政状況等も踏まえ、計画的に進められたい。					
					4 要援護者避難支援対策の推進	自主防災組織をはじめ、関係者・関係機関と連携・協力して要援護者避難支援プランに基づき、災害弱者への支援体制の充実を図ります。	38-1	福祉	●自治会長会議時での施策推進 ●防災訓練時での災害時要援護者避難支援訓練の実施	2	災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成をしなければならないが、未着手である。	維持・継続	避難行動要支援者名簿の作成とともに、現状運用している災害時要援護者名簿との関係、その運用体制、活用方法の検討をしなければならない。	2	避難行動要支援者名簿の登録を進めるとともに、具体的な支援策の検討を進められたい。					
							38-2	総務	●平成22年6月より、「中井町災害時要援護者登録制度」を開始 ●毎年5月、「民生委員児童委員による見守り活動の強化月間」として、地域の災害時要援護者の方々の更新作業や登録の声かけを実施	2	平成26年3月31日現在の災害時要援護者名簿登録者：145名【民生委員児童委員把握要援護者：573人（平成25年5月1日現在）】 登録にあたって、まずは個人情報（住所・氏名・緊急連絡先・医療情報など）の提供に同意し、関係機関への情報提供を求めていることから、要援護者の登録が進まない現状がある。 登録後の、避難支援体制が地域によってばらつきがあり、今後の課題となっている。	拡大・拡充	平成25年6月21日に災害対策基本法の一部を改正する法律が公布され、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けされました。今後、名簿の作成とともに、その一人一人について、誰が支援し、どこ避難所へ避難させるかなど、具体的な支援策の検討を行い、要支援者の避難支援対策を推進していく必要があります。							

5つの基本目標		基本計画		大施策		小施策		施策内容		施策番号		所管課		具体的な取組状況		進捗評価		継続評価		進捗状況に対する企画課評価・意見														
																						5	消防・救急体制の充実	39	総務	●平成25年3月31日2市5町による消防広域化 ●Nox法等による消防団車両の更新（H23第2分団、第3分団）（H25第5分団）（H26第1分団）	4	平成26年2月に消防団の装備の基準が改正され、それに伴う装備充実を図る必要が新たに発生した。	維持・継続	消防の広域化に関する検証等の作業は継続することとなるが、広域化事業の一定の役目は終了する。だが、地域防災活動の重要な役割を担う消防団活動については、継続的に維持、充実する必要がある。	4	消防団活動への理解を促すとともに、装備や団員の充実に努められたい。		
																						6	国民保護法への対応	40	総務	●Jアラートを利用した町内全域への受伝達放送訓練の実施	3	有事の際に重要となる情報伝達方法等の充実を図った。本計画を想定した訓練等が未実施となっており課題となっている。	維持・継続	国民保護法に基づき、武力攻撃事態等から住民の生命、身体及び財産を保護する必要がある、計画の見直しや住民の避難に関する措置等を継続・維持しなければならない。	3	計画に基づき、引き続き対策強化に努められたい。		
																						3	防犯、交通安全の推進	1	地域防犯体制の整備	41	総務	●子ども安全パトロール員の随時募集、活動に関する情報共有等を目的とした研修会の実施。 ●防犯灯の設置。自治会からの要望を受け、必要箇所を選定。 ●防犯上緊急性のあると思われる情報の配信。	3	防犯灯については自治会要望により順次設置している。防犯情報の提供については発生箇所や事案の内容によって情報を取捨選択し、緊急性・重要性が高いと思われる情報を配信している。	維持・継続	ボランティア団体については登録者数と活動者数に隔たりがある。現在の活動状況を維持するためにはより一層の活動支援をおこなう必要がある。研修会等を引き続き開催していく中で、広報活動についてさらに充実させる必要がある。また、市街化等により新たに防犯灯設置の必要性が生じると思われるため、継続して施策を実施する必要がある。	3	防犯活動の推進・拡充に継続して努められたい。
																								2	交通安全意識の向上	42	総務	●交通安全教室の実施 ●街頭指導の実施	3	町内小学校及び保育園・幼稚園での交通安全教室、交通指導隊・町職員（管理職）による街頭指導を実施しており、子どもを対象とした交通安全教育については推進できているが、高齢者への交通安全教育については今後の充実が必要。	維持・継続	高齢者が集まる機会を利用したの啓発活動を実施していくことが必要。警察機関及び関係各課と調整し、各種会議や教室等において交通安全意識の高揚に努めていく。	3	関係機関との連携強化を図り、施策の遂行に努められたい。
																								3	安全な道路環境の整備	43-1	まち	●通学路のグリーンベルト化 ●隅切り等の協力の推進 ●交差点改良の実施	2	通学路へのグリーンベルト設置により、歩行者通路の明確化により通行車両への注意喚起を図った。建築行為に伴う道路後退時等のタイミングを捉え、交差点隅切りの設置交渉を進めた。未改良の交差点において歩道整備を実施（岩倉幹線）	維持・継続	歩道の整備には時間と膨大な経費を必要とすることから、危険箇所については歩道の整備と並行して暫定的な安全対策や環境整備を実施する必要がある。	3	財政的な面から整備が進んでいない部分もあるが、施策内容に沿った事業展開が図られている。
																						43-2	総務											
																						4	消費者保護の推進	1	情報提供と意識啓発	44	環境	●パンフレットの共同作成及び配布（契約の切り札） ●消費者被害未然防止講座の実施 ●町イベントでの啓発活動	2	毎年実施しているのはパンフレットの配布のみであり、他の施策については隔年で実施している状態である。	維持・継続	現状の施策で充足しているが、消費者被害を減らすために上記の内容を維持・継続する必要があると考える。	3	消費者保護を推進する施策内容の中で、なぜ「省エネルギー」の意識啓発に努めることとしているのか疑問。 継続評価のなかで「施策として充足している」とあることから、評価を1段階引き上げた。

5つの基本目標				基本計画		大施策		小施策		施策内容		施策番号		所管課		具体的な取組状況		進捗評価		継続評価		進捗状況に対する企画課評価・意見																									
																								2	相談業務の充実強化	消費者が抱える悩みや諸問題を解決するため、地域の消費生活センターや関係機関と連携し、相談業務の充実・強化に努めます。また、町民がより気軽に相談することができるよう、近隣市町との連携、協力により身近な相談窓口の設置等を検討します。	45	環境	●消費生活相談業務負担金 南足柄市に消費生活センターを1市5町で週5日間運営。 【相談件数】 H25 全体 331件 中井町 21件（※平成25年12月末現在） H24 全体 413件 中井町 18件 H23 全体 477件 中井町 26件	5	町単独で相談窓口の設置が難しいため、1市5町でセンターの設置・運営を行っている。 中井町からの相談数も少なく、問合せ等も少ないため現状の対応で充足していると考ええる。	拡大・拡充	中井町からは南足柄市消費生活センターよりも秦野市消費生活センターの方が近いので、今後は秦野市との連携も考慮していく必要がある。	5	秦野市との連携に向け、推進を図りたい。												
																										5			火葬場対策							1	火葬料の助成	火葬料の助成を継続します。	46	環境	●火葬料の補助	5	死亡届の届け出の際に税務町民課窓口で火葬料補助について案内し、補助を受けられるような体制をとっている。	維持・継続	住民福祉の向上に寄与するため、補助制度を継続する。今後、斎場間で使用料金に差が有るため、補助金額については検討が必要である。	5	町民サービスとしての意義は認められるが、総合計画に位置付けるべき施策が要検討。
2	安心できる保健・医療、福祉の体制づくり	1	健康づくりの支援	1	健康づくりプランの策定・推進	生涯にわたり、心身ともに健やかに暮らせることを目指して、「健康づくりプラン」（健康増進計画）を策定し、プランに基づき、町民及び地域と一体となって健康づくり活動を推進します。	47	健康	●平成24年3月に美・緑なかい健康プラン（中井町健康増進計画）を策定（平成33年度までの10年計画） ●町民や地域、関係団体等との協働の取組みとして推進する体制づくり（健康増進計画推進委員会及びプロジェクトチーム設置） ●新規21事業のうち、24年度からの2か年で13事業を立ち上げ、実施。 ●事業評価（モニタリング）の実施	4	健康プランの事業計画は町民や地域の関係団体等とのワーキングにより作成した。その取り組みは平成24年度からの推進の基盤となっており、プランの策定に関しては目標達成できたと考えている。 また、健康プランでは、推進体制の構築そのものを健康プランで推進する事業の一部としているが、今後の事業実施に向けての初期の基礎づくりについて、概ね計画のとおり行うことができた。	拡大・拡充	今後、健康プランで計画している全事業を開始し、本格的に推進していくこと、また、事業評価の実施により「評価－改善のしくみ」を動かし、事業の充実を図っていくことが必要である。また、平成28年度に中間評価を実施し、計画の見直しを行い、社会情勢や新たな課題等に応じた取組みを進めて行くことが求められる。	4	町民との協働によって策定された計画であり、食育推進計画の策定と調整を図り、拡大・拡充が適当（施策52に関連）。																																
				2	健康情報の提供と健康づくりの支援	生活習慣や身体能力に合った多様な健康づくりが進むよう、健康に関する情報の提供、健康教育・健康相談の充実と、地域ぐるみの健康づくり活動を推進する環境整備に努めます。また、地域で健康づくり活動を推進する人材を養成し、地域活動の支援を行います。			48							健康	●健康普及員（H24、25任期）による、「健康だより」の発行（4回）と生活習慣病予防の体操教室を実施（16回）。 ●骨粗しょう症予防講座の開催 ●わかくさ会活動（1回/月のウォーキング、2回/年の健康づくり研修会）への支援 ●ウォーキング講座受講者による、健康づくりウォークの開催への支援。 ●健康プランの新規事業実施「働き盛りのウォーキングのすすめ」「1日1体操」など	3	健康団体による、定例ウォーキングは参加人数も増えており、定着した活動となってきた。 骨粗しょう症予防講座は新規参加者を募るため、開催日を検討していく。 健康普及員が地域で健康普及活動ができるよう、検討していく。 健康プラン新規事業は計画に沿って進められている。	維持・継続	地域力を高めることが、町民の健康につながるため継続	3	継続して事業の推進に当たられたい。																								
				3	健康診査と個別指導の充実	各種健康診査事業の充実と、受診率の向上に努めるとともに、健診後の個別指導の充実を図り、健診結果を活用した疾病予防・健康づくりを推進します。また、感染症の知識の普及啓発に努めるとともに、子宮頸がん予防ワクチン、肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチン等の予防接種を引き続き支援していきます。	49	健康	●25年度より、子宮頸がん予防ワクチン、肺炎球菌ワクチン（小児）、ヒブワクチンは定期接種に。風疹のまん延防止を目的とした予防接種費用の助成。 ●後期高齢者健診、特定健診、肝炎検診未受診者へ受診勧奨案内発送。 ●健診受診後の特定保健指導を1回/月実施。特定保健指導非対象者への健康相談、訪問指導を実施。 ●24年度より肺炎球菌による疾病の発症予防を目的として、肺炎球菌ワクチンを接種した方を対象に接種費用助成事業を実施。	3	H24年度の特健健診受診率26.5%後期高齢者健診受診率21.6%。後期高齢者健診受診率は伸びている。 H25年度より、肝炎検診未受診者へ、受診勧奨通知発送。発送後に受診者増える。 高齢者肺炎球菌ワクチン接種者数 延べ329名（接種率25.4%）	維持・継続	H26年度より、がん検診と特定健診・健康づくり健診を同日開催に。受診率の向上を期待。 H26年度より、高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業の対象年齢を拡大（75歳以上→70歳以上）	3	子宮頸がん予防ワクチンについては、副反応に対する懸念などから、積極的な接種勧奨が差し控えられていることから、計画へ位置付けかどうか国の動向を注視する必要がある。																																
				4	母子保健活動の推進	安心して子どもを出産し、健やかに育てることができるように、母親・父親教室、乳幼児健康診査、訪問指導などにおける相談・保健指導を通して保護者への育児支援、母子保健活動を推進します。	50	健康	●乳幼児健診の受診率は良好。未受診者への受診勧奨は徹底して実施。 ●新生児訪問は全数に実施。産婦のメンタルチェック（産後うつ）をし、高得点者には継続して支援している。 ●健康プランの新規事業にて子育て支援事業実施中 ●平成25年4月から権限移譲により低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導を行っている。	4	年間出生数が少ないため、各種健診では保護者との相談時間が十分にとれている。一人ひとりへの個別支援が丁寧に行えるため保護者の満足度は高いように考える。	維持・継続	少子化により、費用対効果を考えながら事業を展開していく必要がある。サービスの縮小とならないよう十分検討。	4	人口減少対策として、施策の拡大・拡充を検討する必要がある。																																
				5	心の健康づくりへの支援	ストレスなど、心理的な要因から引き起こされる病気を予防し、心身ともに健やかに過ごせるよう、知識の普及や相談・支援など心の健康づくりを支援します。	51	健康	●健康相談（1回/月 第3水AM）や随時電話・面接等により個別相談に対応している。 ●医療に関すること等保健福祉事務所からも助言協力を得て対応している。 ●集団による健康教育を通じてストレスとの付き合い方や、早期に専門機関利用することを周知している。 ●福祉課（講演会1回/年開催、自立支援等相談）との連携協力	3	年度により発生数の差があるものの、H22年度に2件以降自殺による死亡件数0件。 “精神および行動の障害”による入院・外来の率が50代後半～60代前半において県比較しても高い状況にある。	拡大・拡充	青年期の心の健康に関して健康増進計画策定時のアンケート結果から、欲しい健康情報の1位が『ストレスなど心の健康に関すること』であった。さらにストレスを『よく感じる』人の割合が青年期が一番多かった。このことから引き続き知識の普及等、世代によって活用しやすい方法で行うと同時に、自身で心の健康状態を確認できるチェックシートの活用などを通じて早期に専門機関へつながるような取組を充実させる必要がある。 また、青壮年期は日常生活を学校や職場等で過ごす時間が多いため、今後は企業など関係機関との連携に努める必要もある。	3	継続して施策の推進に当たられたい。																																

5つの基本目標				基本計画		大施策	小施策	施策内容	施策番号	所管課	具体的な取組状況	進捗評価			継続評価		進捗状況に対する企画課評価・意見					
								6	食育・食生活改善の推進	食生活改善推進員の育成を図るとともに、食育や食生活改善に関する知識の普及や、個々に応じた生活習慣の改善指導を充実し、町民一人ひとりの食に対する意識の高揚を図り「豊かで楽しい食生活」を実践できるよう支援します。	52	健康	●食生活改善推進員養成講座の実施（1市5町共同開催にて1コース（13日）/年） ●食生活改善推進団体への支援協力を通じて幅広い世代に対する食生活改善や地産地消、食育活動の実施。 ●健康相談（1回/月 第3水AM）で栄養士と保健師が個別相談を実施。その他随時電話、面接、訪問等でも対応している。 ●各種保健事業にて集団場面での食に関する指導の実施。（例：乳幼児健診時の集団指導、介護予防教室ほか）		3	H24年3月に健康増進計画を策定し、各ライフステージの食に関する課題や取り組みも盛り込んでいる。H25年度より取り組みが始まっている。 常勤の栄養士が望ましいが未だ設置に至っていない。 各事業の担当課およびボランティアにより疾病予防や食育の視点で事業や活動が行われているが一層の連携が望まれる。	拡大・拡充	中井町食育推進計画（仮）をH27年3月策定予定。健康増進計画の内容も反映させ、関係機関・関係者等による計画を策定する。 健康増進計画としてはすでに取り組みが始まっており、引き続き食生活・食改善に関わる施策については計画に沿って進めて行く。 常勤栄養士の設置。	3	計画の策定を進めるとともに、関係機関等との連携により施策の推進に当たられたい。		
								2	地域医療体制の充実	1	町内医療機関の充実	医師会や関係機関と連携・協力して町内医療機関の充実を図り、かかりつけ医の普及と訪問診療等在宅医療の充実に努めます。	53	健康	●年1回、町内の医療機関の先生方との意見交換の場として保健衛生打合せ会を開催し、町の保健医療関係の施策に対する意見等を聞くとともに、町事業の要請等を行っている。 ●管轄の医師会との連携を密に行っている。 ●井ノ口地区に医療機関が新規で開業。		3	●町内の医療体制には特段大きな変化はない。 ●町内には5件の医療機関が診療を実施している。これまで医療機関のなかった井ノ口地区にも一次医療機関が開業したことで、安心して生活ができる体制が整ってきている。	維持・継続	●町内には小規模な医療機関しかないことで、不安に感じている面があると思われる。総合病院は町外にしかなく、今後も町内での開院の見込みはない。 ●これまでの医療体制を維持し、引き続き関係機関と連携を取っていくことが必要。	3	施策164との整理・統合を検討されたい。
										2	地域の医療機関との連携・救急医療体制の充実	かかりつけ医となる町内医療機関と、近隣市町の病院等も含めた地域の医療機関、関係機関との連携を推進し、生活圏を視野に入れた救急医療体制の充実を図ります。	54	健康	●町の管轄外の医師会や医療機関と連携を取り、町民サービスの充実のため検診等を受けやすい体制づくりに努めている。 ●県西地区2市8町において、広域二次病院群輪番制による救急医療事業を実施している。 ●消防の広域化により、小田原市消防本部の管轄となる。		3	●ドクターヘリ事業の充実により、二次救急医療圏にとられない救急搬送が行われてきている。	維持・継続	●近隣医師会や消防機関等の関係機関と連携・協力し、救急医療事業を継続して実施する必要がある。 ●広域二次病院群輪番制事業は、町民にそれほど認知されているものではないと思われるため、引き続き周知をしていくことが必要。	3	広域二次病院群輪番制事業については、健康づくりカレンダーなどで周知が行われているが、より一層の普及促進に努めるべきである。 また、現実的には、中井町から最も近い総合病院は秦野赤十字病院であることから、圏域に捉われない連携方策も模索していくべきではないか。
										3	感染症危機管理対策	新型インフルエンザ等各種感染症に対し、国、県、医療機関と連携して迅速な対応がとれる危機管理体制の整備を図ります。	55	健康	●神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画が策定され、町の行動計画も平成26年度中に策定される（総務課）。 ●まん延に備えた資機材の整備。		3	●新型インフルエンザ等対策行動計画を策定中（総務課）。	維持・継続	●新型インフルエンザが発生した際は、行動計画により様々な対策を講じることとなるが、関係機関、近隣市町との連携が重要となる。また、発生に備えて資機材の整備や訓練の実施などが必要となる。 ●必要な措置、対策は行政だけではできないので、実際に町民はどのような行動をすべきか等を広く周知する必要がある。 ●予防接種の実施等、町内の医療機関や管轄医師会の協力なしでは実施できない対策が多々あると思われ、日頃からの情報共有体制の整備や必要な訓練を実施していくことが大切と思われる。	2	現時点において、対応策が見えていない。 また、危機管理部門、健康部門の連携が必ずしも図られているとは言いがたい。
								3	みんなで支え合う福祉のまちづくり	1	地域ぐるみ福祉ネットワークづくり	町社会福祉協議会と連携して、民生委員・児童委員や自治会、ボランティア団体、医療関係機関などとのネットワーク化を進め、地域ぐるみで支え合う福祉ネットワークの形成を図ります。また、地域福祉の効果的な推進を図るため、相談やサービス調整を行う地域福祉コーディネーター等の育成を推進します。	56	福祉	●平成23・24・25年度に、地域福祉の担い手である民生委員児童委員を対象に、「地域福祉コーディネーター養成講座」を実施（毎年度1回）		3	新たな、地域資源の掘り起こしへの取り組みが不足している。	維持・継続	地域での多岐にわたる生活課題を支えるためには、町民の力がますます欠かせないため、引き続き、地域資源・人材育成等を行っていくことが必要である。	2	地域福祉コーディネーターは、特定の職種・資格を有することを前提としていないため、民生委員・児童委員だけでなく、広く対象者を広げてよいのではないかと。
										2	相談窓口の充実	保健、医療、福祉に関する情報提供と、様々な相談に応じることができるよう、保健福祉センターや地域包括支援センターなど、専門性を生かした相談窓口の充実を図るとともに各機関との連携を強化します。	57-1	健康	●地域包括支援センターを中心とした相談体制の機能強化		3	専門職員の対応により、迅速かつ適切な対応が図られているが、近年では相談件数の増や困難事例の対応など、質の高い対応が求められる。	拡大・拡充	多様化する相談等に対応するため、地域包括支援センターの職員体制の検討並びに在宅介護を支援するため、更なる医療と介護の連携の強化に努める必要がある。	3	高齢化の進展に伴い、地域包括支援センターの役割は今後ますます重要になる。 相談支援体制を強化・充実していくべきと考える。
											57-2	福祉	●専門職を窓口配置 ●障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律が平成24年10月1日に施行され、障害虐待に関する通報や相談の窓口として、福祉課内に「中井町障害者虐待防止センター」を設置（平成24年10月1日設置） ●「心配ごと相談」月2回実施（行政相談委員、人権擁護委員、民児協委員）		3	専門職である社会福祉士を配置して、相談の総合窓口として対応を図るとともに、関係機関との連携を強化して、相談支援体制の充実に努めています。 （関係者でのケース会議を適宜行うなど、きめ細かな対応を図っています）	維持・継続	少子高齢化の急速な進行や単身世帯の増加等、個人や家族を巡る社会環境は大きく変容しています。加えて、長引く経済の低迷等もあって、雇用や所得の不安定さをかかえた生活を余儀なくされている人など、さまざまな生活課題をかかえる人が増加しています。こうしたなかにあつて、町民が、必要な支援を身近な地域で受けられるよう、更なる相談体制整備の充実が求められています。				

5つの基本目標		基本計画	大施策	小施策	施策内容	施策番号	所管課	具体的な取組状況	進捗評価		継続評価		進捗状況に対する企画課評価・意見	
				3 町社会福祉協議会の支援	社会福祉協議会の実施する各種の地域福祉活動を支援するとともに、社会福祉協議会や地域社会と連携して地域福祉の増進を図ります。	58	福祉	●社会福祉法人中井町社会福祉協議会に対して助成金を交付	5	人件費の補助を行い、社会福祉協議会の運営の安定を図っている。	維持・継続	地域福祉の推進役として、新たな福祉課題・生活課題への対応・役割を担っているおり、公益団体として、その組織特性を活かした住民参加と協働での地域福祉の推進が求められています。	5	関係機関との連携を密に図り、地域福祉の増進に当たられたい。
				4 生活福祉の充実	生活保護世帯の自立に向け、関係者、関係機関との連携を図り、個々に応じたきめ細かい相談や就労支援等の各種支援を行います。また、就労することが困難な高齢者世帯等にあつては、必要な支援を行います。	59-1	健康	●地域包括支援センターによる相談支援 ●民生委員児童委員による相談支援	3	生活が困難な高齢者に対しては、状況に応じて地域包括支援センターが町福祉課や保健福祉事務所、社会福祉協議会等と連携し、生活保護やその他必要なサービスにつなげている。	拡大・拡充	医療費や介護費用など社会保障費の増大等により、高齢者の負担も増え続けていることから、生活困窮者に対する低所得者支援対策の充実が望まれる。	3	生活困窮者自立支援法が平成27年度から施行されることから、実施主体の福祉事務所と連携を図り、生活困窮者の自立と支援に向けた取り組みに努められたい。
						59-2	福祉	●生活保護の実施主体である保健福祉事務所が対応	2	関係機関と連携を図り、きめ細かな支援体制に努めているが、個々の背景にある環境や社会情勢の悪化により、就労に結びつくのが難しい状況がある。	維持・継続	生活保護制度は、「最後のセーフティネット」として、その役割を果たしていくことが求められており、支援が必要な方には確実に保護を実施するという制度の基本的な考えのうえで、稼働可能な生活保護受給者については、保護の開始から脱却まで、切れ目なく、また、どの段階においても、就労等を通じて積極的に社会に参加し、自立することができるよう支援体制の構築が重要となっています。		
				5 ひとり親家庭等への支援	民生委員・児童委員等との連携を密にした相談活動の充実と就労の促進に努めるとともに、生活の安定と自立を助ける経済的支援を図ります。	60	福祉	●民生委員・児童委員や足柄上保健福祉事務所（4月から小田原保健福祉事務所足柄上センター）生活福祉課と連携し、自立相談や家庭問題等に対応 ●県で実施しているひとり親家庭に対する就労支援施策等の情報提供 ●児童扶養手当の周知、ひとり親家庭等医療費助成事業の周知	3	民生委員・児童委員や足柄上保健福祉事務所との連携はスムーズにできている。 県で実施している施策のチラシ配架・提供により周知を実施。 児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成事業の周知、申請勧奨を実施。	維持・継続	ひとり親家庭は増加傾向にあり、場合によっては虐待へ繋がることもあるため、引き続き民生委員・児童委員等と連携して施策の推進に努める。	3	引き続き施策の推進に当たられたい。
				6 バリアフリーの推進	公共的施設や道路環境などのバリアフリーを推進するとともに、高齢者や障がい者などに配慮ができる意識を醸成するため、心のバリアフリーについて普及啓発を図ります。	61-1	まち	●中央公園多目的広場の南側公衆トイレにオストメイト、ベビーベッド、ベビーシートを設置（平成22年度） ●野球場多目的トイレにおいて、ベビーベッド、ベビーシートを設置（平成23年度） ●地域主権改革一括法により、これまで国が一律に定めていた公園等のバリアフリー化に関する構造基準等を中井町都市公園条例へ定めた。（平成24年4月） ●新設歩道のセミフラット化を基本とした整備検討	3	・都市公園条例へ公園内の園路での幅、縦断勾配や駐車場での車椅子専用駐車施設数、幅、更には、車椅子使用者の円滑な利用に適したトイレの構造などを条例化した。 ・道路整備・補修時には道路環境のバリアフリー化に配慮	維持・継続	・高齢者や障害者をはじめ、誰もが快適に利用できる公共施設のバリアフリー化は重要であり、生活範囲を障害なく広げて行けるよう、移動手段などの面でもバリアフリーの環境を継続して整えて行く必要がある。 ・道路環境のバリアフリー化により、高齢者や障がい者に対して生活範囲を障害なく広げていく必要がある。	3	施策132との関係を整理・統合すべきではないか。 【施策132】 高齢者や身体障がい者、妊産婦など、誰もが安心して利用しやすい公共施設の整備や道路の段差解消、歩道の整備などを図ります。
						61-2	福祉	●毎年、「人権啓発・教育講演会」を開催 ●1市5町で、障がい福祉施設の展示発表「ちいき・ふくし博」を実施 ●1市5町で、当事者事例の発表等による「スマイル講演会」を開催 ●2市8町とその圏域にある障害者施設による、文化祭（県西地区障害者文化事業）を開催	2	達成率として数値を表す事は難しいものがある。講演会への参加者等は限られた人達であることから、広く参加してもらえるような取り組みが課題となっている。	維持・継続	日常生活や社会生活におけるバリアを取り除く重要性を、町民一人ひとりが理解を深め支え合うことができるよう、「このころのバリアフリー」の啓発への継続した取り組みを行っていくことが必要である。		
				7 移送サービスの充実	社会福祉協議会と連携を図り、高齢者や障がい者に対する福祉送迎サービスやボランティアによる移送サービスの拡充に努めます。	62	福祉	●平成22年度・23年度の2か年、ふるさと雇用再生特別基金事業（緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村補助金）により、福祉送迎サービス事業を実施 ●平成24年度より、中井町社会福祉協議会が実施主体になり運行を開始した「福祉有償運送事業」に「福祉送迎サービス事業」を移行（町より、事業に対する補助を実施）	5	社会福祉協議会によるドアトードアによる福祉有償運送事業は、平成26年3月31日現在で、204名の登録者数であり、利用回数では、平成25年度2,161回の実績と移動困難者の利便性の確保に努めている。 （利用の内訳としては、通院1,906回、公共施設139回、買い物87回、老人ホーム22回、知人宅7回） ※利用者の割合は、おおよそ、町内2割、町外8割です。	維持・継続	高齢化等により、利用の増加が一層見込まれることから、移送サービスの拡充など利便性の向上を継続的に図っていく必要がある。	5	ニーズの把握に努め、適切なサービス提供に努められたい。

○第五次中井町総合計画後期基本計画 進捗状況評価結果

5つの基本目標		基本計画		大施策	小施策	施策内容	施策番号	所管課	具体的な取組状況	進捗評価		継続評価		進捗状況に対する企画課評価・意見				
					8	保健福祉センター機能の強化	63-1	健康	●福祉課、中井町社会福祉協議会とともに保健福祉センターのあり方、今後の活用方策について検討を行っている。	2	社会福祉協議会が介護保険サービス事業者として実施してきたデイサービスについて、平成26年度をもって廃止することが決定されたことにより、新たな活用方策の検討を進めることのできる段階に入った。今後、町民のニーズや社会情勢、地域の介護や健康上の問題・課題に対応した活用を図っていくことが必要。	新施策へ展開	保健福祉センターは町民の健康づくりや介護予防推進において重要な役割を持つ拠点となる。次期計画期間において新規の取組みを開始し、軌道に乗せていくことが課題となる。	2	保健福祉センターのあり方については、議論の端緒にいたばかりであり、今後も十分な議論・検討を行っていく必要がある。			
							63-2	福祉	●平成26年度にデイサービスが終了することに伴い、現在のデイルーム・浴室等の今後の利用方法について健康課・福祉課・社会福祉協議会・生きがい事業団・KOMNYほたるの家により検討しています。	0	平成26年度まではデイサービス事業を実施しているため、事業着手ができないことから、達成値を記載することは困難である。		その他			26年度に検討し27年度以降に実施する事業である		
				4	障がい者福祉の充実	1	自立支援サービスの充実	住み慣れた地域で自立した生活が続けられるよう、一人ひとりのニーズや適性に応じた支援ができるよう、サービスの充実を図ります。	64	福祉	●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉サービスを提供。主なサービス内容は居宅介護、短期入所、就労移行支援、就労継続支援、生活介護、療養介護、施設入所支援、児童発達支援、放課後等デイサービス等である。 ●平成25年4月に障害者自立支援法が改正され、障害者総合支援法に移行し、また、平成26年4月の一部改正に伴い一部サービス単価等が改正された。	4	・法改正や利用者ニーズの多様化に伴い、町が担う役割も多様化してきたが、障害児者への障害福祉サービスについて、適切にサービス提供が行えた。 ・社会資源の乏しい環境であり、町単独としては全てのニーズ等に対応できている状況ではないが、代替としうるサービスの提供や近隣地域の状況等の把握により、より細やかな対応が行えた。	維持・継続	・町単独での社会資源には限界があり、新たに施策の拡大を図ることは困難である。しかし、障害を有する者が、地域で自立した生活を営むことができる体制を整備する必要は今後も継続して行わなければならないものである。 ・法改正が頻繁に行われるなか、持続的に障害福祉サービスを提供できる体制を整備することは、障害を有する者が地域で自立した生活を営む上で必要不可欠なものであると考えられる。	4	障害福祉施策については、法改正によってサービスが増大する一方、財源や人的資源は限られていることから、より一層の広域連携による取り組みが不可欠である。障害福祉圏域を超えた連携も視野に入れる必要があると考える。	
						2	精神障がい者等福祉の充実	支援サービスの整備充実と関係機関の連携活用を図りながら、高機能自閉症や発達障害、高次脳機能障害への支援に努めます。	65	福祉	●在宅心身障害児等機能訓練事業を足柄上郡5町での共同実施。 ●平成25年4月から重度精神障害者への障害者医療証の発行。 ●精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療者証の交付手続の窓口として、申請等の支援を行っている。 ●専門職による個別相談や出張相談事業の開催。ケースによっては、関連機関や専門機関との連携により対応を行った。	4	・5町共同で実施することで、開催回数の確保や、児童及びその保護者に対する支援体制の確保が行えた。 ・重度精神障害者や精神疾患をもつ者の医療費を助成することで、重度精神障害者等の健康の保持及び生活の安定が図れた。 ・個別の状況等に応じた対応及び関係機関等との連携により、精神障害者等への支援体制を設け、不安要因を排除することにより、生活の安定を図れた。		拡大・拡充			・在宅心身障害児童機能訓練事業が、平成27年度より県の補助対象事業外となり、現状の事業展開が困難になったことから、当該事業の代替事業の模索、検討を行い、発達障害児及びその保護者への支援体制の確立が必要である。 ・現在、ケースワーカーが1名しかおらず、その1名も非常勤職員である。保健師等の専門職種による個別支援も限度に対して対応が図れる体制作りを行っていく必要がある。
						3	就労・社会参加活動の支援	広域による就労支援センターの活用や地域作業所の組織内容の充実（法人化等）を図り、障がい者の就労を支援します。また、障がい者がスポーツ・文化活動などを通して体力づくりや仲間づくりなどを自主的に行えるよう社会参加活動を促進します。	66	福祉	●平成24年4月に地域作業所ほたるの家が法人化し、組織内容の充実が図られ、障害者の就労支援の拡充が図られた。 ●障害者就労相談センター等の関連機関と連携し、就労を希望する障害者への支援を行った。 ●障害者スポーツ大会やゆうあいピック大会などの開催について周知し、障害者スポーツ活動等の社会参加活動の場の提供を行った。	4	・近隣地域等との連携により、就労支援等の社会参加活動の場を提供できた。 ・障害者の経済的自立に資するため、平成26年度中井町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針を策定した。		維持・継続			・就労支援等、社会参加活動の支援を行うにあたり、要求される内容が年々多様化している一方、近隣における社会資源の増加は見込まれていないことから、施策の維持、継続にあたり、より広域的な連携等を行っていく必要がある。 ・障害者の高齢化もあり、社会参加活動を必要としない障害者が増加することが見込まれるが、そのような者が地域に閉じこもりがちにならないためのサロン等の活動の場を提供して行く等の検討が必要と考えられる。 ・本町においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について十分に周知されていないことから、制度の主旨の理解を求めるとともに、継続的な調達等の実施を推進して行く必要がある。
						4	啓発広報活動の拡大	各種媒体を利用した広報活動や関係機関との連携等により障がい者支援制度の周知やノーマライゼーションの理念の普及啓発を図ります。	67	福祉	●関係機関からの広報紙やパンフレット等を保健福祉センター内に配架し、周知を図るとともに、相談等の際に必要な案内を提供することで障害者支援制度の周知を図っている。 ●中井町障害者虐待防止センターを設置し、障害者の尊厳を保持するとともに、障害者についてノーマライゼーションの理念の普及啓発を行っている。	3	・積極的な周知、研修会や勉強会等の機会の提供までは至らず、資料の提供程度でとどまっている。また、提供している資料についても、資料を配架するにとどまっている。 ・通報による虐待が疑われる事案への対応は行っているものの、ノーマライゼーションの理念の普及啓発については最低限の情報発信しか行っていない状況である。		拡大・拡充			・幅広く障害者支援制度の周知を図ることで、障害者にとって真に必要なサービスの選択に寄与することが見込まれることから、より広域的な情報の収集及び提供を行う必要がある。 ・障害者等に対するノーマライゼーションの理念については、その理念を理解することがどのような意味を持ち、そのことが、障害者等の生活にどのように影響するものなのか、十分な周知等が図られていない状況である。今後、心身に何らかの障害を有する者への理解や介助については、地域と一体となった対応が求められることから、当該理念の普及啓発活動等を実施して行く必要がある。
				5	高齢者保健福祉の充実	1	介護保険事業の円滑な運営	介護保険の円滑な運営を図るため、中井町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、各種施策を推進します。また、介護が必要となっても住み慣れた地域で生活が続けられるよう、地域ケア体制の充実を図ります。	68	健康	●在宅介護を支援するための地域ケア体制の充実 ●介護サービスの充実と制度の安定的運営	3	高齢化により介護給付費も増大し、介護保険料も負担増となっている。現在、平成27年度からの第6期計画の策定に着手しており、地域包括ケアの実現に向けた取り組みを検討している。	拡大・拡充	平成27年度より介護保険制度の大幅な見直しが予定されており、要支援者の一部のサービスが町事業に移行するなど、町の取組みが求められる。ついては、高齢者の心身や身体状況に応じたサービスの提供ができるよう、町事業や委託事業の検討が必要。	3	国の動向を注視しながら、適切なサービス水準が維持できるよう町事業や委託事業の検討を進められたい。	

5つの基本目標				基本計画		大施策		小施策		施策内容		施策番号		所管課		具体的な取組状況		進捗評価		継続評価		進捗状況に対する企画課評価・意見																
																								2	介護予防事業の充実	69	健康	●介護予防二次予防事業対象者の把握、抽出（生活機能評価や日常生活圏域ニーズ調査を活用した事業対象者の把握） ●介護予防二次予防事業の実施（複合型はつらつ教室、専門職による訪問指導） ●介護予防一次予防事業の実施（介護予防教室、水中運動教室等） ●介護予防一次予防事業における地域で開催される転倒骨折予防教室の拡大・拡充及びボランティアの養成等の実施（平成25年度新規転倒骨折予防教室を3自治会にて実施、転倒骨折予防体操指導員8期生養成）	3	地域支援事業における介護予防事業を展開する中で、高齢者のニーズに答えるべくそれぞれの事業を実施してきた。特に転倒骨折予防教室は平成25年度10年目を迎え、地域での活動も計17自治会で継続教室が展開されている。二次予防事業においても、これまでは運動機能の向上事業が中心であった「はつらつ体操教室」を栄養改善、口腔機能、認知症予防の各プログラムを織り交ぜた「はつらつ教室」へ拡充を図り、参加者の介護予防に対する関心をより強くもたせる事業を実施した。しかし、上記の事業のみでは、高齢者のニーズすべてに対応できているとは言い難く（認知症予防や閉じこもり等への対応）今後も、各事業の発展、充実が必要な状況である。	拡大・拡充	今後も高齢者人口の増加が見込まれる状況の中、高齢者が地域で生活を続けられるための支援を行うための事業継続はもとより、転倒骨折予防教室未実施の地域や、認知症、閉じこもり等上記事業では補い切れていない分野への事業展開を図る必要性がこれまで以上に見込まれる。	3	健康寿命の増進の観点から「介護予防」は引き続き重要な柱立てだが、施策を一つに統合できるのではない。				
																								3	介護予防による健康づくりの推進	70	健康	●介護予防指導対象者（介護予防二次予防事業対象者）の把握、抽出（生活機能評価や日常生活圏域ニーズ調査を活用した事業対象者の把握） ●抽出された対象高齢者への個別アプローチ及び事業参加勧奨（訪問栄養指導、はつらつ教室参加勧奨	3	生活機能評価等の結果をもとに、中井町地域包括支援センター協力の下、対象者の把握、抽出、事業参加へと実施してきた。地域の高齢者が要介護認定を受けることなく、地域で生活していくための支援の一つとしての事業効果も見込まれる中で、上記の取り組みは必要と考える。今後は、抽出された対象者の個々のニーズに答えられる事業展開が必要と思われる。	拡大・拡充	対象者の把握、抽出に関しては、一定の流れがとれるようになり、今後は、より多くの対象者へ事業参加が図れる施策の検討、拡充が求められる。	3					
																								4	社会参加の促進と生き生きとした生活の支援	71	健康	●生きがい事業団へ人件費等の補助 ●老人クラブ連合会及び単位老人クラブへの補助 ●一人暮らし等の高齢者に対するホームヘルパーの訪問や緊急通報装置の貸与	3	・生きがい事業団については、平成27年度より一般社団法人としての法人化を予定しており、それに向けた移行支援を行っている。 ・老人クラブは、クラブの廃止や会員数も減少している一方で、自治会を主体とした転倒骨折予防教室が高齢者の集う場となっている。	拡大・拡充	・生きがい事業団については、多くの高齢者が健康で生きがいを持って働くことができるよう、公共事業を含めた事業の充実を図っていく必要がある。 ・また、一人暮らしの高齢者等も急増していることから、地域の実態を把握し地域に即したコミュニティのあり方を検討する必要がある。	3					
																								3	子育てしやすいまちづくり	1	子育て環境の整備	1	多様な保育ニーズへの対応	72	福祉	●私立保育園における11時間の開所時間終了後の保育需要に対応するため、さらに30分の延長保育を実施するための経費を補助する。 実施主体：市町村又は保育所を経営する者 負担割合：町2／3 保育所の設置者1／3 対象：木之花保育園	3	●国で定める保育時間は8時間とされているが、町としては保護者の就労時間等を考慮して保育時間を11時間と定めている。 ●町立保育園へ通う子どもの保護者から保育時間の延長を希望する要望が多くなかったことから、町立保育園の延長保育は実施していない。	維持・継続	●木之花保育園へ継続的な補助を実施。 ●こども園の運営状況を踏まえ、経済情勢や保護者の就労形態を考慮しながら検討する必要がある。	3	ニーズと実需要を比較衡量の上、適切なサービス形態を検討された。
																								2	幼保一体化による保育サービスの充実	73-1	福祉	●こども園に対応するため、井ノ口保育園舎の職員室拡張・調理室拡張・0歳児保育室を新たに設置する等の改修工事を実施。 ●保育園と幼稚園を一体的に利用するため、両園舎を繋ぐ渡り廊下を設置。 ●こども園開設に向け、子供食器関係消耗品・教材関係消耗品・調理器具等備品・保育室等備品を購入。 ●送迎する保護者の駐車場所確保のため、園舎北側に駐車場を整備。 ●幼稚園籍・保育園籍の子どもと一緒に同じ教育・保育を受けられるように認定こども園の認定申請を行い、認定を取得。	5	幼稚園と保育園を一体的に運営する「こども園」開設に伴う工事及び物品購入を実施済み。 こども園の園児が健やかに育つよう、円滑な園運営に努める。	拡大・拡充	幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ「こども園」という新たな試みであることから、運営に際して色々と課題等が生じることが想定されるため、改善を重ねながら園の充実を図る。また、職員の研修受講による資質向上を図り、教育・保育の充実に努める。	4	子育て支援は重要な柱立てであることから、幼保連携の特徴を活かしながら一層の充実を図られた。				
																										73-2	教育	●平成23年度に、外部有識者を交えた「こども園開設に向けた検討委員会」、その下部組織に町職員により構成した「作業部会」を立ち上げ、幼保一体化施設の整備の推進を図る。平成23年度から25年度までの検討委員会の開催回数5回、作業部会25回。 ●平成26年4月に井ノ口幼稚園、井ノ口保育園及び中村保育園を統合し、幼保連携型の認定こども園「中井町立なかいかいこども園」を開設した。	4	計画どおりにこども園化が推進できたものの、平成26年度が開設初年度であるため、こども園の運営を軌道に乗せ、更なる保育・幼児教育の充実が必要と思われる。	維持・継続	認定こども園制度に則った園運営の推進。						
																								3	学童保育の充実	74	福祉	●開設時間 月～土、平日：放課後～18：30 土曜及び長期休暇中：7：30～18：30 ●定員 126人（中村62人 井ノ口64人） ●利用人数（各年4月1日現在） 平成23年 102人（中村38人、井ノ口64人） 平成24年 102人（中村39人、井ノ口63人） 平成25年 112人（中村48人、井ノ口64人） 平成26年 120人（中村53人、井ノ口67人）	4	●平成22年4月から、土曜日の開設及び朝の7時30分から8時30分までと、夕方の18時から18時30分まで保育時間を延長したことにより、保護者の就労支援を図っている。	拡大・拡充	●目標値に向け順調に推移しているものの、中村学童では定員までの要望はなく、井ノ口学童では高学年の要望も多く利用者也定員を超過しており、希望者全員を受け入れることができない状況にある。中村学童は、学校全体で児童数が減少しているため利用者の増加は見込めないが、井ノ口学童では活動スペースや指導員の確保等、施策拡充に向けた検討が必要である。 ●障害児について入所後に預りが困難である状態であることが発覚し、運営に支障を来す事例が発生しているため、事前の情報収集や体制づくりを慎重に検討することも必要である。	4	利用人数は順調に伸びており、高い事業効果が認められる。井ノ口学童の受け入れ増加に向けた施策拡充に努められたい。障害児については、福祉部門の協力を仰ぐなど、課題解決に努められたい。				

5つの基本目標				基本計画	大施策	小施策	施策内容	施策番号	所管課	具体的な取組状況	進捗評価		継続評価		進捗状況に対する企画課評価・意見				
						4	子どもたちの居場所づくりの推進	地域における子どもたちの健全育成の場として、児童館や公民館、コミュニティセンターなどの活用を図ります。また、地域の人材を活用した、子どもたちの健全育成の活動を促進します。	75	福祉	各児童館の利用状況 ●中村下：中村地区の公民館的な位置づけとして、各種サークル団体活動が利用。平成25年度からは元管理人室をオンデマンドバス運転手控室とし、施設の有効活用を図っている。 ●井ノ口上：宮前自治会館として使用。平成25年度7月からは、こども園開設に向けた井ノ口保育園改修工事に伴い、保育園内に設置していた子育て支援センターが1階部分に移転。 ●井ノ口下：老人クラブ、各種サークル団体等による活用。	2	●児童館については、児童数の減少や学童保育・公民館の充実により児童の利用がほとんどなく、3館とも本来の機能を有していない（利用のほとんどが大人のサークル団体。）	維持・継続	●地域ぐるみで子どもを育てるための活動場所や人材活用に関しては、関係各課と連携し、放課後子ども教室の設置や保育ボランティアの育成等も検討する必要がある。	2	現在の利用状況を勘案すると、児童館のあり方・役割を見直すことも検討に入れる必要があるのではないかと。		
						2	地域の子育て支援	1	子育て支援センターの運営	親子の交流の場づくり、育児相談、情報提供等、地域における子育て支援の拠点である、子育て支援センターの機能の一層の充実に努めます。	76	福祉	●利用状況 平成23年度 5,661人（保護者2,606人 子ども3,055人） 平成24年度 5,471人（保護者2,454人 子ども3,017人） 平成25年度 6,167人（保護者2,639人 子ども3,528人） ●取組内容 各種講習会・教室・講演会等の開催および育児や子育てに関する相談指導・情報提供等。	5	●少子化をはじめとする子育てをめぐる環境が変化する中、保護者の育児に対する孤独感や不安感の緩和を図るため、各種講習会、教育、子育て相談、情報提供等を実施し、子育て支援を推進している。	拡大・拡充	●平成26年6月から旧中村保育園へ移転して運営を開始。円滑な運営に努め、引き続き子育て支援の充実を図る。 ●センター利用時間について、現行の9時30分から15時までを9時から17時までとし、利用者の子育て支援を積極的に推進する。	5	移転後の利用状況・ニーズなどを精査の上、引き続き子育て支援の充実に努められたい。
								2	ファミリーサポートセンターの整備運用	きめ細やかな子育て支援を推進するため、ファミリーサポートセンターの整備・運用を図ります。	77	福祉	●実施場所の確保・保育者の確保等の克服すべき課題をクリア出来ていないため、開設に至っていない。	2	実施主体・実施場所・保育者の確保等の課題解消に至らず、未開設。 27年度を始期とする子ども・子育て支援事業計画策定にあたり、未就学児の保護者へ実施したアンケート調査結果を踏まえ、目標達成に努める。	維持・継続	子ども・子育て支援事業計画策定に際し実施した未就学児保護者へのアンケート調査結果を踏まえ、子ども・子育て会議の意見を聴き、整備・運用を図る。	1	子ども・子育て会議の意見や、計画策定のなかで、開設に向けた早めの方向性を見出されたい。
								3	子育て支援のネットワークづくり	次世代育成支援対策地域協議会を中心に、関係委員・機関・団体等と情報共有化と連携強化を図り、きめ細かな子育て支援サービス等の質の向上を図ります。	78	福祉	●子ども・子育て支援法の施行に伴い、「子ども・子育て会議」を設置。 ●第1回を11月27日、第2回を3月19日に実施。	3	27年度を始期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定するため、子育て世帯における子育て支援事業の利用状況と利用希望に係るアンケート調査結果を、子ども・子育て会議にて報告。 26年度はアンケート調査結果を基に、必要なサービスとその確保策などについて子ども・子育て会議の意見を聴き、必要なサービスを高い質で提供できるように努める。	維持・継続	関係機関と連携し、子ども・子育て会議において「子ども・子育て支援事業計画」策定作業を進め、より充実した子育て支援施策の実施に努める。	3	施策77と統合してもよいのではないかと。
								4	児童虐待防止の相談とネットワーク整備	児童虐待防止については、要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関と連携した相談体制を充実・強化し、虐待の予防、早期発見、早期対策を図ります。	79	福祉	●代表者会議の開催（6月28日）、実務者会議の開催（7月30日・2月24日）、ケース会議の開催（4月30日）、井ノ口小学校児童に係るケース会議に出席（6月11日・12月9日） ●他町へ転出したケース対象者について、転出先児童福祉主管課及び母子保健担当課へ情報提供し、継続支援を依頼 ●新年度早々に足柄上家庭児童相談室職員と町内小・中学校を訪問し、現状を把握するとともに連携協力について確認	5	設置要綱に基づき、代表者会議・実務者会議・ケース会議（ケース発生時）を実施し、情報共有・課題整理等に努めた。 また、健診時において、従事する保健師が子どもの様子を気に掛ける・保護者へ声を掛ける等を行うことにより、虐待の早期発見や情報収集に努めている。	維持・継続	要保護児童対策地域協議会にて扱うケースとして挙げられていないが、各学校においては不登校等の見守りや支援を要する児童を抱えているため、引き続き関係機関等との連携を密にして情報共有と課題整理に努めるとともに、虐待の予防・早期発見に努める。	5	関係機関との連携を強化し、虐待予防・早期発見・早期解決に努められたい。
								5	次世代育成支援地域行動計画の推進	すべての子育て家庭に対し、子育て支援を計画的に進めるため、次世代育成支援地域行動計画後期計画を推進します。	80	福祉	●25年度における各課の事業進捗状況を調査し、結果について3月19日の子ども・子育て会議において報告し、意見を伺った。	3	概ね、計画遂行に向けた取り組みが実施されているが、未実施事業の速やかな実施に努める。	維持・継続	計画期間が26年度までの次世代育成支援地域行動計画は、子どもの安全確保や要保護児童への対応などの内容について「子ども・子育て支援事業計画」へ引き継いで掲載することになるが、引き続き次世代育成支援の計画的な推進に努める。	3	現行計画及び新たに策定される「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、計画的・継続的な子育て支援策に努められたい。
						6	小児医療費助成制度の拡充	育児に関する経済的負担を軽減し、安心して生み育てられる子育て環境の拡充を図るため、中学校卒業までを対象とした小児医療費助成制度を継続します。	81	福祉	●現在の町の助成内容は、通院・入院とも中学校修了まで。所得制限、一部負担金なし（県では現行、通院は小学校就学前まで、入院は中学校終了まで。所得制限、一部負担金あり）。	4	●県内での助成状況は、中学修了までの通院費が無料の団体が8団体あるが、本町もその1団体であり、子どもの健康保持並びに保護者の医療費負担軽減に寄与するとともに、子育て支援の推進を図っている。	維持・継続	●助成制度を高校修了まで拡大している市町村も見受けられる（県内では中学修了まで）ため、経済情勢を考慮しながら検討する必要も考えられる。	5	財政状況を考慮しながら、対象年齢の拡大に向けた議論の検討を行われたい。		

○第五次中井町総合計画後期基本計画 進捗状況評価結果

5つの基本目標					基本計画	大施策	小施策	施策内容	施策番号	所管課	具体的な取組状況	進捗評価		継続評価		進捗状況に対する企画課評価・意見	
3	豊かな人間性を育むまち	1	生きる力を育む人づくり	1	学校教育の充実		1	個に応じた指導の充実	82	教育	●小中学校に学習支援者を配置し、取り出しやティームティーチングによるきめ細やかな学習支援を実施（施策番号87に関連する事業）。	4	発達障害や多動性障害の児童生徒の普通級での在籍率増加に伴って、特に、低学年での授業の運営が難しくなっている現状から、学習支援者の増員が望まれる。	維持・継続	支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあるため、引き続き、各学校における実態を的確にとらえ適切な人員配置に努める必要がある。	4	施策87との統合を要検討。
							2	人権教育・道徳教育の充実	83	教育	●毎年度、町主催による人権教育・啓発講演会を開催。平成25年度は12月7日に開催した。 ●小中学校における道徳授業での人権教育の実施（道徳の年間授業時間数 35時間）	5	毎年度、小中学校の教職員や町民を対象とした人権教育・啓発講演会が開催できた。また、それによって、教職員の指導力の向上と町民の人権問題に対する理解と認識を深められた。	維持・継続	講演会自体は継続して実施していく必要があるので、総合計画の施策に位置づける。	5	人権教育の重要性・必要性は評価できる。
							3	情報教育・国際理解教育の充実	84	教育	●平成21年9月から、外国語指導助手（ALT）2名体制により、外国語活動、国際理解教育の推進及び小学校の新学習指導要領への対応を図る。直接雇用のALTは幼稚園及び小学校へ派遣、請負業務委託によるALTは中学校に配置した。 幼稚園1回／週、小学校2回／週、中学校5回／週 ●平成23年度から、ALT2名を直接雇用。 ●児童生徒の教育用パソコン（中村小33台、井ノ口小33台、中井中42台）及び必要なソフトウェア等を配備し、情報化教育の充実と校務の効率化を図った。	3	・計画策定時の目標値は達成できたものの、今後、小学校での外国語の教科化が見込まれることから、後期目標値の達成を図るべく各小中学校に1名ずつ、ALTを配置できるよう事業を推進する。 ・電子黒板や書画カメラ等の情報機器を効果的に活用した授業研究会の開催を通じて、情報機器の積極的な活用に努めた。	維持・継続	こども園や小学校低学年において生きた英語に触れる機会を増やすとともに、小学校高学年・中学校での外国語授業の対応を図るため、引き続き、ALTを継続雇用し、事業を推進する。	3	財政状況を考慮しながら、ALTの各校配置に向けた事業推進に努められたい。
				4	郷土愛を育む教育の推進			郷土のことを理解する学習を通して、児童・生徒の郷土愛を育み、生まれ育った町を誇ることができる心の醸成に努めます。	85	教育	●小中学校の新任者教諭や新任任教諭を対象に、教育委員会による地域学習研修会を開催し、町内の公共施設、民間企業、史跡等を見学・学習することにより、地域理解を深め、地域を素材とした地域に根ざした教育の推進に資する。 平成25年度実績 8月8日（テルモ、泰翁寺等を見学） ●文化財保護委員の協力を得て、中学校での総合学習の一環で「中井を見て歩く」授業を行い、町の歴史や地形を学ぶとともに、郷土に対する理解を深める。 平成25年度実績 11月15日（全校生対象）	5	継続的に事業を推進することにより、小中学校において郷土愛を育む教育の推進を図った。	見直し・廃止	事業の推進、実施は、教育指導要領により学校現場において不可欠、当然の事項であるので、総合計画に位置づけする必要はない。	5	見直しを図られたい。なお、その際には、教育基本法や教育指導要領の趣旨を逸脱しないようにされたい。
							5	健やかな体の育成	86	教育	●小中学校の養護教諭が健康教育の諸課題について協議・情報交換し、学校における健康教育の充実を図るため、年に1度、健康教育研究会を開催する。 平成25年度実績 東邦大学医学部生涯教育センター職員による講話及び事例相談「よりよい子どもの支援のあり方」 ●幼稚園、小中学校の連携を図りながら、食育の推進を図るため、年に1度、大井町より栄養教諭を招き、食育担当者会議を開催する。 平成25年度実績 6月10日開催	5	継続的に事業を推進することにより、小中学校において健康の保持増進を図った。	維持・継続	体育の授業の充実やクラブ活動、運動部活動を推進するとともに、喫煙防止や薬物乱用防止等に関する学習を含めた健康教育と、給食週間等を通じて食の大切さへの理解を深めるなどの食育の充実を図ることは、学校教育において不可欠である。	5	継続的な事業推進に当たられたい。
				6	特別支援教育の充実			児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた環境を提供し、一人ひとりの確かな成長を支援します。	87	教育	●日本語指導を必要とする外国籍児童生徒に対して日本語指導員を配置し、学習面・生活面での側面的支援を行う。 平成25年度における対象児童生徒数 中村小1名、中井中3名に対して、日本語指導員を1名雇用。 ●学校生活において配慮を要する児童に対して介助員を配置した。 平成25年度実績 井ノ口小2名／日、中村小1名／日	3	発達障害や多動性障害の児童生徒の普通級での在籍率増加に伴って、特に、低学年での授業の運営が難しくなっている現状から、学校生活支援者の増員が望まれるものの、平成26年度は町財政状況から予算が削減された経緯がある。	維持・継続	支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあるため、引き続き、各学校における実態を的確にとらえ適切な人員配置に努める必要がある。	3	施策82との統合を要検討。
							7	教育環境の整備	88	教育	●児童生徒の安全確保、学校環境の向上を図るため、計画的な施設設備の整備を推進。直近3年間の事業内容は次のとおり ・平成23年度は中村小プールろ過器及び北棟校舎屋根の改修工事、中井中プール管理棟の改修工事等を実施。また、給食調理業務の委託事業を開始した。 ・平成24年度は中村小プール管理棟の改修工事、井ノ口小の給食用ダムウェーターの改修工事、中井中プールろ過器交換工事等を実施 ・平成25年度は小中学校普通教室の空調設備の整備を実施 中村小8教室、井ノ口小12教室、中井中11教室	4	校施設の老朽化が年々進行するなかで財政状況が厳しくなっていることから、予算の範囲内で優先順位を定め、計画的に安全で安心な教育環境の整備を実施できている。	維持・継続	学校施設のうち要改修部分の改修実施、施設非構造部材の耐震診断及び改修を、今後計画的に実施していく必要がある。	4	財政状況を見極めながら、優先順位を定めて、計画的な施設改修に当たられたい。

5つの基本目標				基本計画	大施策	小施策	施策内容	施策番号	所管課	具体的な取組状況	進捗評価	継続評価		進捗状況に対する企画課評価・意見			
					8	幼稚園教育の充実	保育園や小学校と連携しながら、「生きる力」の基礎を育成するとともに、地域の子育て支援の拠点として、ふさわしい管理・運営や学習環境づくりに努めます。	89	教育	●こども園化を推進するため、平成25年度に保育室の空調設備の整備、ロッカー等の改修工事を実施（施策番号73に関連する事業）。 ●平成26年4月に井ノ口幼稚園、井ノ口保育園及び中村保育園を統合し、幼保連携型の認定こども園「中井町立なかいこども園」を開設し、保育・幼児教育の充実を図った。	4	維持・継続	認定こども園制度に則った園運営の推進が今後も必要である。	4	子ども園化が行われたことから、施策73との整理・統合を図るべきではないか。		
					9	教育支援センターの充実	児童・生徒や保護者等が気楽に相談でき、教育に関する悩み事を早期に解決できるよう教育支援センターの相談機能を充実します。また、スクールカウンセラー等と連携を図りながら、個に応じた指導を充実させ、不登校児童・生徒の学習支援等に努めます。	90	教育	●井ノ口公民館内に教育支援センター「たんぼぼ教室」を設置し、不登校を中心とした教育相談にあたりとともに、必要に応じて児童生徒を通室させ、学校への不適応状況の改善を図った。 職員体制 県費負担教職員1名、町非常勤相談員1名 ●教育上の今日的課題に対応するため、幼稚園、小中学校に臨床心理士（スクールカウンセラー）を派遣し、教育相談の充実と諸課題の解決を図った。 平成25年度実績 年間48回（幼稚園、小中学校、教育支援センターに各12回ずつ）	5	拡大・拡充	教育支援センターと学校との間にワンクッションを設けるべく、校内に支援室の新設、支援員の配置など、不適応状況の度合いに応じた、きめ細かく対応できる体制の整備が必要と思われる。	5	財政状況や人的資源を考慮の上、きめ細かな対応に向けた体制整備の検討を進められたい。		
					10	就学支援の充実	高等学校に在学中または進学希望者に対する町奨学金制度の充実を図ります。また、就学貸付金制度、利子補給制度導入を検討します。	91	教育	●平成20年4月より、町内居住の高校生を対象に月額9,900円（県立高校の授業料相当額）を助成する（条例改正前 月額9,600円）。 ●平成22年4月より、県立高校の授業料無償化に伴い、制度の見直しを図り、引き続き助成制度を存続させた（月額は5,000円）。また、高校だけでなく、高等専門学校、専修学校（高等課程に限る）の生徒に対しても助成を開始。	4	維持・継続	今後は奨学金制度だけでなく、就学貸付金制度、利子補給制度などの新たな事業への取組みを進める必要がある。	4	財政状況や国の動向を注視しながら、事業推進に当たられたい。		
					2	開かれた学校づくり	1	学校評価の充実	学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たし、保護者、地域住民による学校評価を充実させ、学校運営の改善・充実に努めます。	92	教育	●小中学校合同で学校評議員連絡協議会・委嘱式を開催、各学校5名の学校評議員を委嘱する。以後、各学校ごとに学校評議員会議を適宜開催し、学校運営に係る意見、提案をいただく。 平成25年度の連絡協議会・委嘱式開催日 5月21日。各学校における学校評議員会議の開催数 3回程度。 ●学校評価の結果をはじめ、経営計画や活動の状況を学校だよりやホームページを通じて公表している。 ●毎月発行の教育委員会だより「わかくさ」や学校だより、教育委員会ホームページを通じて、園・小中学校や教育委員会の取り組みや情報を積極的に発信。	5	維持・継続	学校評議員制度や学校評価報告書の作成は、学校・地域に定着しており、また、開かれた学校づくりに資するため、引き続き、次期計画に位置づけ、推進する。	5	継続的な事業推進に当たられたい。
					2	地域教育力の活用	環境教育や稲作体験、福祉体験などを通して、地域のもつ教育力の活用を推進します。	93	教育	●中村小3年生が総合学習の時間に、町農業委員会の協力のもとで稲作体験を実施している。 ●井ノ口幼稚園では地域ボランティアを活用し、餅つき、お団子作りを体験している。	4	維持・継続	総合学習の時間は、本来、課題追求型の授業の実施を目的としているので、稲作体験の内容について検討の余地がある。	4	施策2の内容と重複感があることから、整理・統合してもよいのではないか。		
					3	読書活動の推進	「生きる力を育む読書活動」を推進し、読書活動ボランティアの活動など学校、家庭、地域が一体となって読書活動の輪を広げます。	94	教育	●条例で11月3日を「中井町読書の日」と規定 ●「読書の日をつどい（式典）」を開催している。 ●読書推進活動会議を開催している。	2	維持・継続	読書離れは感じられるが、誰しもが「読書」の大事さを認識していると確信している。ソフト面、ハード面をより充実させ施策を継続することが望まれる。	2	財政状況を考慮しながら、ソフト・ハード両面の充実に努められたい。		
					4	学校施設の開放	学校体育施設等の地域開放をさらに推進するとともに、地域における自主的な学習活動を促進します。	95	教育	●休日や夜間にグラウンドや体育館等の学校施設を開放している。	5	維持・継続	既に学校施設の開放は行われていると認識している。地域支援課で推進する「地域における自主的な支援活動」から見て計画の位置づけを判断されたい。	5	総合計画に位置付けるべき内容か、要検討。		

5つの基本目標		基本計画	大施策	小施策	施策内容	施策番号	所管課	具体的な取組状況	進捗評価		継続評価		進捗状況に対する企画課評価・意見
				5 児童・生徒の安全確保	児童・生徒が安心して教育を受けられるよう、ボランティアによる防犯パトロールや「こども110番」活動などと連携を図りながら、安全の向上を図ります。	96-1	総務	●子ども安全パトロール員による見守り活動の実施。 ●安全監視員へ安全監視業務を委託。	3	ボランティア団体である子ども安全パトロール員については児童の登下校時に町内交差点において見守り活動を実施している。安全監視業務については、町生がい事業団に業務を委託し、主に不審者対策として町内小中学校、保育園、幼稚園において実施している。	新施策へ展開	安全監視業務については委託で各施設の巡回を実施しているが、約10年経過したことから、より安全で効果的な手法について検討する時期にきている。	4
						96-2	教育	●まちcomiメールにより不審者情報等を発信し、保護者・児童生徒に注意喚起した。 ●毎月20日に、教育委員会職員が通学路に出向き、小中学生に対して街頭指導を行った。 ●年度当初に防災安全会議を開催し、各学校から退出された学校防災計画の内容を確認し、より実効性の高い計画に改訂している。 ●平成24年度には、教育委員会を主に、交通安全所管課職員、道路管理者、所轄警察署署員の協力による通学路の危険箇所の総点検を実施した。（危険箇所数井ノ口地区2箇所、中村地区3箇所を把握し、適宜、道路改修等の対策を講じた。）	4	日常的に、教育委員会、学校による交通安全指導・通学路における危険箇所の点検を行い、児童生徒の安全確保を図っている。今後は、通学路の安全確保に向けた推進体制（庁内の関係部署による横断的組織）を構築し、組織的・定期的な取り組みが課題となる。	維持・継続	安全・安心な学校づくり、児童生徒の安全確保に向けた、継続的な施策の推進は必要である。	
				6 魅力ある教育や学校の研究	多様な人材や特色ある自然環境など、地域資源を活用した教育に取り組むとともに、魅力ある学校づくりを研究します。	97	教育	●井ノ口幼稚園、井ノ口小学校の園児・児童と一緒に里山体験を行っている。 ●地域の人材をボランティアとして活用し、図書の読み聞かせや昔遊びを行っている。 ●中井中2年生が総合学習の時間を利用して、2日間にわたり職業体験学習を行った。（25年度実績 2月6、7日の2日間で34事業所 87名が参加した）	3	幼小中の連携や自然体験活動の一環として各学校で実施できている。	見直し・廃止	ボランティアを活用した授業や自然体験活動は学校活動として実施するもので、総合計画に位置づけて施策として実施するものではない。	3
	2 学びあい、教えあいの推進	1 生涯学習の推進	1 生涯学習基本計画の推進	1 生涯学習基本計画の推進	生涯学習基本計画に沿った各種事業の推進を図ります。	98	地域	●計画の進捗状況を把握、分析、評価し、計画の進行管理に努めている。 生涯学習推進協議会によって事業の進捗や成果への助言を取り入れ、町民からの視点も取り入れた計画の推進を図っている。	4	毎年、計画の進捗状況を把握、分析、評価を行っており、生涯学習推進協議会による助言等も取り入れた計画の推進を図っている。 現計画期間が27年度をもって終了となるため、社会情勢等を踏まえた効果的な計画の見直しを行い、今後においても各施策、事業等の進行管理を図っていくことが必要である。	拡大・拡充	高齢化や情報化が進む中、生涯学習に求められる範囲は大きく広がっている。 福祉、環境、まちづくり施策等との連携を強化し、協働のまちづくりと一体的に進めていくことが必要となっている。	4
				2 生涯学習施設の整備・充実	生涯学習施設として活用が図られている井ノ口公民館や農村環境改善センター、境コミュニティセンターなどについては、施設の有効活用と設備の充実を図ります。また、本町の地域活動や文化活動、協働活動、教育活動等の総合的な拠点となる生涯学習センターの整備については、町民参画の組織で研究・検討を重ね、計画的に整備します。	99-1	まち	●（仮称）生涯学習施設等整備検討委員会の設立（平成20年）⇒平成22年に検討結果を町長へ報告 ●平成22年度に町内7会場にて生涯学習施設のあり方について、地域懇談会を開催 ●平成23年度に既存建物（農村環境改善センター）の有効活用について庁内検討 ●福祉センターと連携し、機能アップを視野に入れ、補助金や財政状況を見極めた中での新築による整備を進めることで方針を決定する。 ●「中井町生涯学習施設建設準備委員会」を平成24年2月に設立（委員18名） ●先進地の「清川村生涯学習センター」を準備委員会にて視察を実施	3	・比奈窪バイパスの建設も始まり、周辺の道路環境も大きく変化することも視野に入れ、役場周辺を地域拠点とした将来の土地利用も含めた生涯学習施設の建設位置や既存庁舎等との連携を考慮し、事業を進めて行く必要がある。	維持・継続	町民にとって、趣味や特技を活かした余暇時間の有効活用や、健康で文化的な生活を送るための施設整備が求められており、生涯学習の必要性は高い。 また、将来を担う子どもたちにとっても夢のある環境整備は、これからの“まちづくり”に大変重要であることから、生涯学習施設の整備を継続して取り組んで行く必要がある。	3
						99-2	地域	●境コミュニティセンターを開放し、地域活動団体等かの活用が図られている。	4	境コミュニティセンターは、地域活動団体等から有効に活用されている状況である。	維持・継続	今後も引き続き、地域のコミュニティ活動の拠点として開放を行う。	
						99-3	教育	●限られた予算と労力の中で、井ノ口公民館施設の充実に努めている。 ●限られた予算と労力の中で、農村環境改善センター施設の充実に努めている。 ●生涯学習センターの整備の取り組みについては行っていない。	3	井ノ口公民館や農村環境改善センター施設については、限られた予算や労力の中で工夫しながら施設の充実に努めている。 生涯学習センターの整備については、現在の担当課である「まち整備課」の音頭がなければ、教育課として何かを取り組む考えはない。	維持・継続	井ノ口公民館や農村環境改善センターの充実については、町に存在する数少ない学習施設であるので継続的に施設の充実に努める必要がある。 生涯学習センターの整備については、町民参画の組織で研究・検討を重ねた結果で計画への位置付けを判断されたし。	

5つの基本目標		基本計画	大施策	小施策	施策内容	施策番号	所管課	具体的な取組状況	進捗評価		継続評価		進捗状況に対する企画課評価・意見		
				3	各種学級・講座の充実	生涯の各期にわたって学習機会を提供することができるよう、公民館事業をはじめ、各種学級・講座、出前講座の充実を図ります。また、保育サービス付き講座の開設や、講座開設日時を配慮するなど、町民が多数参加しやすい学習機会の提供に努めます。	100-1	地域	●出前講座を27メニュー開設し、地域活動団体等へ提供している。H25実績：7件、H24実績：6件	3	一定の利用実績があるものの、広報等の充実を図り、利用の促進を図っていく必要がある。 また、社会情勢、住民ニーズ等を踏まえ、魅力的な講座メニューの提供ができるよう、随時見直しを行っていく必要がある。	維持・継続	今後においても、町民の学習活度への支援は必要であり、継続して出前講座を開講していく必要がある。 また、社会情勢、住民ニーズ等を踏まえ、魅力的で、利用しやすい講座となるよう見直し、推進を図っていく。	3	講座や講習のメニュー拡充・充実に努められたい。
					100-2	教育	【井ノ口公民館（平成25年度実績）】 ●各種講座・教室・観劇 ・ストレッチボール体操教室・癒しのヨガ体験教室・絵手紙づくり体験教室・ハーブ石鹸づくり教室・ネイルアート体験教室・陶芸教室・エンジョイクッキング・しいたけのホダ木づくり体験教室・木工教室・カゴづくり教室・おなか元気教室・親子料理教室・親子お菓子づくり教室・手打ちそば体験・正月飾りづくり教室・温泉分析入門教室・人形劇・マジックショー・腹話術など実施	3	【井ノ口公民館】 公民館事業として各種講座や教室を実施し、平成25年度実績・成人向け講座教室8回・子供向け教室5回・歴史・文化では2回・自然観察では1回など生涯学習の機会を提供しています。	維持・継続	【井ノ口公民館】 今後も多岐にわたり各種講座や教室の充実を図り、町民が参加しやすい学習機会の提供に努めます。また、各種講座や教室を開催することで、新たな公民館活動利用サークルへの育成も努めていきます。				
				4	生涯学習による子育て支援	地域子育て支援センターや保健福祉センターなどと連携を図りながら、子育てや家庭教育について学習機会の提供を図る一方、生涯学習の観点から、子どもたちの地域での居場所づくりに努めます。	101-1	地域	●地域活動振興員を中心に自治会での世代間交流事業等の普及啓発を行っている。 ●まちづくり活動支援補助制度により、地域活動等への資金面での支援制度を実施している。	3	自治会では、世代間交流事業等が実施されており、今後も引き続き推進を図っていくことが必要である。	維持・継続	自治会や地域活動団体等の自主的な活動を助成し、育成・支援を図っていくことが必要となっている。	3	施策75や76などと重複感があることから、整理・統合を図るべき。
							101-2	福祉	●子育て支援センターの運営 ●ブックスタート事業などの実施	3	子育て支援センターにおいて実施する各種講座や、保健福祉センターにおいて健康課が実施するブックスタート事業や親子セミナーなどを実施。 井ノ口上児童館にて運営していた子育て支援センターが旧中村保育園舎へ移転するため、井ノ口地区において実施できる内容を検討。	維持・継続	子育て従事者支援や子どもたちの地域での居場所づくり確保のため、引き続き子育て支援センターや健康課と連携を図り、生涯学習による子育て支援に努める。		
				5	高齢者の生きがいがいづくり支援	高齢者向けに、様々な分野で行われている講座や教室を体系化するとともに、高齢者が長年培ってきた知識や技術を地域の中で発揮する場の提供を図ります。	102-1	地域	●具体的な施策実施なし	0	高齢者の知識や経験を活かす場づくりとなる具体的施策がない。	維持・継続	今後のまちづくり、地域活性化等において、高齢者の知識や経験を活かす場づくりが必要となっている。 平成26年度から創設した「まちづくりパートナー制度」等の活用により、推進を図る。	1	施策71との関係を整理・統合すべきである。
							102-2	健康	●高齢者が活躍できる場の提供 ●高齢者の技術や知識を有効活用できる機会を作る。	2	高齢者で様々な技術や知識を持った方の活動の場も少なく十分に生かされていない。	拡大・拡充	地域支援課によるボランティアの登録制度の普及と活動できる場の確保（仕組み）の検討が必要。		
6	地域に根ざした学習活動の促進	地域を知るふるさと学習や環境学習などにおいては、自然体験や稲作体験など、子どもと大人が体験学習できる場を提供し、交流を深めます。また、学習ボランティアの活用や、地域を語る人材の発掘・育成に努めます。	103	地域	●地域活動振興員を中心に自治会での生涯学習事業の推進・啓発を行っている。 ●町施策としての実施なし。	1	自治会での生涯学習事業への支援等を行っている状況のみであり、子どもたちへの体験教室等は、教育課で実施している。	維持・継続	平成26年度から創設した「まちづくりパートナー制度」の運用と併せ、人材発掘・育成を行う。	1	施策2及び93との関係を整理・統合すべきである。				

5つの基本目標				基本計画	大施策	小施策	施策内容	施策番号	所管課	具体的な取組状況	進捗評価		継続評価	進捗状況に対する企画課評価・意見		
						7	地域寺子屋事業の推進	地域寺子屋事業により、世代間交流・学習の推進を図ります。	104	教育	●取り組みなし	0	見直し・廃止	生涯学習事業と地域教育力の推進は理解できるが、行政主導で場所や経費を確保して事業を実施するだけの意思が整理されていない状況であり、今、計画に位置付ける必要はないのではないか。町（行政）として、放課後には放課後児童健全育成事業（学童保育）、夏休みには「サマースクール」、または公民館事業などを実施しているので、さほど必要性を感じられない。	0	地域寺子屋事業の位置付けが不明確な現状において、総合計画に位置付ける必然性が見当たらない。見直しを図られたい。
						8	図書活動の充実	図書資料の充実を図るとともに、図書館の広域や県全域の「相互貸借管理システム」を積極的に活用します。また、利用に際して、利便性が図られるよう図書管理のシステム化を検討します。あわせて、子どもの読書活動の積極的推進や家庭で読書に親しむ環境づくりに努めます。	105-1	教育	●限られた予算の中で、図書室としての機能が高められる本を選書し、定期的に購入している。 ●相互貸借管理システムにより、他図書館からの借り入れを行っている。 【井ノロ公民館】 ●「おはなしたまてばこの会」によるおはなし会や絵本の読み聞かせを広報なかいに掲載（年間11回実施） ●「広報なかい」に毎月「井ノロ公民館図書室だより 今月の新刊」を掲載（改善センターでも実施） ●「子ども読書週間」や「読書週間」に、おすすめ本の紹介を各小学校、幼稚園、保育園へ案内を配布 ●リクエスト本については、KL-NETによる相互貸借にて対応している。（年間218冊）	3	維持・継続	図書資料の充実、図書館の広域利用の促進及び読書に親しむ環境づくりについては、継続して取り組むべきである。図書管理システムの導入については、書籍の管理及び利用者の利便性向上のため導入を希望するが、利便性のみならず、費用対効果や効率性などを検討し、計画への位置付けの必要性を判断されたし。 【井ノロ公民館】 広報なかいに掲載した図書は、貸出・予約が増加している。小学校、幼稚園、保育園に配布している「図書だより」に掲載された図書を目当てに、子どもの来館・貸し出しが増加している。	3	図書資料の充実や広域利用の促進については、概ね対応が図られていると認められる。図書管理システムについては、財政状況や費用対効果を考慮の上、継続して検討していく必要がある。
									105-2	企画	●図書館の広域利用については、近隣市町と相互利用協定を締結しており、他市町の図書館を利用することで図書資料の充実を享受できる体制は整備済みである。	3	縮小	書籍に限らず、さまざまな手段・方法により情報、知識、学習の機会は広がっており、図書館機能の充実といった意味では地区懇談会やわたしの提案等、改善を望む声も少なくはないが、最少の経費で最大の効果を上げることを基本に業務を遂行していけばあえて総合計画に位置付ける必要は小さいと思う。		
						9	学習支援体制の整備	生涯学習推進員による地域での生涯学習活動の展開を支援するとともに、情報の提供に努めます。また、人材バンクへの登録を推進し、必要に応じ指導者として派遣する仕組みを充実します。	106	地域	●人材バンク登録者：24名 毎年1件の利用のみ ●人材バンク制度を廃止し、平成26年度より創設した「まちづくりパートナー制度」へ統合 ●自治会選出委員の見直しにより、生涯学習推進員とスポーツ振興員を統合し、地域活動振興員を平成26年度より創設。 ●まちづくり活動支援補助制度により、自治会を含めた地域活動に対して、資金面での支援を行っている。	3	維持・継続	今後においても、地域での生涯学習活動を積極的に支援してことが必要であり、そのために必要な支援施策の整備、充実に努める。	3	まちづくり活動支援補助制度やまちづくりパートナー制度の運用状況を精査の上、施策内容の見直しを図られたい。
				2	生涯スポーツの推進	1	スポーツを通じた健康づくりの推進	生活習慣病の予防など、健康づくりとの連携を強め、健康・体力づくり教室など、スポーツを通じた健康づくりを推進します。また、本町の豊かな自然を生かしてウォーキングによる健康づくりを推進します。	107-1	地域	●中井町健康増進計画を円滑に推進するため、庁内推進委員（プロジェクトチーム）を設置(健康課) ●なかい健康スポ・レク祭（健康づくりや運動を始めるきっかけの場として開催）昨年度：来場者競技役員を含め652名参加 ●なかい健康スポ・レク祭において、公益財団法人かながわ健康財団による健康体力測定を実施。足型・足圧、血管測定、体力測定で計213名の参加	3	維持・継続	日常体を動かす機会が減り、運動不足が原因となる生活習慣病などが増え続ける中、生活習慣のリスク改善のために、日常生活中で、身体活動量を増やすことや健康面を考えた食生活、適度な休養が、必要と思われます。当町では、これからもスポーツを通じた健康づくりを推進していきます。	3	中井町健康増進計画に即した事業の遂行に引き続き当たられたい。
									107-2	健康	●健康プラン推進事業におけるウォーキングポイント登録制度（実施準備）、ウォーキングセミナーの開催、シニア体力測定ボランティア養成、1日1体操！応援サポーター養成 ●健康普及員活動による軽やか体操クラブの開催（生活習慣病予防しらさぎ体操の普及） ●なかい健康スポ・レク祭におけるウォーキング講座、体操コーナーの実施 ●健康づくりウォーク（ウォーキング講座受講者の継続活動支援）	3	拡大・拡充	・健康増進計画策定時のアンケート調査結果によれば、青壮年期、中年期では運動をしていない方が多いが、きっかけがあれば取り組みたいと考えている方も多い。健康スポ・レク祭やウォーキングセミナー等の各事業の実施やウォーキングポイント登録制度等、運動のきっかけをもつことから継続化までを応援するしくみを作ることが必要。 ・健康プランの他事業（健診を受けてポイントゲット！）とあわせ、町民へ広く周知し、また、より高い効果をねらったノルディックウォーク等が安心して行えるような環境整備を行うなど、新たに取り組む人を増やし、健康寿命の延伸につなげるには、施策の充実を図る必要がある。		
						2	生涯スポーツの振興	子どもから高齢者まで、誰もが参加できる各種スポーツ教室を開催するとともに、スポーツ・レクリエーション団体の活性化、体育指導委員の育成、県との連携によるスポーツリーダーバンクの活用などを図ります。また、地域単位で様々なスポーツ活動を行う総合的地域スポーツクラブについて普及・啓発を図ります。	108	地域	●H25年度小学生を対象とした、スポーツ教室の開催 各小学校年1回開催 両校で35名参加 ●H25年度サマースクールによる小学生5年生を対象とした、スポーツ教室の開催 7/25～26 ●H25年度中井っ子全集合（子ども会）を対象としたスポーツ教室の開催 121名参加 ●第6回なかい健・康スポレク祭に於いてのスポーツ教室の開催 ●H25年度地域単位でスポーツ活動を行う総合的地域スポーツクラブについての県との打合せ	3	縮小	これからも、子どもから高齢者まで、様々な世代の方がスポーツを楽しみ交流の輪が広がるよう軽スポーツやニュースポーツ等の普及活動に努めます。地域住民が主体となり運営していく総合型地域スポーツクラブの創設は、現状厳しい状況。今となっては、キーパーソンや代表となる団体が現れないので、広域行政の中とかいうか、秦野市なり近隣の市町村に加入させてもらったほうが良いと思える。長期的視野で5年～10年後の姿を考える必要あり。	3	町の身の丈にあった施策内容に見直しを図ることを検討されたい。

5つの基本目標				基本計画	大施策	小施策	施策内容	施策番号	所管課	具体的な取組状況	進捗評価		継続評価		進捗状況に対する企画課評価・意見			
						3	スポーツを通じた交流の推進	子どもや高齢者、障害者等が共に参加できるスポーツイベントの開催など、町の特性を生かしたイベントの開催を推進します。	109	地域	●なかい健康スポ・レク祭の開催（昨年度：来場者競技役員を含め652名参加） ●美・緑なかいフェスティバル2013にてスポーツレクリエーションコーナーを3年ぶりに開設予定だったが、当日雨天中止 ●第13回自治会親善パークゴルフ大会 23自治会 39チーム 156名の参加 ●第40回健康マラソン大会 当日雨天中止 事前参加申込者214名（大人53名 子ども161名）	3	ある程度現状のイベント内容に定着しているため、新たなスポーツ大会の見直し時期にきている。	拡大・拡充	障がいの有無や年齢に関係なく誰でもスポーツイベントに参加できる種目の見直しと備品整備の充実に取り組みます。	3	引き続き事業推進に努められたい。	
						4	スポーツ施設の整備・充実	中井中央公園の有効的な活用を促進します。また、学校体育施設の開放を引き続き実施するとともに、町民がより利用しやすいように、スポーツ施設の改善や改修を図ります。	110-1	地域	●高齢化への計画的な対応 ●適正な利用指導・利用案内の徹底 ●各体育施設に係る利用団体等との利用調整【H26年度団体登録数（H26. 4/17現在）運動場14団体 テニス51団体】 ●学校体育施設開放の推進【H26年度団体登録数（H26. 4/17現在）体育館23団体】	4	利用者の安全性の確保や利便性の向上を図るのため施設の改修や機能の充実など環境づくりの整備を行います。町民が日常生活の中で、スポーツ活動に親しむことができるように学校体育施設を学校教育に支障のない範囲内において、地域住民のスポーツ活動の場として引き続き開放に取り組みます。	維持・継続	学校体育施設においても使用料を徴収するのであれば、施設の管理、運営に関して現状よりも整備が必要。また、徴収のための業務量がかなり増加するのではないかと考えている。	4		指定管理者や学校などとの連携を図りながら、引き続き施設の整備・充実に努められたい。
									110-2	まち	●中央公園の施設管理を指定管理者への移行（平成25年より実施） ●広域的な公共施設の利用を促進するため、行政間での公共施設相互利用協定の締結	3	・平成9年に野球場及び多目的広場が完成し、その後、平成13年にパークゴルフ場、平成14年にはコミュニティー広場が完成され、町内外の方から多く利用されているが、近年は施設の老朽化も見られることから、計画的に大規模な修繕工事を実施し維持管理を行っている。 ・平成25年度より民間事業者などの能力を活用することにより住民サービスの向上と経費の節減を目指し、指定管理者制度の導入を図った。	維持・継続	・スポーツへの参加を通じた健康・生きがい・仲間づくりを支援する体制づくりは必要であり、今後も中井中央公園をはじめ境グリーンテックパーク公園など、町民がより利用しやすいようなスポーツ施設の改善・改修を継続していく。			
						5	スポーツ施設の広域利用の促進	施設の有効活用と町民の利便性向上のため、近隣市町と協力連携し、スポーツ施設の広域的な相互利用を推進します。	111-1	地域	●総合グラウンド（テニスコート含）・境グリーンテックパークグラウンドは、近隣市町との広域的な相互利用を実施。 ●小中学校の運動場及び体育館については、町内在住、在勤者のみ利用可能。	3	他市町との利用する際の利用料金の格差。各施設の管理、運営等の相違。当町における施設利用は、大半が他市町の利用者。総合グラウンドにおける老朽化。テニスコートにおいては、使用頻度が高いため、施設の整備・管理費の問題が心配される。	維持・継続	今後とも連携市町や利用施設の拡充を図り、地域の特性等を踏まえた施設の有効利用と町民の利便性向上を図っていく必要がある。	5		近隣市町との連携・協力は概ね完了していることから見直しを図ることが妥当と考える。
									111-2	企画	●3市3町（平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町、中井町）の文化・スポーツ施設の相互利用に関する協定を平成25年9月1日に締結、相互利用の市町が拡大（平塚市、伊勢原市、大磯町）	5	施設の有効利用、町民の利便性向上という2つの課題に対し近隣市町との協定を拡大したことで十分評価に値する。	見直し・廃止	目的を達成しているので次期計画に位置付ける必要性はない。			
								3	青少年の健全育成	1	家庭教育力の向上	健全な家庭づくりと家庭での教育力の向上を図るため、各種の教室・講座、情報提供、相談等の充実に努めます。	112	教育	●家庭における教育の理解を深めるため、PTAに家庭教育学級事業を委託している。 ●PTA会員を対象に家庭教育講演会（H24まで）を開催 ●社会教育委員による調査研究の中で、家庭教育力をテーマにした調査に取り組んでいる。	3	各PTAは家庭教育学級事業の委託を受け、各々、健康な家庭づくりと教育力の向上等を図るため各種の教室や講座等を実施している。また、社会教育委員による調査研究で、家庭教育力の向上について協議されている。	維持・継続
2	地域ぐるみでの青少年の育成活動	青少年指導員や子ども会など地域の青少年健全育成活動への支援に努めます。また、関係機関・団体等との連携を図り、地域ぐるみで青少年に係わる諸問題への解決を図ります。	113	教育	●山形県戸沢村との交流事業を実施（対象は小学6年生） ●中学生ふれあいキャンプ（夏期）、中学生ふれあいスキー＆スノーボード教室（冬期）を実施 ●中学生交流洋上体験研修事業を実施（1市4町1村） ●小学生キャンプを実施（1市4町） ●青少年問題協議会の開催 ●青少年育成のつどいの開催					5	各種団体と連携し、青少年が健全に育成するために必要な事業を多数実施している。また、特定団体の協力だけでなく「青少年育成のつどい（講演会）」などを開催し、広く地域ぐるみで青少年に対する問題の解決に取り組んできた。	維持・継続	各事業ごとに諸課題は存在するが、地域ぐるみで青少年（子ども達）の育成に取り組むことは重要な事である。経費がかかる事業が多いが、施策を継続する必要がある。	5	事業費の効率化等に努めながら、引き続き事業を推進されたい。			

5つの基本目標			基本計画		大施策		小施策		施策内容		施策番号		所管課		具体的な取組状況		進捗評価		継続評価		進捗状況に対する企画課評価・意見	
					3	青少年の社会参加活動等の促進	他人への思いやりや協調する心を育むことができるよう、社会貢献やボランティアへの参加など、青少年の社会参加活動を促進します。また、青少年がスポーツや文化活動に参加する機会の確保を図ります。	114	教育	●中学生ボランティア活動（花植え、美・緑なかいフェスティバルへの協力） ●地元の企業見学（戸沢村交流事業）	2	毎年、万年橋付近の花壇の整備や美・緑なかいフェスティバルへの協力など、中学生が青少年指導員と協働で社会貢献（ボランティア）活動を行っている。人数は、それ程多くないが、長い期間継続され実施されている。 また、青少年交流事業の一環ではあるが、地元企業への見学を実施し、地域産業の理解を深め、社会参加活動に取り組めるよう推進している。	維持・継続	青少年の時期から社会貢献（ボランティア）活動や地元活動（社会）へ参加することは、本人のみならず、地域にも大変良い影響を与える事だと理解される。ボランティアへの参加意欲の促進や気楽に社会参加できる環境づくりなど課題も多いが、地道に施策を継続する必要がある。 「スポーツや文化活動に参加する機会の確保」については、地域支援課の意見を重視する必要がある。	3	引き続き事業推進に努められたい。						
					4	青少年リーダーの養成	ジュニアリーダー研修への参加や交流事業などを通じて、青少年リーダーの養成・確保を図るとともに、人材の発掘・活用に努めます。	115	教育	●青少年指導員の事業を通して、人材の発掘等を行っている。 ●ジュニアリーダーの育成に関わっている青少年指導員の育成及び研修会への参加を行っている。	1	青少年指導員の事業を通して、ジュニアリーダーの発掘を行っているが、なかなかジュニアリーダーの養成まで進展しない状況である。近隣の市町では、小学生のスキー教室などにジュニアリーダを同行させたり、講演会等の休憩タイムに簡単なゲームの進行を任せたりした。 「ジュニアリーダーとして活動したくなるような意欲の盛り立て」、「ジュニアリーダーを養成する側の養成（青少年指導員：任期2年）」、「ジュニアリーダーの活動費の確保」などの課題がある。	見直し・廃止	ジュニアリーダーの活動よりも学業や部活動を優先する気質がある現在の教育状況では、この施策の必要性が「ある」、「無し」の問題ではなく、計画に位置付け、主要施策として取り組むのは難しい。近隣市町のように経費や労力を確保して施策に取り組む意向がなければ計画に位置付ける必要はない。	1	関係団体などと連携の上、見直しを含めた検討を進められたい。						
					5	青少年の非行防止対策の推進	関係機関と連携して、青少年にとって有害な環境の浄化促進に努めます。また、薬物乱用防止対策や補導活動、相談体制など、青少年の非行防止対策を推進します。	116	教育	●青少年指導員による夜間パトロールを実施 ●県西地域青少年社会環境健全化推進街頭キャンペーンに参加 ●青少年の社会環境実態調査を実施（有害図書や店舗等の立ち入り調査など）	3	夜間パトロールや足柄地域（大雄山駅、新松田駅）で青少年の健全育成に向けた啓発物品の配付、町内の店舗や有害図書の設置状況調査などを行って、青少年の非行防止に努めている。	維持・継続	青少年の非行防止対策や環境づくりを行い、青少年を健全な方向へ導く施策を実施することはとても重要なことであり、引き続き施策に取り組む必要がある。	3	引き続き事業推進に努められたい。						
	3	文化を育むまちづくり	1	文化のまちづくり	1	地域文化活動の支援	文化団体連絡協議会による自主運営を促進するとともに、指導者、後継者の育成や自主的な文化活動の活性化を図り、地域に根ざした文化活動を支援します。	117	地域	●会則の改正。会員数を10名以上から5名以上に変更。（H22） ●上郡4町文化団体連絡協議会交流会に参加 ●美・緑なかいフェスティバルのステージに文化団体連合協議会の出演枠を作成。 ●中井町民文化祭や、各町文化祭に出演。発表の場の拡大。（大井町、山北町それぞれ3回ずつ。）	3	計画策定時（H22）は活動団体数が26団体に対して、現在（H26）は19団体となっており、4年間で7団体減少している。減少している一方、俳句同好会はほぼ自主運営で俳句大会を年に2回行うなど、活動が活発な団体も見受けられる。計画策定時より団体の入れ替わりが無く、年月が経つと共に高齢者を中心とした団体から脱退してしまう傾向にある。目標値である30団体を実現するためには、文化団体連合会への加入の仕方や、意義などをわかりやすく周知を広げていく必要がある。例えば町のHPで「文化団体連合会」で検索しても、ヒットするページが無いので、知る機会があまりないことなどが挙げられる。	維持・継続	文化活動の活性化は必要であり、町全体の活気にもつながる。そうした中で 基本目標の一つに「豊かな人間性を育むまち」が掲げられ、より一層の推進を図る必要がある。子どもや若い世代に対して窓口を広げ、次の世代でも団体活動が活発になるような取組みを行っていく必要があると考える。	3	事業の周知・啓発等に積極的に取り組まれたい。						
					2	発表・鑑賞機会の拡充	町民の文化活動のすそ野を広げるため、文化祭をはじめとする文化活動の成果を発表する機会を、町民との協働により開催します。また、芸術鑑賞会などを実施し、本格的な芸術に身近に接する機会を提供します。	118-1	地域	●所管が教育委員会から地域支援課に移行（H24） ●周知用チラシの配布、町HPに掲載 ●出品枠の拡大。文化団体連絡協議会会員は2点、一般は1点までだったが、1人3点に変更（H25） ●プログラムの表紙に写真を掲載するなど、見やすいレイアウトに変更（H25）	5	H25時点で出展数195点、参加者数334名となっており、後期目標値を上回っている。出品数の拡大という要因から増大したかもしれないが、周知方法の工夫を行った効果もあったと考えられる。現在の人数や出展数を維持するために、今後も工夫できる部分を見つけて改善していく必要がある。	維持・継続	出展数や参加者も増加しており、町民の文化活動の発表の場として町民文化祭は重要な位置付けにある。今後も様々な取組みを継続していくと同時に、本町にも可能な限り、幅広い年齢層にも楽しんでもらえるような取組みを行っていき、さらなる持続性を構築する必要がある。例として、開成町ではカラーでみやすいプログラムの作成や、屋外イベントとしてフリーマーケットやスタンプラリーなど、多くの人に足を運んでもらえるような取組みを行っている。	5	関係機関や団体等との連携をさらに深め、施策充実の工夫に努められたい。						
							118-2	教育	●町教育研究会主催による幼児・児童・生徒作品展を開催し、絵画や書き初め等を展示している。 平成25年度実績 1月18日から同月20日まで井ノロ公民館で開催、幼児・児童・生徒による出展者 525名。 ●小中学校における学校教育（特別活動）の一環で芸術鑑賞会（音楽鑑賞と演劇鑑賞を隔年で開催）を行っている。また、開催にあたって一部公費を支出している。 ●公民館まつり（H26.2）で文化活動団体による作品展示や芸能発表を行っている。 井ノロ公民館まつり第1回実行委員会（H25.11）、第2回実行委員会（H26.3） 芸能発表部会（H25.12、H26.2）、作品展示部会（H25.12）、役員会（H26.2）	3	毎年度、継続的に幼児・児童・生徒作品展を開催することによって、日ごろの学習成果を発表し、文化活動の振興を図っている。また、学校において芸術鑑賞会を開催することにより、芸術に触れる機会を提供し、芸術的感覚の育成に資している。 井ノロ公民館では、地域における生涯学習の日頃の成果を発表する機会として、井ノロ公民館まつりを開催している。ただし、本格的な芸術鑑賞会は実施に至っていない。	維持・継続	引き続き、学校における芸術鑑賞会等の開催を促進し、文化を育む町づくりを推進する。 公民館まつり実施についてのアンケート結果によると、現状のまま実施したいとの意見が半数を占めている。									
					3	文化施設の広域利用の促進	施設の有効利用と町民の利便性向上のため、近隣市町と協力・連携し、文化施設の広域的な相互利用を促進します。	119	企画	●3市3町（平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町、中井町）の文化・スポーツ施設の相互利用に関する協定を平成25年9月1日に締結、相互利用の市町が拡大した（平塚市、伊勢原市、大磯町）	5	施設の有効利用、町民の利便性向上という2つの課題に対し近隣市町との協定を拡大したことで十分評価に値する。	見直し・廃止	目的を達成しているので次期計画に位置付ける必要性はない。	5	近隣市町との連携・協力は概ね完了していることから見直しを図ることが妥当である。						

5つの基本目標				基本計画		大施策	小施策	施策内容	施策番号	所管課	具体的な取組状況	進捗評価		継続評価		進捗状況に対する企画課評価・意見	
				2	文化の継承と保存活用	1	文化の薫るまちづくりの推進	地域に埋もれた歴史・文化資源の掘り起こしを図り、文化の薫るまちづくりにつなげていきます。	120	教育	●埋蔵文化財試掘調査 ●古文書等の読解 ●地域に埋もれた歴史・文化資源の調査・研究	2	鴨沢城址の試掘調査、神奈川県公文書館の協力を得て古文書の解読など現存資源から新たな発見を生む作業を行う。また、文化財保護委員会において地域に埋もれた歴史・文化資源の調査・研究を進めている。	見直し・廃止	「地域に埋もれた歴史・文化資源の調査・研究」とあるが、全く新しい文化資源を「作る」のではなく、発掘（発見）できる可能性は稀である。「文化の薫まちづくりの推進」は別の視点から計画に位置付けて頂きたい。	2	町の実態と即した施策内容へと見直しを図られたい。
				2	郷土文化の継承	学校教育や生涯学習の場など、様々な機会を通じて地域の郷土文化や高齢者の持つ知恵や技能の継承を図ります。	121-1	地域	●所管が教育委員会から地域支援課に移行（H24） ●ふれあいと交流の里づくり事業として、なかい里山俳句大会を年2回開催 ●スボレク祭で昔遊びコーナーを設置 ●踊り、民謡等の文化団体の活動支援	3	郷土文化を次の世代に伝えられるような新たな団体の発掘、または子どもたちに郷土文化に触れてもらうために、幼稚園や小学校と文化団体のパイプ役を務めるなど、可能な限りの支援を行うべき。	維持・継続		継続的な事業推進に当たられたい。			
							121-2	教育	●「中井を見て歩く」への支援（中井中学校の総合学習） ●なかい文化財めぐりウォーキングの実施 ●高齢者等からの聞き取り調査（文化財保護委員による地域に埋もれた歴史・文化資源の調査）	3	中井中学校の総合学習の一環として行われる「中井を見て歩く」に文化財保護委員が講師として、中学生に地域の歴史・文化について講義している。また、「なかい文化財めぐりウォーキング」においては、実際に徒歩で文化財を巡りながら、文化財保護委員が多種多様な話をし、参加者に対し中井町の歴史・文化の理解を深めています。文化財の調査を行う過程では、高齢者等からの助言も受けている。	維持・継続	歴史・文化を探究するうえで、書籍などの資料から知識を得るだけでなく、実際に高齢者等から知恵や技能を継承し、それを記録していくことは非常に重要なことであり、施策の継続が必要である。	3			
				3	文化財の保存	文化財の保護・保存組織の育成を図り、文化財保護意識の向上に努めるとともに、「鷺の舞」など無形文化財の記録の保存と公開を行います。	122	教育	●「郷土史同好会」の発足 ●「鷺の舞」など無形文化財	3	平成26年4月に地元の有志等で組織される「郷土史同好会」が発足され、郷土の歴史・文化資源の継承に乗り出している。「鷺の舞」など無形文化財の記録と保存に限らず、町に存在する文化財の記録と保存に努めている。記録（写真）された文化財を郷土資料館や改善センターで公開している。	維持・継続	中井町の歴史・文化資源を後世に引き継いでいくことは、今、文化財に携わる者の重要な役目であり、計画への位置づけは必ず必要である。しかし、現計画に記載されている文言が個別的施策に特化されている表現であり、もっと全体的な文化財を保存する記載内容に変更したい。	3	町の実態と即した施策内容へと見直しを図られたい。		
				4	人材の育成・活用	体験を重視したふるさと学習を推進する一方、地域に根ざした文化活動を行っている人材・グループの育成や郷土ボランティアの養成などを図ります。	123	地域	●文化団体へ活動補助金を支出し、資金面での支援を行っている。 ●まちづくり活動支援補助制度により、様々な団体を対象として、まちづくりや地域活動への資金面での支援を実施している。	3	今後も引き続き、文化団体等の自主的な活動を支援する必要がある。	維持・継続	自主的な活動を支援するだけでなく、人材育成の面からの施策実施が求められている。	3	郷土ボランティアが解散し、受け継ぐ団体もない現状において、施策の継続が見込めるのか、施策内容の検討を行う必要があるのではないか。		
				5	郷土資料館の充実		郷土資料館を活用し、郷土に対する理解を深める機会を提供します。また施設運営のあり方について、町民参加による検討組織により調査研究を行います。	124	教育	●古民具などの文化財を展示している。 ●収蔵品の整理	2	郷土資料館には、郷土の歴史・文化資源（古民具、農機具、出土品等）の展示がされており、歴史・文化の散策に訪れた方が来館されている。また、学校の授業で利用することもある。長期にわたり展示品の入れ替えが行われておらず、一度見学された方が、二度、三度と来館される事は稀で、最近では来館者が非常に少なくなり、施設自体も常時、開放していない状況である。以前には、郷土ボランティアが存在していたが、今では解散しており、それを受け継ぐ団体もない。文化財保護委員会の中で郷土資料館のあり方を検討しているものの、経費や労力、収蔵品の保管場所など大きな課題が蓄積されており、明確な打開策だ打ち出せない状況である。	縮小	郷土資料館では来館者の減少や郷土資源の展示など現在も郷土に対する理解を深める場として開放している。「施設運営のあり方について、町民参加による検討組織により調査研究を行います。」という表現は、現在の町及び教育委員会の意向（方針）にそぐわないので削除する。	2	町の実態と即した施策内容へと見直しを図られたい。文化財保護委員との検討については、継続されたい。	
4	にぎわいと活力のあるまち	1	計画的な土地利用の推進	1	土地の有効利用の推進	1	都市マスタープランの推進	秩序ある土地利用と、地域に活力を生み出す土地利用を図るため、都市マスタープランに基づく施策を推進し、持続可能なまちづくりに努めます。また、必要に応じて規制、誘導を図り、町民や事業者などとの協働によるまちづくりを推進します。	125	まち	●土地利用については、南部地区をメガソーラー施設としての暫定的な利用を図った。 ●グリーンテックBブロック内の緑地率の軽減を図り、土地利用の拡大を図った。 ●神戸地区の未利用地1．1haへの商業施設誘致に向けた用途変更に取り組んでいる。	2	・メガソーラー施設としての土地利用は、あくまで20年間の暫定的な土地利用であり、発電事業者がメガソーラー事業を終了し地権者へ土地が返還された時の土地利用を計画する必要がある。	維持・継続	・グリーンテックBブロック内の緑地率緩和については、新たな企業の進出や施設の増築が行われ成果が見られた。持続可能なまちづくりを進めて行くには、社会情勢に見合った土地利用のあり方等を考慮し、規制、誘導を行っていく必要がある。	3	暫定的な措置とはいえ、南部地区の土地利用が進んだことは評価できる。引き続き、マスタープランに基づく施策の遂行に努められたい。

5つの基本目標				基本計画	大施策	小施策	施策内容	施策番号	所管課	具体的な取組状況	進捗評価		継続評価		進捗状況に対する企画課評価・意見		
						2	まちづくり条例の制定	計画的な土地利用と町民参画による快適なまちづくりを推進するため、まちづくり条例の制定に努めます。	126	まち	●神奈川県各市町村景観施策支援事業専門派遣制度を活用した「まちづくり勉強会」の開催（H24/8、H25/8に実施）	1	・景観法運用指針が平成23年9月に改正され、景観行政団体に移行した後に景観計画を検討する考えであったが、景観計画を検討し景観行政団体になれることとなり、町が今後どのような景観事務（景観計画の策定）を行うか判断する必要があることから、平成24、25年度の2回景観とは何かを含めた「まちづくり勉強会」を開催した。	縮小	5次総合計画では、「まちづくり条例の制定」の施策を掲げているが、どの様なまちづくり条例に取組んで行くのか見えないものがある。（何のまちづくり条例を施策として掲げるか） 景観、開発、福祉etc・・・ ・景観行政団体への移行については、地区計画等での規制を盛り込み、あえて景観計画を作成し景観行政団体への移行は行わなくても良いと考える。	1	まちづくり条例の必要性について、再度、一から検討し直す必要があるのではないかと。
						3	土地の有効利用	市街化区域及び市街化調整区域の区域区分や用途地域の見直し等により、有効な土地利用を図ります。特に、東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺には、その立地性を生かし新たな産業系の拠点の形成を、また、利便性の高い秦野二宮バイパス沿線には商業施設の誘致を、それぞれ計画的に推進し、地域の特性に応じた秩序ある土地利用に努めます。	127	まち	●第6回線引き見直し業務の実施 ●第7回線引き見直し業務への取組み ●インター周辺（諏訪地区）地権者への土地利用についてのアンケート調査を実施（平成19年実施 128名を対象） 回収：88名 改修率：68.8% ●神戸地区（1.1ha）の未利用地部分を含む、公民館周辺の用途変更への取組み（1種中高層→2種住居）	2	・インター周辺については、交通の利便性等も含め企業立地性の高い地域であるが、農振農用地（約9ha）の除外や井ノ口東農道の受益地除外等の手続きが必要であり、これらの解決策を検討している状況である。	維持・継続	・町の地形上、中村地区、井ノ口地区と2分していることから、土地の有効活用からして、それぞれの地域拠点整備は非常に重要であり、これらに併せた土地利用は継続して進めて行く必要がある。 ・インター周辺においては、交通の利便性が高い地域でもあり、町としても土地利用は必要である。 ・秦野・二宮バイパス沿道の商業施設誘致については、線引き見直しも含め継続して計画的に誘致することで、町の活性化が図れるので継続して取組む必要がある。	2	役場周辺地区の中心拠点整備やインター周辺の土地利用については、町の重要課題であることから、施策の遂行に向けた強化・充実に努められたい。
						4	砂利採取跡地の有効利用	砂利採取跡地について、跡地利用に関する協議会等を設置し、有効的な跡地利用を検討します。	128	まち	●現在行われている砂利採取場の区域図及び所有者の基礎資料作成業務の実施。（砂利採取区域基礎資料作成業務委託） ●「中井町砂利採取地対策協議会」の設立 【平成24年2月28日】 ●「田中地区砂利採取地におけるアンケート調査」の実施【平成25年1月】	2	・砂利採取事業を行うには、諸法令に基づいた許可条件の基で行われており、今後10数年後に砂利採取事業の終了時期には、許可条件での土地の返還が必要である。 ・アンケート結果の地権者の意向としては、後継者不足により土地の維持管理は今後難しい状況であるので、何らかの土地利用を行政主導で考えてもらいたいとの回答が多い。 ・諸法令の許可条件を満たし、将来の土地利用がしやすい砂利採取場の跡地復元に向け、砂利採取事業者が組織する西湘グラヴェルや土地所有者と協議しながら進めて行く必要がある。	維持・継続	・砂利採取期間も残り少ない事は明らかであり、終了後の広大な土地を地権者の高齢化が進む中で維持管理していく事は非常に難しいと思われる。 ・返還後の土地についての活用等を町、地権者と協議しながら継続して進めて行く必要がある。	2	地権者等との話し合いを継続し、跡地利用に向けた方向性を引き続き検討されたい。
						5	自然環境と調和のとれた土地利用の推進	優良農地の保全や農村集落の整備、里山の保全・活用、都市住民との交流などを通して、本町の自然環境の魅力がさらに高まるよう、調和のとれた土地利用に努めます。	129	まち	●中井町緑の基本計画の策定（平成23年3月）	3	・南部地区のメガソーラー施設事業については、林地開発許可での緑地の保全等を許可機関である神奈川県より指導をし、適切な緑地保全に努めた。	維持・継続	・中井町は恵まれた自然環境が多く存在しており、これらを維持しながら秩序ある土地利用、計画的な土地利用を進めることで調和のとれたまちづくりが行えることから、継続して本施策は進めて行く必要がある。	3	緑の基本計画などとの整合を図り、引き続き事業推進に当たられたい。
						6	地籍調査の推進	国土調査法に基づく地籍調査事業を計画的に推進します。	130	まち	●平成23年度 0.05㎢を調査（実施率：10.9%） ●平成23年度 東日本大震災に伴い、平成21・22年度に調査した測量成果に点検測量を実施 ●平成24年度 0.1㎢を調査（実施率：11.4%） ●平成25年度 調査（測量）の基準となる地籍図根三角点を設置（中村地区2.3㎢内に7点設置）	0	平成27年度の推計実施率は12.6%で、達成率は20%未満となる。 1地区の調査における事業サイクル（調査・認証・登記）の保持に努めているが、一部遅延地区が生じている。	維持・継続	限られた予算・人員のため現状のペース以上での事業実施は難しいが、土地をめぐる行政活動・経済活動に係わる基礎データを築くものであり継続していく必要がある。	1	目標値の設定にそもそも無理があったか検証を行った上で、事業の計画的な推進に努められたい。
			2	都市基盤整備の推進	1	基盤整備の推進	県や関係機関と連携を図りながら、都市基盤の整備を図ります。南部地区については、社会経済情勢を見極めながら整備手法を検討し事業化を目指します。また、新たな基盤整備を予定している神戸地区、諏訪地区、上井ノ口地区については、地域の特性を生かした市街地整備を推進します。	131	まち	●南部地区の基盤整備については、メガソーラー事業地として事業決定 ●神戸地区については、大規模店舗進出計画に伴う用途変更手続きを、県と協議中	2	・南部地区については、メガソーラー事業用地として20年間の暫定的な土地利用を図ることで進められている。 ・諏訪地区については、区域内の農振農用地（約9ha）の解除を行わなければ大規模な土地利用はできない状況である。現状の白地地域での土地利用から段階的な土地利用を図っていくことも視野に入れ検討する必要がある。 ・神戸地区については、大規模店舗進出計画に併せ町では用途の変更を進めている。井ノ口地区への大規模店舗は、過去に実施した町民アンケートからも必要な施設であり、この事業を機に井ノ口地区の拠点整備が図れることから、早期実現に向け取組む必要がある。	維持・継続	・現在、神奈川県のまちづくりの方針として、都市の集約化を掲げており、中村地区と井ノ口地区の2地区を地域の拠点として基盤整備を行い拠点間の連絡としてデマンドバスで結束させることにより町民の生活利便性が向上すると考えられるので、神戸地区の整備と同時に役場周辺の基盤整備も今後は進めて行かなければならないと思う。 ・諏訪地区においては、246バイパス秦野・伊勢原間の事業決定がなされたことから、秦野・中井ICのポテンシャルは更に向上することを踏まえ、将来的な土地利用構想を町として描いておくことも重要と思うので、継続的な施策として取組み必要がある。	3	施策内容に掲げられた各地区の土地利用については継続して取り組んでいく必要があるが、土地の有効利用という観点からは、施策127と整理・統合できるのではないかと。	
						2	バリアフリーのまちづくり	高齢者や身体障がい者、妊産婦など、誰もが安心して利用しやすい公共施設の整備や道路の段差解消、歩道の整備などを図ります。	132	まち	●地域主権改革一括法により、これまで国が一律に定めていた公園等のバリアフリー化に関する構造基準等を中井町都市公園条例へ定めた。（平成24年4月） ●中央公園多目的広場の南側公衆トイレにオストメイ、ベビーベット、ベビーシートを設置（平成22年度） ●野球場多目的トイレにおいて、ベビーベット、ベビーシートを設置（平成23年度） ●町道五所宮幹線・藤沢小竹線・久所幹線・北窪中道線において、側溝の床版化や甲蓋の交換	2	・公衆トイレにオストメイトやベビーベットの設置を行うなど、バリアフリー化に取り組み、更には、神奈川県みんなのバリアフリーまちづくり条例との整合を図り、町の都市公園条例の一部改正を行った。 ・公園内の段差解消などへは、未着手の状況であるので、計画的な改善を行えるよう取り組む必要がある。 ・老朽化した道路側溝において、段差や空隙部分を床版化し、グリーンベルト設置などにより、歩行環境のバリアフリー化を推進している。	維持・継続	・今後、少子高齢化が進むことが明確であることから、誰もが安心して利用できる公共施設の整備は、必要であり施設管理者としても取り組むべき施策である。 ・町内各所で道路施設の老朽化などにより段差や空隙を生じており、また勾配や幅員などが古い規格の歩道などが高齢者や障がい者をはじめとした交通弱者に支障となっていることから、老朽化対策を兼ねた補修により安全な道路環境の整備を推進する必要がある。	3	施策61との関係を整理・統合すべきではないかと。

5つの基本目標				基本計画	大施策	小施策	施策内容	施策番号	所管課	具体的な取組状況	進捗評価		継続評価		進捗状況に対する企画課評価・意見		
						3	中井中央公園の充実と地域に親しまれる公園づくり	中井中央公園については、総合運動公園として充実を図るとともに、災害時の広域避難場所としての防災機能の確保に努めます。今後は、指定管理者制度の導入により管理運営の充実を図り、より利用者が親しめる公園づくりに努めます。また、児童公園などについては、地域に親しまれる公園づくりを目指します。	133	まち	●指定管理業務委託 ●指定管理者の募集（H24. 6） ●指定管理者選定委員会の設置（H24. 8） ●指定管理者の選定、指名（H24. 8～12） ●協定の締結（H25. 3） ●指定管理者による管理・運営の開始（H25. 4） ・中央公園修繕事業 ●ゴムチップ舗装修繕（H22～H24） 合計 1,294㎡ ●野球場クッション材塗装及びグラウンド改修（H23） ●野球場雨漏り修繕（H24） ●野球場スコアボード等修繕（H25） ・都市防災総合推進事業（中央公園） ●ハイブリッド照明の設置（H25 3基） ・美・緑なかい健康プラン ●公園環境整備プロジェクトの発足、利用者調査による重点公園の選定（H25～）	3	・平成25年度より指定管理者による中央公園の管理運営が始まった。今後は民間のノウハウを活かし、指定管理者だからこそできる利用者サービスや自主事業を行い、公園環境の向上を図っていく必要がある。 ・野球場等の施設が建設より15年以上が経過しており、施設の長寿命化を図るため、引き続き計画的に修繕を行う。	拡大・拡充	中央公園では施設の長寿命化のため計画的に修繕を行っているが、施設の老朽化が進んでいるため、修繕だけでなく施設の更新を含めた改修を行うことも視野に入れて計画を立てなければならない。また、中央公園が広域避難場所となっていることから、地震等の災害を想定した防災施設としての充実や防災機能の向上にも必要である。	3	指定管理者とも協力・連携の上、一層の施策推進に当たられたい。
				3	道路交通網の整備	1	幹線町道の整備促進	国・県道との効果的な接続や、自治体間の連携に配慮した計画的な道路整備を図ります。また、安全な道路の整備を目指し、バリアフリーの視点に立った人にやさしい道路づくりを推進します。	134	まち	●H26. 4現在の歩道設置道路延長は17. 9km ●H26. 4現在の歩道等延長は25. 3km ●県道中井羽根尾線（比奈窪バイパス）について県と連携した取組み	2	主要地方道平塚松田線においては、比奈窪地区のバイパス整備に関し地権者対応など県と連携し整備を促進するとともに、役場周辺土地利用を踏まえ町道の整備について検討 砂口南が丘線においては秦野市と連携しⅠ期工事を完了し、Ⅱ期工事に向けた路線の計画等について検討を実施した。	維持・継続	県道整備に伴う通行車両の流れの変化や周辺土地利用を踏まえ、近隣住民を初めとした通行者への安全性・利便性に配慮した整備の必要がある。	3	引き続き計画的な整備に努められたい。なお、施策内容の後段にある「バリアフリー」については、別の施策にも位置付けられており、不要ではないか。
						2	計画幹線道路の推進	（仮称）渋沢中井線やインター周辺の広域道路などの広域的な計画幹線道路に関しては、周辺地域の土地利用の動向などを踏まえ、計画の具現化に当たっては関係市町村と連携を図りながら、整備を図ります。	135	まち	●「秦野中井インター・平塚アクセス道路検討会議」設立【平成21年7月】（平塚市、秦野市、中井町） 路線の必要性、基本的な考え方、各分野での必要性と効果、ルート案の検討を行う ●道路概略設計・予備設計を委託発注⇒路線選定、概算工事費算出、将来交通量推計、費用便益分析 ●整備効果分析業務委託発注⇒整備効果の分析、現況交通量調査の実施 ●平成25年末、今後の取組みとして首長による連絡会を設立し、平成28年に改定予定されている「かながわのみちづくり計画」に本路線が位置付けされるための県への要望活動の実施を行う方向性が示される ●国道2 4 6号バイパスの早期整備を近隣の秦野市と連携し要望活動	2	・秦野中井インターアクセス道路については、「かながわのみちづくり構想」の改定時期にあわせ路線としての位置付けが必要で、県への本格的な路線要望を行う前段まで進められている状況である。 ・国道2 4 6号バイパスについては、厚木秦野道路の県西部地区が予算化され、平成2 6年度においては厚木市から松田町までの環境対策設計が、伊勢原西～秦野中井区間では測量・地質調査が実施される予定 主要地方道平塚松田線井ノ口地区においては、県道秦野二宮線バイパスから旧道区間の整備について県と連携し事業を促進	維持・継続	・インターアクセス道路については、2市1町（平塚、秦野、中井）で広域的な道路計画を進めることで合意がなされているが、中井町では本事業の推進とともに諏訪地区の土地利用も併せて検討して行かなければならないことから、継続した市町村間の協議、検討に取組んで行く必要がある。 ・（仮称）渋沢中井線については、246バイパスの進捗に併せ、関係市である秦野市との協議を進めなければならないことから、継続した取組みが必要である。	3	引き続き計画的な整備に努められたい。
						3	生活道路の整備	地域生活道路の整備においては、緊急時等に通行が可能な幅員を確保することを基本に検討します。また、狭あい道路の整備や地域コミュニティに配慮した道路整備については、地域の意見を反映しながら推進します。	136	まち	●H26. 4現在町道改良率は74. 3％、舗装率は91. 1％ ●地域生活道路において拡幅改良を中心とした整備を実施	3		維持・継続	狭小な路線等が数多く残っており、町民の生活に直結した道路環境の向上のため、新設よりも既存道路の拡幅改良に重点をおいた計画的な整備が必要	3	引き続き計画的な整備に努められたい。なお、「地域コミュニティに配慮した道路整備」とはなにを意味しているのか不明確と思われる。施策内容の検討を行う必要があるのではないか。
						4	県道の整備促進	主要地方道平塚松田線の未整備区間の早期完成が図れるよう、県と連携した取り組みを促進します。	137	まち	●主要地方道平塚松田線井ノ口地区においては、県道秦野二宮線バイパスから旧道区間の整備について県と連携し事業を促進 ●比奈窪地区においては、地権者等との対応について県と連携し事業を促進	3	県道平塚松田線井ノ口地区並びに比奈窪地区においては、関係地権者との折衝等で県と連携し調整を図った。	維持・継続	県道整備に付随して、連絡する町道の整備や交通規制等十分な調整が必要である。	3	引き続き早期整備が図られるよう努められたい。
						5	厚木秦野道路の整備	厚木秦野道路（一般国道246号バイパス）の早期整備を国に要望します。	138	まち	●国道2 4 6号バイパスの早期整備を近隣の秦野市と連携し要望活動	3	整備による事業効果検証や影響について勉強会に参加するなど秦野市と連携した活動を実施	維持・継続	国道2 4 6号バイパスの整備により、災害時の緊急輸送系統の補完や、渋滞緩和による環境負担や損失を低減、周辺市町との交流や流通の効率化が図られる。	3	引き続き早期整備が図られるよう努められたい。
						6	道路の適切な管理	地図情報や道路構造など、道路に関する情報の一元管理システムの構築を目指します。一方、地域住民との協働により道路側溝の清掃や街路樹のせん定など、道路管理の新たな取り組みを検討します。	139	まち	●道路台帳の整備・修正 ●橋りょうの点検 ●道路清掃等の自治会協働化検討	3	改良・修繕等に伴う道路台帳の整備と、道路ストック点検情報とリンクした拡張性のあるシステム構築の検討	維持・継続	道路ストックの点検等により道路施設の現状を把握し、適正かつ計画的な補修を実施する必要がある。 コスト削減を含め、街路樹せん定や道路側溝の清掃の管理手法について検討する必要がある。	3	引き続き地域住民との協働による道路管理の取り組みを進められたい。

5つの基本目標				基本計画	大施策	小施策	施策内容	施策番号	所管課	具体的な取組状況	進捗評価		継続評価		進捗状況に対する企画課評価・意見		
		2	活力をもたらす産業の創造	1	新たな時代を拓く農業の再生	1	担い手となる農業者の確保と育成	定年退職者や中途退職者、農家以外の若者や女性などのほか、農業生産法人など、営農に意欲をもつ新たな農業の担い手の確保、育成を幅広い視野のもとで進めます。	140	環境	●かながわ農業サポーターや新規就農希望者の受入れ相談	2	農業後継者となる方の農業離れ等による担い手の不足や、現実的に就農希望者が最終的に就農まで結びつく割合がすくない。	維持・継続		2	それぞれの施策は互いに関連し合っている。JAや農業委員会などと連携・協力の上、細切れの施策としてでなく、総合的な農業振興施策を打ち出していくことも検討する必要があるのではないかと。
						2	新しい時代にふさわしい農業経営	農業経営における法人化の促進、複合的な出荷・流通体制の再構築、お茶栽培などによる新たな「なかいブランド」につながる基幹作物の生産など、経営や付加価値を追求する農業経営への移行を促進するとともに、生産性を高めるための施設整備等を支援します。	141	環境	●茶生産者の経営の安定を目的にした農業機械の共同利用組織の立ち上げ ●労力の省力化が図れる茶生産に係る苗木等の生産費用や摘採機等の購入補助	2	生産者の所得安定を図るために町内及び近隣市町に組織で所有する荒茶工場の立地が必要と考えるが、安定稼働させるためにも栽培面積の拡大と生産者組合（生産者）の増加させ、また加工の受託する地域を獲得する必要がある。	維持・継続		2	
						3	農地の保全、有効利用と整備	みかん園や普通畑の荒廃化防止や遊休地対策などによる農地保全に努めるとともに、農業生産体制の整備に合わせたほ場や農道など、必要な生産基盤の整備を進めます。	142	環境	●担い手の確保や農地の有効利用を図ることを目的とした人農地プランの策定した。 ●規模拡大希望農家や農地の賃貸借を希望する所有者の確認をする調査を実施した。	3	新規就農希望者や規模拡大希望農家と、農業委員会による耕作放棄地や遊休農地の状況、農地の賃貸借や売買を希望する所有者等の確認が出来た。	維持・継続		3	
						4	特色ある農業振興	有機農業・環境保全型農業を推進し、安全で安心な農産品作りを促進するとともに、特産物として産地化できる農産品作りを研究・検討し、特色ある農業の振興を図ります。	143	環境	●国の施策である環境保全型農業支援に対し、農家へのPRや指導等の実施 ●地域農業再生協議会を設立し、特産品等の検討を開始した。	3	国の支援制度を農家に紹介ができたが、事業を理解し拡大するまでは至らなかった。また安全・安心な野菜作りから、町の特色ある産物を生産しブランド化を図る検討を地域農業再生協議会で検討を開始出来たことから。	拡大・拡充		3	
						5	地産地消の推進	里やま直売所や直販組合への支援などにより、地産地消を推進し、生産者と消費者の交流につなげるなど、町の特長を生かした農業の振興を図ります。	144	環境	●学校給食への町内産の野菜の使用量を増加させる検討を実施 ●県の機関紙等を活用した里やま直売所の紹介 ●農業体験や稲作体験事業の実施	3	安全安心な中井町産の野菜を町民が食することができる販路として里やま直売所の活用を検討してきた。	拡大・拡充		3	
						6	体験・交流型農業の推進	ふれあいと交流の里づくり事業や農業体験事業を推進し、年間を通して農業体験による都市住民と地域農家と交流が出来る農業を促進します。	145	環境	●都市住民や非農家の町民を対象にした農業体験事業の実施（67家族）	3	中井町の自然と農業を、安全安心な野菜づくり体験で体で感じていただきながら中井町を紹介できた。 地域の農業者と農業委員の協力をいただいて事業を実施してきたが、農家が主導で都市農業（観光農業）ができる体制づくりが必要となる。	拡大・拡充		3	農業振興計画の策定に向け検討を進められたい。
						7	鳥獣被害防止対策	有害鳥獣による被害を防止するため、捕獲器具の貸し出しや猟友会との連携により、被害防止対策に取り組みます。	146	環境	●鳥獣捕獲による個体数調整（協議会（町猟友会）による駆除、わなの貸出・購入補助、捕獲報償金の交付、わな等機材の補助）の実施 ●被害防止対策（防護柵の設置（機材）の補助） ●被害防止計画に基づく農林水産物の被害軽減の実施。	2	鳥獣捕獲による個体数調整は行っているものの、農林水産物の被害が増加傾向にある。今後は更なる個体数調整の実施のため、実施隊を設置し、捕獲体制の整備を図る。	拡大・拡充		3	被害防止計画に基づき、計画的な事業推進に当たられたい。また、ジビエの開発に向けた検討も進められたい。

5つの基本目標				基本計画	大施策	小施策	施策内容	施策番号	所管課	具体的な取組状況	進捗評価	進捗評価	継続評価	進捗状況に対する企画課評価・意見			
				2	地域の活力となる産業の創造	1	商店会の活性化支援	商店会、商工会中井支部における自主的な活動の支援を通して、店舗や商業の活性化と経営基盤の強化、共同サービスの実施、にぎわいの場づくりへの参画などを支援します。また、これらの取り組みにより消費者ニーズに応える地域商業の形成を図ります。	147	環境	●足柄上商工会運営費を負担（均等割+事務所割+会員数割） ●足柄上商工会中井支部運営のための補助金を交付 ●しらさぎ商店会及び井ノ口商栄会の活性化のための補助金を交付 ●水源の森林づくり事業で整備した森林を、散策等を行える里やまとして整備を行うため、足柄上商工会が行う里山づくり事業に対し補助を行う。 ●地域活性化を目的に、毎月第1日曜日に行われる里やまなかい市事業へ補助を行う。 ●地域通貨の発行	5	施策の目標値が設定されていないため、実施事業のみの記載のため達成率は100%とした。	拡大・拡充	人口減少や郊外型大型多店等により、地域の商店街等は衰退の一途をたどっている状況である。 現状の施策を維持・継続していくが、地位商店街の活性化は大変難しい状況である。 地域の活性化及び住民の利便性を考慮するのであれば、大型店の町内への誘致も積極的に推進していく必要があると考える。	3	様々な取り組みは認められるが、施策内容を満たしているとはいえない。 引き続き、地域の事業者などとも協力の上、事業の推進に当たられたい。また、地域活性化アドバイザーの招聘や、広域的な取り組み等についても検討に努められたい。
						2	新たな工業立地の促進	県との連携により、南部地区での工業立地を促進します。また、インター周辺地区への新たな産業基盤の整備と企業誘致に努めます。	148	まち	●南部地区については、平成25年5月にメガソーラー事業としての暫定的な土地利用が決定 ●インター周辺の諏訪地区の土地利用については、平成19年に地権者アンケートを実施し、土地利用についての意向確認を行った。 ●企業誘致については、グリーンテクBブロックにおいて麵製造業の事業者誘致を図り平成25年5月竣工された。 ●グリーンテクなかい（Bブロック）内の緑地率規制を一律20%に緩和（平成24年4月より実施） ●神奈川県企業誘致促進協議会への参加	2	・南部地区については、20年間の暫定土地利用でメガソーラー施設として、平成27年4月に売電する計画で進められ、今後の周辺地域の活性化や環境、自然エネルギーの学習の場として広域的な利用が期待される。 ・グリーンテクBブロックの緑地緩和を行うことにより、事業規模の拡大等が可能となり今後の新たな企業展開が期待される。 ・インター周辺の新たな産業基盤整備については、地権者の意向確認後の取組みとして進められてない状況である。 ・神奈川県企業誘致促進協議会との連携を図り、「産業集積支援事業認定制度」の活用を図った企業誘致に取り組んだ。	維持・継続	・インター周辺の新たな産業基盤の整備については、東名高速道路や246バイパスの伊勢原・秦野間の事業決定がなされたことから、これらのポテンシャルを活かした基盤整備の推進は継続して取り組む必要がある。 ・また、町税での優遇措置等の検討を行い、新たな企業立地の促進に取り組む必要がある。	3	施策127及び131との関係を整理・統合する必要があるのではないかと。
						3	中小事業所の経営の安定化	中小企業者の経営基盤の安定・強化を図るため、融資制度の充実を図るとともに、足柄上商工会と連携を図り、経営の安定化を促進します。	149	環境	●中小企業退職金共済制度奨励事業補助金 ●中小企業信用保証料補助金 ●中小企業振興融資制度貸付金 ●地域通貨事業	3	本事業も施策の目標値がないが、中小企業の経営基盤の強化を図るためには、現在の施策では不十分と考えるため評価は「3」とした。	拡大・拡充	現在町では、農畜産業及び中小事業所に支援を行っているが、農畜産業と比較すると中小事業所に対する施策が不足していると感じる。 現在、町内の中小事業所の町へのニーズを把握し、施策立案していく必要があると考える。	3	引き続き施策の充実に努められたい。
						4	食品加工等地場産業の育成	農業地域にふさわしい地場産業の育成に向け、特産品となる農産物の発掘、加工、付加価値化の具体化を検討します。	150	環境	●中井町地域農業再生協議会において、特産品の創造について検討を行っている。 ●平成26年度は一般より料理レシピを募集し、町の特産品を町民等の投票により決定する予定である。	2	平成24年度、25年度と特産品の創造について検討してきたが、平成25年度終了時点では具体策を実施できていない状況である。 施策の目標値は設定していないが、町の特産品の創造にはかなりの努力とアイデア必要であると考えため、評価は「2」とした。	新施策へ展開	平成26・27年度において、町のPRを主目的としたB級グルメの創造として、また、加工品の特産品で6次産業化を目指し、町の農作物を原料農産物として生産量を上げていく2つの方向性で、特産品の創造を行っていく。 これらを有効に活用するため、商工会と連携して積極的に全国区のイベントへの参加及び、企業への加工品の開発を依頼するなどの、新たな施策への展開が必要であると考ええる。	2	施策143及び153と重複感があるため、整理・統合を図った上で、6次産業化に向けた新たな施策を展開していく必要があるのではないかと。
						5	商業施設の誘致	隣接市町を含めた広域的地域の中の中心に位置するという立地特性やアクセス道路網の優位性を活かし、積極的に商業施設の誘致を図り、町民生活の利便性向上、新たな地域雇用の創出、地域社会の活性化につなげます。	151	まち	●神戸地区の未利用地1.1haへの大規模店舗開発計画に伴う用途変更への取組み （地域の中心拠点としての基盤整備と企業誘致の取組み）	2	・神戸地区の商業施設の進出計画に併せた用途変更を平成26年9月を目標に県と協議を進めている。	維持・継続	・日常生活に必要な買い物を周辺の市町に依存している状況で、今後、急速に進展する高齢化や子育て世代・若年層世代の定住とともに誰もが安心して暮らせる環境整備を進める必要があることから商業施設の誘致は継続して取り組んで行く必要がある。	3	商業施設誘致に向けた神戸地区の用途地域変更の取り組みは評価できる。引き続き、商業施設の誘致に向けた施策の推進に努められたい。
	3	交流を創りだすまちづくり	1	魅力づくりと観光の推進	1	観光・交流事業の推進	自然環境や景観、文化・歴史資産、スポーツ・レクリエーション施設、自然体験、農業など本町が誇れる様々な資源をつなぎ、回遊性を持たせるなど、より効果的に活用するとともに、近隣市町とも連携を図り散策ネットワークを形成し、自然や四季、祭りや年間行事、農業活動に合わせたイベントの開催など、観光・交流事業を推進し交流人口の拡大を図ります。	152	環境	●竹灯籠のタペ ●美・緑なかいフェスティバル ●ふれあい農園の運営 ●里山農業体験の実施	5	本施策も目標値の設定がないため、上記施策内容の取り組み状況については達成率100%とした。	拡大・拡充	施策は行っているものの、町の文化・歴史資産など活用しきれていない部分もあり、回遊性を持たす新たな施策の立案が必要である。 また、近隣市町村との連携強化も必要であると考ええる。	5	近隣市町との連携強化を図り、また、全庁横断的な取り組みで施策の遂行に当たられたい。	
					2	中井の食と特産品づくり	「食」は観光、行楽で最も重要な要素のひとつであることから、町内の飲食店やサービス事業者の協力を得ながら、中井の食や特産品の開発を進めます。また、これらの取り組みを通じて中井町オリジナルの食のブランド創出を図ります。	153	環境	●中井町地域農業再生協議会において、特産品の創造について検討を行っている。 ●平成26年度は一般より料理レシピを募集し、町の特産品を町民等の投票により決定する予定である。 ※ 2-2 基本施策4「食品加工等地場産業の育成」と同内容	2	平成24年度、25年度と特産品の創造について検討してきたが、平成25年度終了時点では具体策を実施できていない状況である。 施策の目標値は設定していないが、町の特産品の創造にはかなりの努力とアイデア必要であると考えため、評価は「2」とした。 ※ 2-2 基本施策4「食品加工等地場産業の育成」と同内容	新施策へ展開	平成26・27年度において、町のPRを主目的としたB級グルメの創造として、また、加工品の特産品で6次産業化を目指し、町の農作物を原料農産物として生産量を上げていく2つの方向性で、特産品の創造を行っていく。 これらを有効に活用するため、商工会と連携して積極的に全国区のイベントへの参加及び、企業への加工品の開発を依頼するなどの、新たな施策への展開が必要であると考ええる。 ※ 2-2 基本施策4「食品加工等地場産業の育成」と同内容	2	施策143及び153と重複感があるため、整理・統合を図った上で、6次産業化に向けた新たな施策を展開していく必要があるのではないかと。	

5つの基本目標				基本計画	大施策	小施策	施策内容	施策番号	所管課	具体的な取組状況	進捗評価		継続評価		進捗状況に対する企画課評価・意見				
						3	交流できる農業の推進	里やま直売所の町外へのピーアールや、みかんのオーナー制度・摘み取り、農業体験事業など、年間を通して農業体験が出来る農園の整備等、消費者が集い、交流できる農業を進め地産地消を推進します。 また、観光体験農園などによるグリーンツーリズムの検討により農業の活性化を促進します。	154	環境	●里山農業体験の実施 ●市民農園の運営	5	本事業は施策の目標値が設定されていないため、現行施策進捗状況は100%とした。	拡大・拡充	農業体験事業、市民農園の運営は順調に進捗しているが、里やま直売所のPR、オーナー制度、グリーンツーリズム等については、まったく進捗していないため、中井町地域農業再生協議会での検討を踏まえ、今後の施策の立案を図っていく必要があると考える。また、農業を通して交流を生み出す農業振興計画を検討する。	3	施策145との整理・統合を図るべきではないか。		
						2	多様な交流環境の整備	1	中心市街地づくりの研究・検討	観光・交流事業との連携により、本町の玄関である、役場周辺に公共公益施設や商業施設などを計画的に整備・誘導し、役場周辺を複合的な都市機能を有する、本町の中心市街地として形成していきま	155	まち	●生涯学習施設建設準備委員会で、施設建設に併せて公共施設の集約化を視野に入れた建設位置や周辺の道路環境について検討を進めている。	2	・役場周辺においては生涯学習施設、比奈窪バイパスの整備と併せ公共施設の集約化を図り地域の拠点整備としての町の方針を示し、生涯学習建設準備委員会で検討を行っている。	維持・継続	・比奈窪バイパスの建設が現在進められており、完成後の役場周辺の道路環境は大きく変化することから、これらを考慮した今後のまちづくりに取り組む必要があり継続的な取組みが必要である。	2	中心拠点整備として統合を図った上で、町の最重要課題の一つとして時期総合計画に位置付ける必要があると考える。研究・検討ではなく、早急に青写真を描き、県などの関係機関に働きかけていくべきである。
								2	交流の場づくりの推進	新たな交流の場づくりにおいて、多方面から調査検討を進めます。また、ふれあいと交流の里づくり事業などを通して、町民と都市住民との連携・協働を促進し、地域の活力を生み出すこととなる、交流の場づくりに努めます。	156	環境	●里山農業体験の実施 ●商工会による里やま整備事業（里やま倶楽部）	1	上記の事業は行っているが、新たな交流の場づくりにおいての多方面からの調査検討は進んでおらず、ふれあいと交流の里づくり事業などの終了により、施策目標はないものの、施策内容の達成は困難であると考ええる。	拡大・拡充	施策の内容的には拡大・充実を図る必要があると考える。しかしながら、当課だけでなく、広域連携を所管している企画課等を踏まえながら検討していく必要があると考える。	1	
								3	滞留型交流拠点（まちの駅）の検討	地域住民や来訪者が自由に利用できる休憩スポットとして、地域内交流・地域間連携を促進するとともに、来訪者による滞留・消費を生み出す交流拠点の整備について、広域的な観点や協働の観点などから検討します。	157	企画	●具体的な取り組み状況なし	0	何も成果（かたち）になっていないことから「0」とした。滞留型交流拠点（まちの駅）は、人口減少、定住化の促進、魅力創出の点から真剣に検討すべき課題と思慮する。	新施策へ展開	町にとって必要な施設であり次期計画に優先順位の明記と合わせ位置付ける必要性がある。	0	
					3	タウンセールスの推進	1	タウンセールスの推進に関する研究	中井町の知名度、好感度を向上させ、交流人口を拡大や企業誘致を推進するなど、地域の活性化を図るためのタウンセールスのあり方や具体的な取り組みについて研究・検討します。	158	企画	●1市3町広域行政推進協議会（花匂いねっと）による各種イベントの開催（横浜駅東口、湘南軽便鉄道等） ●3市3町広域行政推進協議会主催の先進自治体（流山市）視察研修会への参加 など	3	達成率を評価することが難しい施策ではある。花匂いねっとで横浜駅東口において実施したシティセールスイベントのアンケート結果では、回答者217人中206人が「行きたくなった、住みたくなった」あるいは「関心・興味を持った、より理解できた」と肯定的な評価をしている。また、湘南軽便鉄道の写真パネル展示や講演会では、東京や横浜はもとより、滋賀といった遠方からの来場者もあり、一定のPR効果はあったと考えられる。	見直し・廃止	総合計画の中にタウンセールスを盛り込むことについては異論ないが、施策を細切れにする必要はないと思われるため、整理・統合すべきである。また、中井町単独でのタウンセールスとなると、資源も財源も限られてくることから、県西地域、足柄上地域、あるいは生活圏である秦野・二宮が属する湘南西圏域などの周囲の市町と連携・協力を図りながら、より広域的な地域PRを充実させることも一考に値すると考える。そうした広域的な地域PRに取り組む中で、他市町に埋没しない差別化を図ることが重要になるのではないかと考える。	3	タウンセールスとして整理・統合を図った上で、統一的なタウンセールス戦略を策定すべきと考え	
							2	情報発信手段の開発・実践	より効率的、効果的に中井町の情報を発信していくための手法を検討し、実践していきます。	159	企画	●ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を活用した町政情報の発信準備。 ●秦野駅情報掲示板の活用。 ●ケーブルテレビを活用した情報発信。	3	ソーシャルネットワーキングサービスの利用に係る庁内ガイドラインの整備を進めており、26年度中にはFacebookやTwitterなどのSNSでの情報発信が可能となる。これにより、町政情報の発信手段の幅が広がる。	見直し・廃止	総合計画の中にタウンセールスを盛り込むことについては異論ないが、施策を細切れにする必要はないと思われるため、整理・統合すべきである。なお、インターネットなどの情報通信技術の発展に伴い、近年ではSNS等を活用したロコミによる情報伝達・拡散が目ざれている。中井町の知名度を高めて、町外からひとりでも多く移住・定住に繋げるため、できる限り多くの人々の目に触れる媒体で、今後も町の魅力や特色をPRしていく必要があると考える。	3		
							3	地域資源・人材の活用	タウンセールス活動に活用できる地域資源や人材を発掘し、効果的に活用します。	160	企画	●特になし	2	新たな地域資源や人材の発掘には至っていないが、26年度に環境経済課において「ゆるキャラ」を作成する予定となっており、今後は、ゆるキャラを新たな資源として活用したタウンセールス活動を展開することができる。	見直し・廃止	総合計画の中にタウンセールスを盛り込むことについては異論ないが、施策を細切れにする必要はないと思われるため、整理・統合すべきである。また、中井町単独でのタウンセールスとなると、資源も財源も限られてくることから、県西地域、足柄上地域、あるいは生活圏である秦野・二宮が属する湘南西圏域などの周囲の市町と連携・協力を図りながら、より広域的な地域PRを充実させることも一考に値すると考える。そうした広域的な地域PRに取り組む中で、他市町に埋没しない差別化を図ることが重要になるのではないかと考える。	2		

5つの基本目標					基本計画	大施策	小施策	施策内容	施策番号	所管課	具体的な取組状況	進捗評価		継続評価		進捗状況に対する企画課評価・意見	
		4	定住を支えるまちづくり	1	総合的な定住支援		1	総合的な定住支援策の推進	161	企画	●組織体制未設置 ●横断的な検討未開催	0	地域の活力と将来にわたる持続的な発展を展望するうえで極めて重要な課題であり、その必要性については誰もが認識しているところだが組織として具体的な検討体制の構築に至らなかった。 総合計画の基本施策に掲げられている個々の事業について、どの課がどう主体的に取り組むのか、場合によっては所管課であるという認識がないまま経過してしまっているものもなかにはあると思う。 検討という曖昧な成果目標もできるだけ避けた方がよい。検討するだけでは意味がない。	新施策へ展開	現状何もできていないこと、町にとって最重要な施策であり次期計画に優先順位の明記と合わせ位置付ける必要性がある。	0	町の最重要課題の一つとして時期総合計画の大きな柱立てとして位置付ける必要があると考える。
							2	住宅・住環境整備による定住促進	162	まち	●神戸地区民間開発事業 H17 A=1029㎡ 5区画 H23 A=1031㎡ 7区画 H24 A=2912㎡ 6区画 ●住宅資金利子補給事業	2	・神戸地区においては、区画整理事業としての整備を計画していたが、未利用地の一部（1.1ha）を商業施設進出計画があることから、施設誘致に向けた用途変更等の手続きを進める方向で取り組んでいる。 ・勤労者等の住宅取得等の負担を軽減するため、住宅資金の利子補給を行い住環境向上を図った。	維持・継続	・少子高齢化を迎え今後人口減少が進んで行く中で、定住対策は非常に重要な施策であり、町民が生活しやすくなることにより定住につながると思う。 中村、井ノ口地区の地域の拠点整備を行い、日常生活を支える商業機能の誘致や公共交通の充実を図ることにより、雇用が生まれ地域の活性化が図れることから、拠点としての基盤整備が必要である。	2	施策127・131、155～157と整理・統合を図る必要があると考える。
							3	商業施設の誘致による地域の活性化	163	環境	●地域通貨の発行 ●しらさぎ商店会及び井ノ口商工会への補助金の交付	1	地域通貨の発行や各商店会に補助金は交付しているものの、商店街の活性化にはほど遠い状況である。	新施策へ展開	総合的な定住支援という視点から考えれば、商業施設の誘致が実現すれば、住民の利便性は大きく向上し定住につながると思う。 しかしながら、商業施設の誘致と地域商店街の活性化は一方で相反するものでもあるため、町の土地利用及び方向性を踏まえ、十分に検討する必要があると考える。	1	施策147との整理・統合を検討。
							4	医療機関の誘致	164	健康	●町の施策や事業に協力が得られるよう管轄の医師会や町内医療機関との連携を密に行っている。 ●これまで医療機関のなかった井ノ口地区にも一次医療機関が開業した。	5	●井ノ口地区にも医療機関が開業したことにより、安心して生活ができる体制が整ってきているが、町内全体でみると医療機関数6件から5件に減となった。※2件閉院、1件開院。	維持・継続	●町域全体では、医療機関数が1件減少したため、今後も医師会等の関係機関と連携を取り、医師（医療機関）の確保に努めるとともに、引き続き医療機関の誘致に取り組む必要がある。	3	医師会や関係機関との連携を強化し、施策の充実に努められたい。
							5	子育て世代への支援強化	165	福祉	●小児医療費助成について、対象年齢を中学校3年生まで引き上げて実施 ●井ノ口保育園及び木之花保育園において一時保育実施 ●木之花保育園において延長保育実施 ●井ノ口幼稚園において、試行的に預かり保育を実施（26年度実施） ●子育て支援センター運営（26年6月から旧中村保育園舎使用）	2	1 箇所の開設目標となっているファミリーサポートセンター事業について、実施主体や保育者確保等の課題が解消できず進捗していない。また、体制が整わず専用相談窓口の設置には至っていない。 子育て支援センターが旧中村保育園へ移転となるため、状況を見て井ノ口地区での実施内容を検討。 こども園となり、井ノ口地区に町立の幼稚園・保育園が集約されたことにより中村地区在住者の利用が減少傾向のため、こども園の利用促進に繋がる支援策の実施を検討。 若い世代の転入、定住促進には、子育て世帯への支援のみだけでなく、就業環境を求めての転出抑制のため通勤をしやすくするなど、多面的な対策が必要。	拡大・拡充	定住しやすい環境整備による人口維持には、既存子育て支援施策を継続するとともに、子ども・子育て支援事業計画策定にあたり実施した子育て世帯の利用状況と利用希望のアンケート結果を考慮し、よりきめ細やかな施策の展開を図る。	3	施策76～78などとの整理・統合を行えるのではないかと。
				2	定住環境を高める公共交通の充実		1	バス交通の充実	166	企画	●交通事業者である神奈中と継続的に話し合いの場を設け、バス交通充実のための施策について協議を行ってきた ●酒匂川流域地域公共交通活性化検討会として「みんなでバスを利用しよう」パンフレットの作製、「みんなでバスで出かけよう」クリアファイルを作成し、町内2校の小学生に配布した ●広域バスマップを作成し、バス利用の促進を図った ●公共交通の維持・確保に向けた周知を広報等を通じ呼びかけた ●地域公共交通会議を立ち上げ地域の諸課題について協議を開始した	3	町内の赤字路線を含むバス路線の維持・確保できているため概ね達成とした	縮小	道路運送法が改正により需給調整規制が撤廃され、バス事業者は路線退出が自由にできるようになった。バス交通の充実というよりは、維持・確保に主眼が置かれるべき。 交通事業者の判断により路線がますます廃止、縮小方向に向かうことが懸念されるが、行政、住民・利用者としてどう対処していくべきか。縮小ではあるが次期計画にも位置づけていく必要はある。	3	鉄道軌道のない中井町にとって、唯一の公共交通であるバスの運行は、町民サービスの向上にとって大きな柱立てである。バス運行事業者などとの調整を図り、今後とも公共交通の維持に向けた施策展開に努められたい。
							2	公共交通サービスの拡充	167-1	福祉	●平成24年度より、中井町社会福祉協議会が実施主体になり運行を開始した「福祉有償運送事業」に「福祉送迎サービス事業」を移行（町より、事業に対する補助を実施）	5	社会福祉協議会の実施する福祉有償運送事業への補助を行い、移動の困難な高齢者や障害者の利便性の向上を図りました。	維持・継続		4	

5つの基本目標				基本計画	大施策	小施策	施策内容	施策番号	所管課	具体的な取組状況	進捗評価		継続評価		進捗状況に対する企画課評価・意見		
								167-2	企画	●オンデマンドバスの実証運行を開始 ●広域的な公共交通対策について、花匂いねっと交通部会で広域の交通会議設置に向けた協議を行っている	4	住民ニーズに対応したオンデマンドバスの運行には至っていないが、とりあえず実証運行という形をつくった	維持・継続	町民ニーズにあった運行、費用対効果、持続可能な公共交通となりうるかなどまだまだ課題は多いが、自動車を運転できない住民（高齢者、子どもなど）に対して通学、通院、買い物などに必要な移動手段を提供することは自治体が住民の日常生活維持に向けて用意しなければならない最低限の条件である（シビルミニマム）。高齢化が今まで以上に進行するなかで自動車を運転しない、できない高齢者は増加することが予想される。高齢者に対して利用しやすい移動手段を提供し、高齢者の日常生活を守ることが求められており、自治体を中心となって地域公共交通を支える必要がある。	+		
				3	雇用創出と就労支援	1	地域雇用の創出に関する研究	若者の定住化など地域振興につながる新たな雇用の創出について研究を進めます。また、ワークライフバランスを確保しつつ、一人ひとりのライフスタイルに応じた働き方を選択できる雇用環境の確保に努めます。	168	環境	●なし	0	1 地方公共団体が取り組んで、成果を出すことは難しいと考える。	見直し・廃止	具体的な施策の立案が難しく、全面的な見直しが必要であると考ええる。	0	雇用政策は町単独で事業化することは難しく、県や近隣市町との連携・協力が不可欠と考えられるため、抜本的な見直しが必要である。
						2	Uターン就業等に対する支援	U・J・Iターン人材をはじめ、地域の次世代を担う若い就業者の町内定住を奨励する立場から、雇用情報の提供や就業機会の確保などの支援に努めます。	169	環境	●なし	0	1 地方公共団体が取り組んで、成果を出すことは難しいと考える。	見直し・廃止	具体的な施策の立案が難しく、全面的な見直しが必要であると考ええる。	0	
						3	コミュニティビジネスの育成	地域の資源を活かしながら、環境・福祉・教育など地域の課題解決のために地域自らの創意工夫によって取り組むコミュニティビジネス（住民協働による起業）を育成、支援することにより、地域に根ざした就業の場づくりを促進します。	170	環境	●なし	0	1 地方公共団体が取り組んで、成果を出すことは難しいと考える。	見直し・廃止	具体的な施策の立案が難しく、全面的な見直しが必要であると考ええる。	0	
5	町民一人ひとりが力を発揮するまち	1	町民協働のまちづくり	1	参加と協働の推進	1	自治基本条例の制定	協働のまちづくりを推進していくうえで、住民と行政との役割分担やルールなどを明確にし、より有効的に住民参画を進めていくため、自治基本条例を制定します。	171	企画	●まちづくり講演会の開催（H23年度。講師：磯崎初仁氏（中央大学法学部教授）） ●中井町自治基本条例策定検討委員会を要綱設置し（12人。うち公募委員3人）、提言書・条例素案について検討（H24年度5回、H25年度3回開催）。 ●パブリックコメントの実施（H25.9～10。提案者2名、提案数5（うち条例素案への反映数1）） ●地区懇談会の開催（町内7会場。発言者13人、意見数18件） ●自治基本条例ニュースの発行（「広報なかい」に5回掲載）	5	・平成25年12月議会において条例案のとおり全会一致で可決し、平成26年4月1日から施行されることとなった。今後は、この条例に基づき、町民の主体的な参加による「協働のまちづくり」を推進していく必要がある。 ・条例の趣旨については、これまで広報において周知を行ってきたが、必ずしも認知度は高くないと思われるため、継続的に町民周知を図っていく必要がある。また、研修等を開催し、職員の意識啓発にも努めていく必要がある。	拡大・拡充	「協働のまちづくり」については、これまでも総合計画や各種個別計画のなかに位置付けられ、様々な取り組みが実施されてきたところだが、本条例制定を受け、より一層の推進を図っていく必要がある。 とりわけ、少子高齢化が待ったなしの状況にあることから、若い世代や女性の意見を積極的に取り入れた施策の展開を行っていく必要があると考える。	5	これからのまちづくりは、町だけでなく、住民参加が不可欠であることから、「協働」の取り組みを一層推進していく必要がある。また、必ずしも条例内容が浸透しているとは言えないことから、周知・啓発に努めていく必要がある。
						2	活動組織の育成・支援	地域活動組織やボランティア団体の活動を育成・支援し、行政との協働によるまちづくりを推進します。また、個別の課題やテーマに対する町民の意見等が反映できるよう、まちづくり組織を育成していくための体制を整備し、組織の育成・支援に積極的に取り組んでいきます。	172	地域	●平成25年度よりまちづくり活動支援補助制度を創設し、地域活動団体等への資金面での支援を行っている。（6団体が活用） ●町内の団体等を紹介した情報誌の発行を行っている。 ●まちづくり組織の町への登録なし	3	地域活動団体からの求めに応じ、積極的な支援を行っているが、まちづくり組織の育成を図るための支援体制の整備・充実が求められている。	拡大・拡充	これからのまちづくりの担い手としてまちづくり組織の育成が必要であり、そのための支援体制の整備・充実を図っていくことが必要である。	3	まちづくりパートナー制度やまちづくり活動支援補助金の成果や課題等を検証の上、施策の推進に向けて積極的に充実・拡充する必要があると考える。なお、施策内容については、整理・統合してもよいのではないかと。
						3	活動情報の提供と研修機会の充実	地域活動組織やボランティア団体の活動情報が簡単に入手できる仕組みづくりや、まちづくり活動に参加する町民の層を広げていくため、研修機会の充実を図ります。	173	地域	●情報誌の作成により、地域活動団体の紹介を行っている。 ●平成26年度よりまちづくりパートナー制度を創設し、まちづくりや地域活動に参加するきっかけづくりとなるよう運用を図っていく。	3	情報提供やまちづくりパートナー制度創設等の施策を実施しているが、町民への研修機会等の充実による育成面での対策が必要となっている。	拡大・拡充	現行施策の充実だけでなく、町民への研修機会等の充実を図り、人材育成への対策が必要である。	3	

5つの基本目標			基本計画		大施策		小施策		施策内容		施策番号		所管課		具体的な取組状況		進捗評価			継続評価		進捗状況に対する企画課評価・意見	
							4	協働活動推進のためのシステムづくり	住民参画による協働のまちづくりをより効果的に継続的に推進していくため、活動拠点の整備をはじめ、行政や各団体、各活動同士の連携、ネットワーク化を調整するコーディネート機能の整備など、総合的に協働活動を支援する体制の構築を図ります。	174	地域	●地域支援課担当が、地域活動団体等の相談に応じている。		2		専門的なコーディネートを行える職員等の育成が急務であり、総合的に活動を支援する体制づくりが求められている。	拡大・拡充		地域活動団体を育成、支援する体制の構築を行っていく必要がある。	2			
							5	協働型事業の推進	「ふれあいと交流の里づくり」や「美・緑なかいフェスティバル」などのように、企画、運営に町民や事業所が参画する協働型事業を推進します。	175-1	環境	●美・緑なかいフェスティバル ●竹灯籠のタペ										5	
							175-2	まち	●厳島湿生公園の管理について地域の方で組織する「弁天さんの会」が維持管理を実施 ●園内でのホタル再生に向けた取組みを地域の方で実施（厳島ホタルの会）		3		・地域の方が公園の維持管理やホタルの再生へ参加することにより、施設への愛着や地域の結束にも繋がっている。 しかし、高齢化が進んでいることから今後の課題として後継者の育成に取組む必要がある。	維持・継続	地域の意見を取り入れ行政と町民がと共に、地域の課題の解決や町民のニーズに応えるため、町内の活動団体と行政とがお互いの特徴を生かしながら協力・連携したまちづくりを進めることは非常に重要であり今後も取り組んで行く必要がある。また、これらを取り組んで行く事により、地域の方と共に町の課題や魅力を共有でき、より良いまちづくりができるので、継続して取り組む必要がある。								
							175-3	地域	●平成26年度より創設したまちづくりパートナー制度により、まちづくり活動に町民が参画しやすい体制づくりに着手した。							2		今後、まちづくりパートナー制度の充実を図り、町民がまちづくりに参画しやすい体制づくりが求められている。	拡大・拡充	町民が気軽にまちづくりに参画できるシステムの整備、充実を図っていく必要がある。			
							175-4	健康	●「ふれあいと交流の里づくり」については健康部会を担当していたが、新たな取り組みの予定がなく、部会の開催等、この事業としての活動は行っていない。 ●健康づくりコースを活用したウォーキングの継続実施 ●健康づくりコース内に設置した健康遊具の定期点検の実施（委託）		4		健康づくりコースを活用したウォーキングイベントは未実施である。 「ふれあいと交流の里づくり」では、健康部会については当初の目標は達成できたと考えているが、施策全体の現状や今後の方向性が把握できていない。	維持・継続	健康づくりコースを活用したウォーキング活動の推進については事業継続の必要性があり、また、協働型の取組みとしてはウォーキングに限らず、健康プラン推進事業において進めているところであり、現状に合った記載方法に見直しが必要。								
							175-5	総務	●自主防犯ボランティア子ども安全パトロール員への登録促進							3		町民一人ひとりが防犯対策に関心をもち、子ども安全パトロール員としての活動をしていただけるよう、募集に関する広報や研修会を実施している。	維持・継続	引き続き募集を行うとともに、その活動自体への支援を実施していく必要がある。			
							175-6	福祉	●特になし		0		●福祉課の事業には協働型の事業は無い	その他	●かつて美・緑なかいフェスティバルでは「福祉部会」が存在し、地域作業所等の福祉関係団体のブースがあったが、実質的に模擬店を出しているだけであったため、模擬店部会に統合された（所管は環境経済課）								

5つの基本目標			基本計画		大施策		小施策		施策内容		施策番号		所管課		具体的な取組状況		進捗評価		継続評価		進捗状況に対する企画課評価・意見																							

5つの基本目標		基本計画	大施策	小施策	施策内容	施策番号	所管課	具体的な取組状況	進捗評価		継続評価		進捗状況に対する企画課評価・意見	
				3	情報公開制度の充実	185	総務	●個人情報保護審査会及び情報公開審査会の実施 ●運用状況の公表 ●中井町情報公開条例を平成13年10月1日より施行 ●中井町個人情報保護条例を平成14年4月1日より施行	5	既に条例を施行し、法改正等による条例・規則等の改正対応も行っている。	維持・継続	法律に基づく条例の規定により運用するものであり、必要に応じた開示請求に対し今後も対応して行く。 （町が保有する公文書を町民の請求に応じて公開するという公文書の公開請求権を明らかにし、情報提供の充実と町民の知る権利を尊重し、町民参加による開かれた町政の実現を図る） また、今後施行予定のマイナンバー法に対応した規程整備を行っていく。	5	引き続き施策の展開に努めるとともに、マイナンバーに対応した規程の整備を進められたい。
				4	相談活動の充実	186	総務	●町長相談 年6回実施 ●法律相談 年4回実施 ●合同相談 年2回実施（行政相談員、人権擁護委員、民生委員による合同相談会）	4	法律相談は相談件数が増加傾向にあることから、ニーズは高まっていると思われる。しかし、相談の種類によっては利用者の比較的小さい相談もある。県や弁護士会、行政書士会などの団体でも相談業務を行っており、振り分けをすることも必要であると思われる。	維持・継続	町民ニーズを把握し、町民の方々が相談を受けやすい体制を整えていく必要がある。件数の多い相談の増設や要望の多い相談の新設、相談業務を行っている他課との連携の強化を検討する。	4	関係機関との連携を図り、施策の推進に努められたい。
			2 行財政運営の充実	1 行政を担う人材・組織の改革	1 行政改革の推進	187	企画	行政改革大綱実施計画に基づき、各取組事項についての検討及び実施に努めた。	3	達成目標を概ね達成している。未達成事項についても検討の結果、実施の必要性が薄いものについては実施を見送るなど、少なくとも取組事項に対する検討は行っている。	維持・継続	未達成の取組事項については、引続き実現の可否や目標値として適正かなどといった観点からの検討を要する必要がある、現段階では新たな取組に着手するよりも、現状の取組事項について一層の推進を検討すべきである。	3	行政改革の推進に努め、効率的な行政運営を実施されたい。
				2 組織機能の見直し	政策の立案から決定、実施に至るまで、より柔軟で機動的な組織となるよう、組織体制の見直しと事務事業の効率的、効果的な事業手法を検討します。	188	総務	●平成20年度に部制から課制に変更し、併せて事務分掌の見直しを実施 ●平成24年度に町民協働のまちづくり推進のため地域支援課を設置、健康づくり・子育ての推進のため福祉課・健康課を再編。 ●平成26年度に窓口機能強化のため税務町民課を設置、教育・保育の総合的かつ効果的な推進を図るためなかいこども園を設置	4	事務事業の効率的な推進が図れる組織であるとともに、住民からみて分かりやすく、利用しやすい組織（事務分掌）となるよう見直しを図ったものである。	維持・継続	社会経済情勢の変化や地方分権化等による事務内容の変化に合わせ、行政組織は随時に見直すことが必要であるため、状況に応じて今後も組織の見直しを行っていく。	4	行政改革大綱にも位置付けられていることから、施策187との整理・統合が図れるのではないかな。
				3 職員の能力開発と資質の向上	関係市町との人事交流や研修機会の充実など、人材育成基本方針に基づき職員の能力開発を効果的に推進し、職員の能力、資質のさらなる向上を図ります。	189	総務	●人材育成基本方針を平成17年度に策定 ●人事評価制度を平成18年度から試行実施、平成22年度より本格実施し、処遇への反映 ●職員自己啓発支援助成金制度を平成22年度より制定 ●各種研修機関への職員派遣、町主催研修の実施	4	人事評価制度は職員の能力を適正に評価し、より質の高い行政サービスを効率よく提供するとともに、職員の職務への意欲向上を促すためにも必要な制度であり、今後も制度に見直しを行いながら実施していく。 研修については研修計画に基づいて実施した。	拡大・拡充	平成26年度に人事評価制度の見直しにより、より適正な人事評価を行い、職員がより高い能力を発揮する機会を確保し、効率的な町政運営を目指す。また、職員自己啓発支援助成金制度も助成範囲の拡大を行い積極的な利用を促す。	4	研修計画や人事評価制度に基づき、引き続き職員の能力開発に努められたい。
				4 知識・情報の共有と活用	効率的で質の高い行政運営を図るうえで必要な知識や情報、ノウハウ等を共有、活用し、職員の業務品質の向上及び庁内の業務進行の効率化を図ります。	190	総務	●平成〇〇年度、イントラネット（グループウェア）の導入 ●平成16年度、例規執務サポートシステムの導入 ●平成26年度、イントラネットのバージョンアップ ●平成25年度、例規執務サポートシステムのリリース	3	グループウェアによる職員のスケジュール管理や、庁内設備の予約、共通帳票の揭示、入札執行状況の確認、登録業者情報の閲覧などの情報の共有化を行い、業務進行の効率化を図っている。 例規執務サポートシステムについては、平成25年度にリリースし大幅な機能強化を図り、職員の法制執務業務の品質の向上が図れた。	その他	現在、システムが限られた職員しか使用していない状況であるので、職員の意識の向上を図り、共有化の有用性、有益性に気づかせ全ての職員が利用するような取組が必要。 なお、知識、情報の共有化は事業の効率的、効果的な推進に不可欠なものであるが、手段であって目的ではない。総合計画、行政改革を実行していくための手法であり施策として位置付けるものではないため、次期の総合計画では削除されたい。	3	情報共有化の取り組みについては一層の充実を図る一方、総合計画への位置付けについては、その必要性を再検証されたい。
			2 質の高い行政サービスの提供	1 事務事業の見直し	事務事業の全般にわたって、事務の見直しと事務手続きの簡素化を図るとともに、事務事業評価や外部評価などにより、効率的、効果的な事業手法の選択に努めます。	191	企画	●行政改革大綱の実施計画に基づく進行管理 ●総合計画実施計画や各個別計画に基づく事業の見直し など	3	行政改革大綱などに基づき、計画的な事務事業の見直しが行われているが、事務事業評価や外部評価については一部の実施にとどまっている。	見直し・廃止	少子高齢化による人口減少や財政状況の逼迫などの理由から、事務事業の見直しについては、行政にとって今後とも重要な課題であり続けることは間違いない。 しかし、事務事業の見直しについては、主に行政改革大綱の実施計画に基づいて進められており、また、今後導入を目指す行政評価とも不可分な関係にあるため、項目立てすること自体に重複感が否めない。整理・統合を図ってもよいのではないかな。	3	事務事業の見直しは、今後とも当然に行っていく必要があるが、行政改革大綱との整理・統合も検討していく必要があると考える。

5つの基本目標		基本計画		大施策	小施策	施策内容	施策番号	所管課	具体的な取組状況	進捗評価		継続評価		進捗状況に対する企画課評価・意見				
					2	町民サービスの向上	各種申請、証明書の発行などの電子化を一層進め、町民サービスの向上に努めるとともに、システムの最適化、効率化に取り組みます。	192-1	税町(町民)	●平成16年12月 除籍電算化 ●平成21年7月 戸籍電算化 ●平成23年4月 機器更新(戸籍の端末) ●平成23年9月 受附帳イメージシステム導入 ●平成25年8月 戸籍副本システム導入	4	戸籍の電算化と戸籍副本システム等の導入により、戸籍事務の安全性・正確性が確保され、それに伴って証明発行の迅速化等、町民サービスの向上に繋がっている。	拡大・拡充	住基連携の導入により、確実性のある戸籍記載の運営に取り組んでいく。また、社会保障・税番号制度の施行を受け、個人番号カードの普及等、今後の町民サービスの向上に努めていく。	3	各種申請や公金納付の電算化等については、財政状況に十分に留意の上、住民ニーズと費用対効果を精査して進められたい。		
					192-2	税町(税務)	●現在、口座振替や納付書により行われている公金等の納付環境が平日昼間のみであるため、公金等納付者の生活様式の多様化への対応等、町民サービスの向上を目的に24時間曜日に関係なく公金等の納付手続きが可能なコンビニ収納の導入を検討。 ●平成25年10月、各科目の収納状況及びコンビニ収納導入希望について改めて調査を実施(介護を除く7科目で導入希望あり、実際の導入に当たっては要調整。)	2	・導入に向け初期投資額(8科目導入1,030万円弱)、維持管理経費(年間69万円弱)、導入までの工程(基幹システム改修、収納代行業者との事前調整などで導入まで約1年を要する)を確認。 ・各科目の収納状況及びコンビニ収納導入希望について再確認(平成25年10月) ・県内町村におけるコンビニ収納導入状況確認(随時)	新施策へ展開	・世間一般的に生活様式が多様化しており、本町の公金等納付者においてもそれぞれ生活様式が多様化していることが認められ、平日昼間のみ納付環境では支障をきたす者もあることは否定できない状況であり、町民から公金等納付に係るコンビニ収納について問合せもあるところである。 ・県内町村においても、コンビニ収納を導入する団体が年々増加している状況である。周辺町村の動向に注視しながら本町においても町民サービスの向上という観点からコンビニ収納を導入すべきと考える。							
					3	電子自治体の構築	情報通信技術の活用などを通して、事務処理や事務手続きの改善など、行政の簡素化、効率化を推進し、電子自治体の構築をめざします。	193	企画	●グループウェアの活用により、庁内のスケジュールや業務管理を行っており、クラウド化による庁内サーバの運用、リースの廃止を進めた。 ●町村会システム組合による共同電算化により、基幹系システムの共同運用への移行を進めた。	4	●情報ネットワークを介した事務への取り込みは、社会の流れに合わせ進められてきている。	維持・継続	大きく展開するには、多大な経費と、情報の専門的知識を有した人的資源が必要になる。効率化・簡素化を図る観点から、引き続き現行施策を維持するとともに、定型的な手続きの電子決裁等比較的経費や人的資源を要さない事務やシステム構成を研究・検討していく。	4	費用対効果を十分に精査した上で、施策の推進に当たられたい。		
					4	情報セキュリティの確保	個人情報など情報資産の適正な管理を図るため、情報セキュリティポリシーを策定し、運用することにより、より高度な情報管理体制の確立に努めます。	194	企画	●他市町村での策定状況や社会情勢に合わせた情報環境、法令等の研究	3	現段階で未策定である。上記で検討した内容に加え、庁内の状況を勘案したうえでセキュリティポリシーを策定していくとともに、セキュリティポリシー運用していく上で必要な、情報ネットワークや機器の構成を構築していく必要がある。	維持・継続	情報の高度化や状況の変化に併せ、内容は見直していく必要がある。	3	情報セキュリティポリシーの策定とその運用に早急に努められたい。		
					3	効果的・効率的な財政運営	1	財源の安定的確保	課税客体的確な把握と徴収率の向上による税収確保に努めるとともに、受益者負担の原則に基づき、使用料・手数料などの適正化に努めます。また、法人税の超過課税の継続や企業誘致による税収の確保を図るとともに、ふるさと納税の奨励など、新たな自主財源の確保に向け、調査研究します。	195-1	上下	●平成22年6月、料金徴収業務に係る経費の削減や使用者の利便性向上を図るべく、コンビニ収納開始。 ●近年の給水収益等の伸び悩みから職員の削減や効率的な事業の運営によりコスト削減を実施。	3	安定的な事業運営を維持するため、経営の効率化や職員数の削減等によりコスト削減を進めてきましたが、今後も引き続きコスト削減の取組を継続するとともに、施設の耐震化等には多くの事業費が掛かると見込まれるため、適正な料金水準等を検討していく必要がある。	維持・継続	地震対策や計画的な維持管理など多くの事業を実施する必要があり、財政状況が逼迫する中、事業を推進し施設を適切に維持管理するためには、財政の健全化が最重要課題である。	3	引き続き、安定的な財源確保に向けた方策に努められたい。
										195-2	税町	●徴収対策事業として県税0Bを非常勤の徴収指導員として採用し、滞納処分等の執行を通じて町職員がそのノウハウを習得。徴収率の向上を図ってきた。ただし、平成24年5月から非常勤徴収指導員は不在となっている。 ●法人税の超過課税については、平成23年度に更新し平成27年度までの5か年度間実施、税収の確保に努めている。	3	・非常勤徴収指導員の在任時には施策目標はほぼ達成されていたが、平成24年5月以降不在となっている。平成25年度については、県徴収対策課職員の短期派遣(5月から8月)受け入れにより非常勤徴収指導員の不在を補うことができた。 ・法人税の超過課税については、平成22年度から平成25年度の4か年度で228、452千円の税収実績(超過課税分のみ)である。	維持・継続	・現在、本町における税務の執行体制は賦課・徴収を分離していないことから、賦課事務繁忙期には徴収事務の執行が疎かにならざるを得ず、徴収事務に必要な専門知識や技術の習得についても十分とは言えない状況である。切れ目のない徴収事務の執行、レベルの維持、向上を図るためにも徴収対策としての非常勤徴収指導員の採用は必要である。 ・法人税の超過課税は、平成28年度以降も継続し税収の確保に努める予定。		
										195-3	企画	財源の安定的な確保をするために、課税客体的確な把握、徴収率の向上に努め、高い徴収率を維持できた。法人税の超過課税を継続し(H23～H28)、税収確保に努めた。公共施設の使用料、手数料を見直しを図った。ふるさと納税については、制度の趣旨等を考慮し検討をしてきた。	4	進捗状況としては概ね達成しているが、引き続き税収確保に向けた施策を検討していく必要がある。	維持・継続	本町の財政運営は、法人町民税の動向に大きく左右される傾向が強いため、引き続き課税客体的確な把握と徴収率の向上による税収確保に努める必要がある。		

5つの基本目標			基本計画		大施策	小施策	施策内容	施策番号	所管課	具体的な取組状況	進捗評価		継続評価		進捗状況に対する企画課評価・意見						
						2	効率的な行政運営	行政サービスのコスト削減や質的向上の観点から、中央公園等の管理運営について、指定管理者制度の導入を図るとともに、行政サービスの民営化や業務委託など、必要に応じて民間活力の導入を図ります。	196-1	税町 (町民)	●地理情報システムとして、3年に1度固定資産税の評価替えに合わせて行われる航空写真撮影の成果品をベースに、毎年更新する地番図、画地認定図を重ね合わせた地理情報を活用し、適正な課税を実施している。 ●土地の現況確認等、他部署業務でも有効活用されている。	4	・計画どおり航空写真、地番図、画地認定図の各データは更新されており、有効活用されている。 ・ハードの老朽化、システムOSのサポート終了に伴い、平成26年度にシステムの全面更新を実施予定。	維持・継続	・適正な課税実施を行うため、現行レベルを最低限確保したい。3年に一度の航空写真撮影は貴重な資料にもなる。 ・航空写真及び地番図データについては、他部署での有効活用が考えられ、必要に応じて追加情報を重ね合わせ活用していくことも考えられる。	4	効率的な行政サービスの提供を図るため、積極的な民間活力の導入に引き続き努められたい。				
						196-2	税町 (税務)	●平成27年度の固定資産税評価替えに向けた土地評価業務委託事業として、平成25年度に不動産鑑定士による標準宅地の鑑定評価、業者委託による状況類似地区及び標準宅地の見直し業務、航空写真撮影等の実施。平成26年度は前年度の作業結果を基に路線価比率表の作成、路線価の算出、公開用路線数の作成を行う。	4	・計画どおり平成25年度は不動産鑑定士による標準地の鑑定評価、業者委託による状況類似地区及び標準宅地の見直し、航空写真撮影等を実施、平成26年度においても当初計画どおり業務を遂行予定。	維持・継続	・固定資産税評価替えについては3年に1度行われるが、不動産鑑定士による鑑定評価、土地利用の現況確認等に用いる航空写真撮影など専門的かつ高度な技術を必要とするため、今後も事業の維持・継続が不可欠である。									
						196-3	企画	中井中央公園の管理運営について、指定管理者制度を導入し、行政サービスの民営化・民間活力の導入を図った。	4	進捗状況としては、概ね達成している。	維持・継続	行政サービスのさらなる向上に努めるため、引き続き行政サービスの民営化、業務委託等の見直しを図る必要性がある。									
								3	合理的な財政運営	町債や経常収支の抑制、補助金の整理・統合、事務事業の見直し等により歳出の抑制に努めるとともに、将来にわたる財政負担を考慮した健全な財政運営を図ります。また、限られた財源の中で行政効果の最大化を目指すとともに、財政状況を公表します。	197	企画	町税等の減収により、厳しい財政運営を強いられている中で、町債残高の削減に努め、幼保一元化、事務事業の見直しにより課の統廃合等を実施した。	3	進捗状況としては、概ね達成しているが、社会全般として少子高齢化、社会保障費の増などの義務的経費は増加傾向であり、経常収支比率は、後期計画策定時と同レベルとなる。 (H24実績 経常収支比率 89.8%、公債費比率は現在算定公表していない、実質公債費比率11.4%)	維持・継続	歳入においては、少子高齢化、人口減、地価長期下落傾向等により、今後の税収増が見込めない状況である。また、法人税の実効税率の見直しや法人町民税の一部国税化等の税制改正による税収影響が大きくなると予想される。歳出においても、社会保障費の増加、公共施設の老朽化による更新需要への対応等が急務となっている。今後も厳しい財政運営を余儀なくされることから、経済情勢を注視し、費用対効果を勘案した事業選択による財政運営が必要と考えられる。	3	費用対効果を十分見極めた事業選択を行うなど、適切な財政運営に引き続き努められたい。		
								4	成果志向の行政経営	1	行政評価システムの導入	効率的かつ効果的で質の高い行政運営推進に向け、施策や事務事業の見直しの判断材料とするほか、行政の透明性の向上を図るため、予算編成などと連動した行政評価システムの導入を図ります。	198	企画	●要綱案の検討 ●評価シート案の検討	2	これまで行政評価制度を導入しようと、担当者による要綱案や評価シート案の作成が行われてきたが、他の評価制度（総合計画の実施計画ローリング調書、環境基本計画などの個別計画における事務評価など）との重複を整理できずにいるため、導入を急いでも職員負担だけが大きくなるだけに終わる可能性が高いことから、導入に至っていない。 最終的には、予算編成と連動した制度を構築することが理想であるが、実際には、それに成功している自治体は多くない。まずは、なによりも、他の評価制度との重複をどう整理するかが一番の課題となっている。	維持・継続	主権者である町民に対する行政の説明責任を果たす必要性があることから、行政評価システムの導入は必要不可欠である。 ただし、行政評価は職員にかかる負担を考慮に入れ、簡便かつ効率的なシステムとすべきである。	2	簡便かつ効率的な評価システムの導入を図られたい。
										2	P D C Aサイクルに基づく施策等の進行管理	行政経営において、PLAN（計画）－DO（実施）－CHECK（評価）－ACTION（改善）の経営的な管理システムの構築を図り、施策レベル及び事務事業レベルにおける行政評価システムをその中に位置付けます。	199	企画	●個別計画における実施状況評価（各個別計画所管課） ●総合計画実施計画に基づくローリング調書の作成及びヒアリング	2	個別計画レベルにおいては、PDCAサイクルに基づく評価が行われているが、そうしたものを取り込んだ形での行政評価システムの導入にまでは至っていない。	縮小	現在においても、総合計画の実施計画ローリング調書の作成やヒアリング、各種個別計画の実施状況評価などが行われていることから、施策レベル及び事務事業レベルの2階層で行政評価を行う必要性は低いと考える。そのため、書き振りを修正すべきである。また、職員負担を考慮し、より簡便かつ効率的なシステムとすべきであるとする。	2	P D C Aサイクルによる行政運営のチェックは必要不可欠だが、施策191の事務事業評価の見直し及び198の行政評価視システムの導入との関係を整理・統合し、より簡便かつ効率的なシステムの導入を検討すべきと考える。
					3	ひと・地域・情報のネットワーク	1	広域行政と地域間連携の推進	1	広域連携事業の推進	住民サービスの向上を図るため、公共施設の相互利用や環境保全への取り組み、広域イベントの開催など、近隣市町との交流・連携事業をさらに推進します。	200	企画	●花匂いねつとにおける、定住促進、観光案内などを目的としたタウンセールスイベントを共同開催した	4	県西部、足柄上郡、秦野市・二宮町・大磯町など近隣市町との間で複数の協議会に参加しており、施設の相互利用やタウンセールスイベントの開催など、連携を深めている。	縮小	次期計画への位置付けについては、施策の縮小で調整されたい。目的と成果目標の数値が合っていない気がする。 「環境保全への取り組み」という文言については、前後の文脈と関連性がなく、どうしてここに加えられているのか意味不明	4	時代の趨勢から広域連携の取り組みは今後とも必要不可欠であるが、公共施設の相互利用などについては概ね近隣市町との間で完了していることから、施策内容の見直しを図られたい。	

5つの基本目標		基本計画		大施策	小施策	施策内容	施策番号	所管課	具体的な取組状況	進捗評価		継続評価		進捗状況に対する企画課評価・意見														
					2	地域間交流の推進		201-1	環境	●秦野市、大磯町、二宮町、中井町での観光・定住PRの実施。	3		拡大・拡充		今後、広域連携の必要性が高まっていくことが考えられるため、どのようにまちづくりに生かすかを前提として、事業に取り組むべきである。	3	どこに軸足を置いて連携を深めていくのか、そのあり方や方向性を見定めることも検討する必要があるのではないか。また、施策200との整理・統合を図る必要があるのではないか。											
								201-2	地域	●具体的な施策実施なし								0		見直し・廃止	広域行政の推進を図ることは重要であるが、これをまちづくりにまでつなげ、高めることの意義等がない。							
								201-3	教育	●山形県戸沢村との交流事業を実施（対象は小学6年生） ●中学生洋上体験研修事業を実施（1市4町1村） ●小学生広域キャンプを実施（1市4町）												見直し・廃止	教育委員会では、現在実施している教育課（青少年）所管の広域的な交流、連携事業を「まちづくり」という視点に発展させる考えはしていない。					
								201-4	企画	●広域連携の構成市町による防災講演会や合同研修会の開催 ●他市町イベントへの相互出店 ●広域連携市町による定住促進、タウンセールス、集客を目的とした合同イベントの開催 ●県西地域2市8町、湘南3市3町、1市3町、花匂い、葛川サミットなどの広域連携を展開														3		地域間交流の推進については、少子高齢化、人口減少が進む一方で、単独世帯が増加し、医療、介護、教育、交通、災害対応等の分野において、住民に身近な基礎自治体の役割が増え、住民一人当たりの行政コストも増大することが見込まれており、将来の基礎自治体のあり方を考えた場合、地域間交流の先にあるものも見据え、真剣に考えていく必要があると思われる。		
					3	生活圏を重視した行政運営の推進		202	企画	●3市3町（平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町、中井町） スポーツ・文化施設相互利用開始（H26.4～） ●後期目標70施設を達成	3		縮小	生活圏を重視した行政運営の推進については、今後、高齢化、少子化等を見据えて積極的に推進していくべきと考えるが、その中身がスポーツ施設等の相互利用ということであれば、次期計画への位置付けは縮小方向で検討すべきと考える。（近隣の広域連携市町との相互利用についてはほぼ実施済みであるため）生活圏を重視した行政運営を展開するのであれば行政圏域（2市8町）でなく湘南圏域であると思うが、どちらにも足を踏み込んでいてなかなか、湘南地域を軸足をおいた行政運営が展開されていない。	3													
								2	地域の国際化と多文化共生	1								国際理解学習の推進	幼稚園、学校における英語指導助手事業の充実や生涯学習活動において、国際化の視点を取り入れた講座を充実します。	203-1	地域	●具体的な施策実施なし	0		維持・継続	具体的な施策を検討する必要がある。		国際理解の充実・拡充に努められたい。ただ、施策84との関係を整理・統合すべきと考える。
																				203-2	教育	●外国語指導助手（ALT）を幼稚園及び小中学校に配置し、外国語活動、英語の授業を通して外国文化の紹介、国際理解教育を行っている。（施策番号84に関連）						

○第五次中井町総合計画後期基本計画 進捗状況評価結果

5つの基本目標		基本計画		大施策	小施策	施策内容	施策番号	所管課	具体的な取組状況	進捗評価		継続評価		進捗状況に対する企画課評価・意見	
					2	多文化共生の推進		204	企画	●かながわ自治体の国際政策研究会（県国際課が事務局）において、年に数回、国際交流事業に関しての他自治体の事例紹介やセミナー、多言語情報共有に向けた検討会等を実施しており、必要に応じて活動に参加している。	2	維持・継続	かながわ自治体の国際政策研究会への積極的な参加により、引き続き国際交流事業に関する調査・研究を進める。ただし、町民と行政が協働で多文化共生に対する調査・研究をすることは、町民の多文化共生の理解を深める手段として適当とは言えない。多文化共生に対する理解を深めるための手段について改めて検討し、施策内容を修正する必要がある。	2	町民ニーズの把握に努めるとともに、多文化共生に対する理解・周知に努められたい。
					3	外国人も住みやすいまちづくり		205	企画	●ごみ収集カレンダー（英語版、ポルトガル語版、スペイン語版）、ごみの出し方ガイド（英語版、H25～作成）を発行、庁内に配架している。 ●県等の防災案内ちらし等を庁舎内に配架している。	2	維持・継続	・外国人の方が安心して中井町に住み続けるためには、外国人向けに行政情報を積極的に発信していくことが重要である。今後も継続して、防災情報、ごみの情報、福祉の情報等、行政情報の中で優先的に発信していく必要がある情報について把握し、情報発信手段を検討していく。 ・相談体制については、現状として不足は感じていないが、県等の相談窓口を案内する等、外国人の方が相談しやすい体制を整備する。	2	関係機関等の連携を深めるとともに、効果的な情報発信手段の検討を進められたい。
			3	地域情報化の推進	1	ケーブルテレビを活用した情報発信		206	企画	●月毎にテロップ放送の原稿作成依頼（月8件程度） ●ケーブルテレビ網の整備事業が完了したことから、地上デジタル放送難視聴地域は、概ね解消している。	4	維持・継続	●町内のケーブルテレビ加入率は約50％と半数世帯が加入し、地上デジタル放送難視聴地域でのケーブルテレビ加入も概ね達成していることから、今後も地域情報の提供手段の一つとして、活用を継続していく。	4	ケーブルテレビを活用した情報発信に引き続き努められたい。また、地上デジタル難視聴地域への対応については概ね完了していることから、施策内容の見直しが必要と考える。
					2	情報活用能力の向上		207	企画	●生涯学習として、幅広い層への情報教育は行っていない状況である。	0	見直し・廃止	情報取得・活用手段が多様化しており、かつ習熟度の個人差が把握できていない。また、上記の理由からも行政がどの程度まで主体として関与する必要があるのか、ニーズがあるかも含め、継続には検討を要する。	0	財政状況や人的資源を勘案しながら町民ニーズの把握に努め、施策の必要性について判断されたい。
					3	行政サービスの情報化		208	企画	●ホームページは、各課で作成することで、より早く情報を提供できるような体制をとっている。 ●平成25年度年間アクセス件数 418,420件 （参考）平成24年度 319,106件	5	維持・継続	視覚的・内容的な質の向上を図っていく。	5	分かりやすい情報発信に引き続き積極的に努められたい。